

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理(案)

A: 論点として取り上げるもの

B: 担当府省庁において検討し、担当府省庁から計画案文の提出を求めるもの

C: 検討の対象外とするもの

男女: 第4次男女共同参画基本計画の見直しを踏まえて検討するもの

※「関係府省庁」欄は、建制順に並べており、最初に記載されている府省庁が当該要望の取りまとめ省庁を表すものではない。

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理案

○ 検討に当たり考慮すべき事項

要望番号	要望事項	関連する現行施策	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○とした理由)
1	【内閣府からの業務移管】 基本法制定以降、国民の声を重視する施策向上の中、平成28年4月に主管庁が内閣府から国家公安委員会(警察庁)へ移管となり、より被害者に寄り添う心のこもった施策向上にただただ期待したい。	策定方針	
2	【基本方針の堅持】 基本方針の堅持を希望する。	基本方針	
3	【名誉とプライバシーの保護】 犯罪被害者問題は基本法にうたわれているように権利の問題であり、名誉とプライバシーを守ることの重要性を明記すべきである。	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
4	【潜在的な被害者への支援拡充】 犯罪被害者支援について、基本方針には「個々の事情に応じて適切に行われること」とされており、具体的には、自らが声を上げることが困難なために潜在化しやすい犯罪被害として、性犯罪や児童虐待等が例示されているが、たとえば、親族間殺人事件などの被害者についても、支援はほとんど行われていないことから、性犯罪や児童虐待等と同様に、支援の手が届きやすいよう今後具体的な検討をお願いしたい。 実際、医療観察法や更生保護制度によって、加害者側の支援は行われているものの、被害者側には一部、DV事案で犯給法の適用拡大で対象に入った者がいるものの、多くには何ら支援が届いておらず、親族間犯罪ではない犯罪被害者よりも孤立無援状態にある。	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
5	【遺族支援中心からの転換】 現状の被害者支援においては、DVと性被害以外は、殺人被害者の「遺族支援」が中心であるが、御遺族と被害者本人を比べた場合、本人の社会的支援が立ち遅れているので、家族支援中心の現状からの転換を願う。	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
6	【権利の問題としての視点の浸透】 被害者問題は、基本法にもうたわれているように、同情や慈悲の問題ではなく、「権利」の問題である。すなわち、被害者の尊厳を尊重し、被害者としての基本的人権をどう守るのかの問題であるが、この視点が浸透していない現状がある。	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
7	【殺人事件被害者の権利保護】 殺人事件の犯罪被害者等が当然に保障されるべき権利の保護について、命の尊厳に対する裁判員裁判制度における判断(死刑判決)が軽んじられていること不十分の認識であり、民事面における権利保護の実効性は乏しい。	基本方針	犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様である。

8	<p>【「ニーズ型」の支援の実施】</p> <p>刑罰や手法に解決を求めて「被害者」の権利拡大に力を注ぐ「権利型」と呼ばれる被害者支援と、体や心の痛み、変調、不調に対応するニーズの他に、精神的ニーズ、社会的ニーズ、スピリチュアルなニーズの充足に力点を置くグリーンケア、グリーンサポートも含む「ニーズ型」の被害者支援が、ともに不可欠である。相互の連関による一層の支援の充実を望む。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
9	<p>【解決事件・未解決事件の現状】</p> <p>解決事件については、犯罪被害者等の刑事面における「被害者参加制度」及び「損害賠償命令制度」等適切に講じようとする施策の向上は見られるものの、民事面においては、賠償判決を得ても実効性がない状況にある。</p> <p>未解決事件については、「犯罪被害者給付金」の底上げ等、施策向上の情報には接しているが、実態不詳である。何よりも解決に向けたDNA型捜査等の法制度の充実と、当局との信頼関係の構築及び持続を望む。</p>	基本方針	犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様である。
10	<p>【個々のニーズに応じた支援】</p> <p>犯罪被害者の人権問題を犯罪の種類別にカテゴライズし、分担された担当部署ごとに権利拡大に努めることも大切だが、複雑な背景や事情に応じるためには、横断的に、ニーズに対応することが求められていると感じている。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
11	<p>【「ケア」の実施】</p> <p>「ケア」本来の意味に立ち戻り、考えなくてはならないと感じる。グリーンケアがグリーンケアと呼ばれない理由は、「治療」を意味する「キュア=cure」により、悲しみを解消することができないからである。「日常的な関わり」を意味する「ケア=care」により、亡き人の想いに応え、過去を生命の物語に向けて捉え直すことができるよう、「途切れることなく」かつ、「長期間に渡って」サポートし続ける必要性が共有されなくてはならないと感じる。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
12	<p>【当事者の意識の変化】</p> <p>広報啓発活動において、関係各省庁のほか、官民間問わず、医療、福祉、教育、法曹関係の職能団体、民間団体、またメディアへと、中心となる警察庁から、横断的な連携を積極的に呼び掛けることで、「ケア」の文化が社会全体で育まれることを強く望む。</p> <p>そのための具体的な施策としては「当事者視点を含む継続的な研修の場」である。ここで重要なのは当事者が支えられると共に「エンパワメント」されることである。居場所と出番の創出により、当事者の意識が変わることで、当事者と関わる方々の「意識が変化」する。両者の意識変化により、外に開かれる回路がつくられ、犯罪被害者支援への国民の総意形成が図られると思う。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
13	<p>【途切れない支援】</p> <p>途切れなくと長年掲げているが、警察・被害者支援センターの支援が中途半端になっており、当事者の方々が困り果ててネットなど、自身で探しかつ、自助グループを頼ってこられるのが多い。</p> <p>それぞれがどこまでの支援が出来て、どこに繋げていけば良いかを明確にして連携する事が大切と考える。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
14	<p>【「児童の権利に関する条約」の明記】</p> <p>児童への虐待対応や一時保護、犯罪被害児童、いじめ対策等については、その拠り所の一つとなるべき「児童の権利に関する条約」を基本計画に明記し、児童の権利擁護を前提とした取組みとしていただきたい。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。

15	<p>【被害者遺族の兄弟姉妹等の支援の充実】 殺されたこどものきょうだいについて、十分な支援があるとはいえない現状がある。親は、殺されたこどもへの悲しみや加害者への怒りに大きく心を裂かれる。きょうだいにも愛情を注いでいるつもりでも、きょうだいにとってもみれば、「殺されたこどもが一番でわたしは次」と結果的に思わせてしまっていることがある。さみしさを与えてしまったことは、悲しみ、怒りの渦中の時には気付いてあげられず、後になり、それが不登校になったり、ひきこもりという形で現れることが見られる。親が至らないのは本当に恥ずかしいことだが、それでも、わが子を殺されるという、計り知れない苦しみの中で、起きたことでもある。 被害にあっているのは、親だけではない。若年であればあるほど、言葉にはできないが、きょうだいも大きな被害者なのだ。その存在にも、親がらないからこそ、目を向けていただきたい。 また、シングルのお父さんにも目を向けていただきたい。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
16	<p>【障害児者への支援】 障害児者が健常者同様、犯罪被害者等支援施策を利用できるための、アクセシビリティ改善及び人員の確保をお願いしたい。</p>	基本方針	本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。
17	<p>【時効成立した事件の被害者の支援】 殺人罪等、死刑を含む罪状の罪種に関しては、時効が撤廃され、捜査が継続された結果、十年以上前の事件であっても犯人逮捕に至った事例もある。他方、ひき逃げ事件や、幼い頃の性被害などについては時効があるため、被害者等が刑事手続を望んでも叶わない現状がある。刑事手続に乗らないからこそその支援を望む。</p>	基本方針	犯罪被害者等基本法は、法の対象となる「犯罪被害者等」について、加害者の別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別等による限定を設けておらず、これは基本計画でも同様である。
18	<p>【多様なニーズへの包括的支援の推進】 多様な犯罪被害者等のニーズに対応できるよう、社会福祉におけるケアマネジメントの概念の導入を進めるなど、包括的支援を推進してほしい。</p>	基本方針	
19	<p>【トラウマインフォームドケアの視点に立った支援】 二次被害および二次受傷を防ぐために、「トラウマインフォームドケア(PTSD症状への理解だけでなく、トラウマ体験が被害者の心身や対人関係に与える影響を理解し対応すること、被害者や支援者双方の身体・心理・情緒の安全性に重きをおくもの)」の視点に立った支援計画を希望する。</p>	基本方針	
20	<p>【二次被害の防止】 二次被害の防止は基本計画の最重要課題である。</p>	重点課題	

21	<p>【個人事業主等の特殊な事例に対する十分な配慮と法整備】 事件発生時、大黒柱が被害者であったら、という前提で被害者の経済的救済は改正を重ねてきたが、せめて労災並みにという願いは叶わず、その時点で困窮する過去の被害者に対しても「過去には訴求せず」で切り捨てられた。また、事件当時ローンを抱えた被害者の事情に対する配慮もなかった。 死亡や植物状態になれば、保険加入者であれば免除されますが、それが無い場合地獄である。 被害者の特殊な事例があるという前提で、文科省と警察の連携での対応をお願いしたい。 発生件数が少ないので制度化しにくい、ということは理解しているので、「特殊事例への特殊対応の法」で括るとかの対応をお願いしたい。</p>	重点課題	<p>本要望にあつては、具体的な施策に関するものではないものの、新たな基本計画の策定に当たって、配慮されるべき事項である。</p>
22	<p>【当事者団体等からの意見の聴取】 これまでの基本計画見直しの実施状況の評価を見て、「改善・充実・周知等を図る必要がある」と記載されているが、具体的な記載や例が見えてこない。当事者で活動している団体や個人の意見を適切に聞き入れて頂きたい。</p>	推進体制(4)	<p>基本計画の見直しに当たっては、被害者及びその遺族等から意見・要望を聴取しており、これらの意見等を踏まえて、犯罪被害者等施策推進会議等の場で議論されている。</p>
23	<p>【定量的評価の充実に係る要望】 3次計画においては、各施策の評価に当たっては定量的な評価を行うこととされているが、現状は多くの施策において十分な定量的評価が公表されているとはいえない。4次計画においては定量的評価が困難である施策に関しては、困難である理由を明確化するなど、一層の定量的評価に努めるべきである。</p>	推進体制(6)	
24	<p>【定期的な世論調査の実施についての要望】 犯罪被害者に係る問題及び施策が、国民にどのように認識・理解されているか、あるいは、犯罪被害者自身の各種施策の認知度や利用度、それら施策に対する評価等を把握することは、施策の現場における実践状況や効果等を検証するだけでなく、新たな施策を検討する上においても必要不可欠である。3次計画においても、PDCAサイクルを意識した施策の管理・遂行を盛り込まれている。 これまでは主として被害者団体及び被害者支援団体の意見を参考に施策の企画・立案を行ってきたが、欧米に比肩するレベルにまで進展してきた我が国の施策の今後の検討に当たっては、より広範な国民の意見を踏まえたうえで施策を検討する必要がある。 四次計画に定期的(最低でも5年に1回)な国民意識調査等の実施の旨を盛り込むことだけでなく、四次計画の策定に先立って、社会調査の基本に則った充実した国民の意識調査及び被害者に対する調査が必要である。</p>	推進体制(6)	
25	<p>【国の行政機関相互の連携・協力、施策の実施状況の検証・評価・監視等】 各府省庁の各施策進捗状況の確認や課題の共有のための、各府省庁の犯罪被害者等施策担当課が一堂に会するような会合、意見交換会などを開催してほしい。 各府省庁の施策推進状況は、白書作成に合わせ確認するだけでなく、進捗状況や課題の共有、警察庁からの働きかけの機会を毎年1回でも設けるのがよいのではないかと。</p>	推進体制(7)	<p>基本計画策定・推進専門委員等会議においては、各府省庁の犯罪被害者等施策担当課の担当者が一堂に会し、年に1回進捗状況の報告や課題の共有をしている。</p>

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	関係府省庁	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○Cとした理由)
26	【弁護士との打ち合わせ時の交通費の負担】 県外の被害者等が国選被害者参加弁護士を依頼する場合、裁判を行う県の弁護士又は地元の弁護士に依頼することになる。どちらの弁護士を依頼する場合も打合せ等のための交通費がかかるので、この交通費を負担する制度の創設又は各県の法テラス同士の連携で被害者等に負担がかからないような制度の創設を望む。	1	C	法務省	被害者参加人の旅費については、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正(平成25年法律第33号)により、被害者参加制度を利用して公判期日等に出席した場合に、その旅費等を支給する制度が創設され、平成25年12月1日に施行された。被害者参加人の更なる負担軽減については、前記制度が施行され、その実施状況を見守っている段階である上、現在の厳しい財政事情の下で、弁護士による法的サービスを求めている他の国民との均衡等も考慮せざるを得ず、その実現は困難であるから、検討の対象外とすべきである。
27	【民事法律扶助制度の適用拡大】 民事法律扶助制度による弁護士費用の立て替えて、犯罪被害者等が法的手続を取りやすくなっているが、立て替え費用の返済が免除されるのは生活保護受給者等に限定されているため、月額5千円～1万円程度であっても返済が負担になっているケースも多い。予算を増やして返済が免除される対象をさらに拡大してほしい。	1	C	法務省	償還免除の対象は、生活保護受給者に限られておらず、適切に運用されていることに加え、償還免除の対象の拡大については、償還金が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点や、犯罪被害者支援のための他の方策の在り方、国費負担の在り方の観点から慎重に検討する必要がある、現在の厳しい財政事情の下で、その実現は困難であるから、検討の対象外とすべきである。
28	【国選被害者参加弁護士の資力要件の撤廃及び対象犯罪等の拡大等】 資力要件を撤廃し、被害者が無料で国選被害者参加弁護士を利用できるようにしてほしい。 また、国選被害者参加弁護士は、被害者参加制度の対象犯罪以外の被害者は利用することができず、また、弁護士が選定されるのは公判段階に限定されることから、犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から刑事手続の初期段階や賠償請求、マスコミ対応等の弁護士による充実した法的支援を受けられるよう公費による被害者支援弁護士制度の創設等について検討してほしい。	1 2 202	C	法務省	(国選被害者参加弁護士について) 国選被害者参加弁護士の選定請求に関する資力要件については、第2次基本計画において、その緩和を検討することが求められたことから、これに基づいて検討した結果、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正(平成25年法律第33号)により資力要件を緩和し、平成25年12月1日に施行された。更なる緩和については、現在の厳しい財政事情の下で、弁護士による法的サービスを求めている他の国民との均衡等も考慮せざるを得ず、その実現は困難であり、見直しの検討対象外とすべきである。 (刑事法律扶助制度について) 当該要望事項は、いわゆる刑事法律扶助制度の創設を求めるものであると解されるところ、このような制度一般の創設については、厳しい財政事情の下で、国費支出の合理性の観点から、慎重な検討を要するため、見直しの対象外とすべきである。
29	【弁護士相談費用免除に係る実態調査】 各都道府県の性暴力被害者ワンストップ支援センターや法テラス等での弁護士相談費用等の初回費用免除等の取組が進んでいるが、都道府県で差異があるようなので、適切な運用がなされているか等の実態調査を実施してほしい。	1	(ワンストップ支援センター関係) 男女 (法テラス関係)C	内閣府 法務省	(ワンストップ支援センター関係) 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 (法テラス関係) 日本司法支援センター(法テラス)においては、一定の資力基準を満たした方を対象に、弁護士等による無料の法律相談(初回のみならず全て無料)を提供しているところ、同資力基準は全国一律の統一的なものであり、都道府県によって取扱いに差異が生じることはおよそあり得ず、実態調査を実施する必要性はないので、検討の対象外とすべきである。
30	【弁護士報酬の参考基準の提示】 弁護士報酬は平成16年4月から自由化されたが、目安となる一定の参考基準を提示して欲しい。	1	C	法務省	弁護士については、弁護士自治が認められており、行政機関において、参考事項等を策定・提示等することは困難である。
31	【日弁連の委託援助事業への援助】 日弁連の委託援助事業に対して国が費用を負担し、周知を図ってほしい。	1	C	法務省	日弁連の委託援助事業に対して国が費用を負担することについては、犯罪被害者の支援のための他の方策の在り方や国費負担の在り方の観点から、現在の厳しい財政事情をも踏まえつつ、慎重に検討する必要がある、その実現は困難であるから、検討の対象外とすべきである。

32	<p>【取材報道等の対応のための代理人選任に関する支援】 事件発生後、速やかに被害者の代弁をしてくれる弁護士等のスポークスマンを国又は自治体の費用で付けるべきである。被害者は一人ひとり考え方が違うので、スポークスマンも、一人ひとりの被害者に個別につける必要がある。</p>	1	C	警察庁 法務省	法テラスにおいては、一定の犯罪の被害者に対して、日本弁護士連合会委託援助業務として、同連合会の費用負担により、マスコミ対応のための活動を含めた弁護士費用の援助を行っているところ、その費用を国が負担することについては、犯罪被害者の支援のための他の方策の在り方や国費負担の在り方の観点から、現在の厳しい財政事情をも踏まえつつ、慎重に検討する必要があり、その実現は困難であるから、検討の対象外とすべきである。
33	<p>【弁護士等に対する各種制度の周知】 既に登録済の弁護士については法務省の法テラスにおいて、そして、その前段階である司法修習生については司法研修所において、被害者参加制度及び損害賠償命令制度の理解のための講座を設けて必修科目とし、被害者に二次被害を与えないための教育施策を実施して欲しい。その要旨は下記2点である。 (1)被害者に講師を依頼し、その生の声を聴かせ、被害者の実情に対応できるようにすること。 (2)被害者の支援活動に積極的に関与した弁護士団体(例えば犯罪被害者支援弁護士フォーラム等)に講師を依頼し、被害者支援の実務経験の豊かな弁護士から実例を学べるようにすること。</p>	2 202	C B	法務省	裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であることから、司法修習生についてはC 日本司法支援センターの職員である常勤弁護士に対する研修としてB
34	<p>【賠償請求手続に関する説明】 不意に犯罪被害に遭った一般人にとっては、どのような手続を踏めば強制的に賠償請求が執行できるのかすら分からないことから、こうした制度についても、刑事司法手続の中で、犯罪被害者に対して丁寧な説明を行うべきである。</p>	3 198	B	警察庁 法務省	
35	<p>【刑事和解等の制度の周知】 性犯罪事件の示談交渉において、加害者の代理人弁護士から被害者に対する脅迫とも受け取られるような対応が行われないように、被害者保護の取組を進める必要がある。被害の状況を盗撮したビデオを材料に告訴を取り下げるよう圧力をかけるなどの事例が発生していた。</p>	4	C	法務省	検察としては、様々な対応をしていく多様な弁護士が存することも意識しつつ、適時適切に対応を行っているものであるところ、その意味では既に対応済みといえるため、検討の対象外とすべきである。
36	<p>【自賠責の充実等】 被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、交通事故の保険賠償制度は国が管理する自賠責保険に一本化し、対人無制限など充実させてほしい。自賠責保険の支払限度額や給付水準を抜本的に改善するとともに、公正な認定がされるように実態把握に努め機構の改善をはかってほしい。</p>	5	C	国交省	自賠責保険は、全ての自動車ユーザーが保険契約を締結できるよう、被害者の救済に必要な基本的な金額を確保しつつも、自動車ユーザーに過度の負担を強いることがない保険料を設定しているところであり、自賠責保険の支払額を無制限とすることは、自賠責保険料が高額となり、強制保険の性質上適当でない。 なお、支払限度額や支払基準については、賃金・物価水準や裁判、示談等の実態を踏まえて策定しており、公正な認定については、損害保険料率算出機構による調査等の仕組みが既に存在している。
37	<p>【自動車損害保険について】 反社会的勢力に所属する者に対しても、自動車損害保険に加入することができるようにしてほしい。 反社会的勢力に所属する者を保険加入から排除してしまうと、交通事故を起こしたとき、被害者が救済されず理不尽である。</p>	6	B	金融庁	
38	<p>【自転車事故被害者の経済的救済】 加害者が保険に入っていない場合、保障が得られず経済的負担は大きい。自転車事故に関しても自賠責保険のような保険制度の構築を検討してほしい。</p>	8	C	国交省	犯罪被害者施策等の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

39	<p>【加害者の損害賠償債務の国・地方公共団体による立替払制度】 刑事事件で損害賠償裁判による損害額が提示された場合、加害者側の大半がその損害額の支払い能力がない現状から、被害者が泣き寝入りしている実態がある。 このような不合理な現状を解決する手段として、支払われない損害賠償金を地方公共団体又は国が求償権を引き継ぎ、犯罪被害者に対して、その損害賠償金を立替払できる制度の創設を要望する。</p>	9	C		<p>経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異なる」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。</p>
40	<p>【受刑者に対して損害賠償が実行されるように働きかけてほしい。】 作業報奨金を損害賠償に充てることが可能である旨の周知にとどまらず、より積極的に指導してほしい。</p>	9	C	法務省	<p>作業報奨金を被害者に対する損害賠償等に充てることは、改善更生、社会復帰の促進という観点から望ましいことであり、刑事収容施設法上も、受刑者が作業報奨金を損害賠償に充当する申出をした場合にはこれを許すことが相当と規定されていることから、このような取扱いを知らない受刑者に対し、職員がこれを周知することにより、受刑者に被害弁償を考える切っ掛けを与えることの重要性は認識しており、今後も継続していく。 他方、作業報奨金は、本来、釈放後の当座の生活資金に充てさせ、円滑な社会復帰に資することが期待される性格を有するものであり、上記のような周知を超え、刑事施設職員が受刑者に積極的に釈放前の作業報奨金の受給を促す指導を行うことについては、制度趣旨を踏まえると慎重な検討を要する。</p>
41	<p>【損害賠償命令の効力延長等】 損害賠償命令制度の開始により、迅速に低額で司法手続を行えるという点で画期的なものであった。しかしながら現実問題として加害者からの支払いは滞り時効を迎えることも多く、時効延長の民事手続等被害者の不要な負担が発生してしまうケースが目立つことから、犯罪被害に起因する損害賠償の債務履行の時効の自動延長又は印紙代や弁護士費用等を軽減する制度若しくは再提訴する場合の訴訟手数料を特例により少額とする制度の創設をお願いしたい。</p>	11	C	法務省	<p>犯罪被害者施策等の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。</p>
42	<p>【民事賠償の実現方策の検討、継続的な調査の実施等】 犯罪被害者等が、損害賠償を求める民事訴訟等により債務名義を取得したとしても、現実にはほとんど債務者たる加害者からの賠償を受けられていないのは各種調査研究からも明らかである。本年民事執行法が改正されたことにより一定の前進を見たが、未だ被害者にとって満足のいく措置とは言いがたい。 加害者の損害賠償責任現状について継続的な調査を実施し、その状況を把握した上で、政府が保有する情報を債権者たる被害者が迅速、網羅的、かつ低廉に活用できるようにするなど、更なる制度改正の検討を要望する。</p>	11	B	警察庁 法務省	
43	<p>【債務不履行の加害者の現住所調査に対する情報開示のための制度改正】 運転免許所持や携帯電話契約など住民登録(住民票)以外に、加害者の居所を確認する方策を洗い出し、検討する機会があるとよい。</p>	11	C	法務省	<p>犯罪被害者施策等の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。</p>
44	<p>【犯罪被害者等補償法の制定】 犯罪被害者が国家から補償を受ける権利があることを明記した犯罪被害者等補償法を制定し、経済的支援施策の抜本的な拡充を図るとともに、簡易迅速な請求手続を実現させ、補償項目や補償額を充実させるべきである。</p>	11～13	C	警察庁	<p>犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。</p>
45	<p>【生活保護からの慰謝料や賠償金の収入認定除外】 生活保護を受けると、加害者からの慰謝料や賠償金に手をつけられない。生活保護の受給とは切り離してほしい。</p>		C	厚労省	<p>生活保護法第4条により、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定されていることから、生活保護制度における慰謝料や賠償金について一律に収入として認定しない取扱いを行うことは困難である。 なお、慰謝料や賠償金の取扱いについては、生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日社発第246号)第8-3-(3)-(オ)により、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定せず、その超える額を収入として認定している。</p>

46	<p>【損害賠償請求・訴訟における加害者側へ営利民間企業・保険会社の介入】 被害者が個人である場合、身体損傷や失職といった状況の中で弁護士を探し、何十万円もかかる訴訟印紙代など高額な金銭負担まで強いられるがそこに公の扶助は乏しく、一方、加害者は身体・経済状態良好の上「企業」という大組織をあげての加勢がつく。被害者にとっては、訴訟の場が不公平である。 また、保険会社の顧問医が実際に被害者を診察したこともないのに、いかに企業に利益をもたらすかという目的で訴訟の場へ「意見書」を提出することは、医師法第20条「医師は、自ら診察しないで(略)診断書(略)を交付してはならない」に鑑みても、きわめて黒に近いグレーな行為である。 よって、個人被害者からの損害賠償請求訴訟において、保険会社が営利目的のために加害者側へ訴訟介入することには、規制施策が必要である。</p>		C	金融庁 法務省	犯罪被害者施策等の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
47	<p>【犯罪被害給付金制度の拡充】 犯罪被害者等の給付金は「遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金」と規定されているが、このほかにも犯罪被害者やその遺族に対する緊急支援が必要な場合における「緊急支援金」の支給について制度を拡充し、給付金の支給範囲は「医療費・転居費・葬祭費」等特に必要な範囲にとどめ、支給には資力要件等を充たしたうえで、被害直後の差し迫った支援に対するものに限定した規定の見直しを検討してほしい。</p>	13	C	警察庁	犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。
48	<p>【被害直後からの所得補償】 「重症病給付金」や「障害給付金」で一時金が支給されるが、家計維持者が障害等により収入がなくなり生活資金が途絶えてしまった場合の対応として、所得補償として毎月生活費を被害直後から支給する制度の導入を要望する。</p>	13	C	警察庁	犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害者・遺族に、平均収入相当を上限として事件前の生活水準を補償するという考え方をとることについては、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度(年金型(生活保障型)制度)について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。
49	<p>【生活保障からの犯罪被害給付金の収入認定除外】 犯罪の被害に遭って仕事が出来なくなり生活保障受給者となることは多々あります。その後、犯罪被害給付金が支給されることになると、収入認定される。東日本大震災等では、義援金の給付等は収入除外となり給付が受けられたので、犯罪被害給付金が被害に遭ったことへの補償であることを踏まえると、生活保障制度において、犯罪被害給付金を収入認定から除外するのが望ましい。</p>	13	C	警察庁 厚労省	生活保障制度における犯罪被害者等給付金の取扱いについては、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等給付金に係る生活保障における取扱いについて」(平成24年3月30日付け社援保発0330第3号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)により、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定せず、その超える額を収入として認定している。また、同通知において、「当該世帯の自立更生のために当てられる額」の基準の判断に当たっては、犯罪被害者等の特別な事情に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意することとしており、既に対応済みの要望である。

50	【収入の差額の補償】 被害前の収入と被害後の減額した収入の差額を補償して欲しい。終身の補償が今すぐは困難だとしても、最低限一定期間の補償は即時に進めるようにしてほしい。	13	C	警察庁	犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害者・遺族に、平均収入相当を上限として事件前の生活水準を補償するという考え方をとることについては、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなど意見があり、新たな補償制度(年金型(生活保障型)制度)について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。
51	【犯罪被害給付金の遡及適用】 法律施行前に被害を受けた被害者にも、一定限度で適用してほしい。	13	C	警察庁	遡及適用については、いつの時点まで遡るかについて公正かつ合理的な基準を設けることが極めて困難であること、また、遡及を認めることとした期間の前後で取扱いに差異が生じることなどから、公平性の観点で問題がある。 また、遡及適用については、どこまで遡及するのか線引きが困難であるなどの理由から、経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、「新たな法制度を遡及適用することはいらないものとする」との結論が出されており、これを変更する特段の事情が認められない。
52	【警察における犯罪被害者等給付金の支給申請受理手続の迅速化等】 他の公的な給付制度の適用がある場合を除き、被害者の事件後における生活実態等も勘案するなどして、迅速に受理、事務手続を進めるとともに、一時立て替え給付金制度を導入してほしい。	13	(前半)B (後半)C	警察庁	後半については、「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異なる」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかった。 また、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において行われた金銭的支給に関する検討においても、立替払制度を採用するといった議論にはいたらず、第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。
53	【自動車責任賠償保険政府事業と同程度の補償】 犯罪被害者等給付金の額について、死者にはとても冷たい扱いを感じざるを得ない。重症病者や障害者に対して手厚いことは肝要であるが、被害者が死亡している場合の扱いによって二次被害を受けたと感じる被害者もいる。せめて、葬儀代、墓の建立費、週一で取り換える花代、線香、一周忌、三回忌、七回忌、十三回の法要にかかる費用、将来子供ができて平凡でも幸せな家庭を築けていることに代わる額を保証していただきたい。交通事故の自賠責に採用されるライブニッツ方式もしくはそれに近いものを採用するなど、死者の無念の思いと尊厳に見合う算定基準としてほしい。	13	C	警察庁	「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめにおいて、給付水準の引き上げ指針について「自動車損害賠償補償法における政府補償事業において、ひき逃げ・無保険者による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。なお、給付水準は、犯罪被害者等の経済的打撃の程度、負担の程度を考慮に入れて定められるものであるから、犯罪被害者等が被る医療関連費(介護費・リハビリ費・通院付添い費など)、葬祭費、逸失利益等、医療費を除く損害・負担については、これらの引き上げの中に実質的に含まれていると考えるべきである」との結論が出され、これを踏まえ、平成20年、犯罪被害者等給付金の最高額を自賠責並とする法改正が行われたところ、これを変更する特段の事情が認められない。 また、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において行われた金銭的支給に関する検討においても、ライブニッツ方式などを用いた新たな算定方法の採用といった議論にはいたらず、第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。 さらに、「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、長期の重傷病者や犯罪で父母を亡くした幼い子どもなどへの経済的支援を充実する改正が行われるなど、犯罪被害給付制度の拡充が図られている。

54	<p>【被害者への新たな補償方法】 損害賠償債権の国の立替払と自賠責方式により計算した犯給金のうち、各自被害者にとって有利な方を採用してほしい。</p>	9 13	C	警察庁	<p>「経済的支援に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、立替払制度は、「給付制度と異ならない」とされた上、犯罪等による被害について第一義的に責任を負うのは加害者であること、経済的支援は社会の連帯共助の精神に則って行うなどの理由から同制度は採用されなかったが、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。</p> <p>また、同取りまとめにおいて、給付水準の引き上げ指針について「自動車損害賠償補償法における政府補償事業において、ひき逃げ・無保険者による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである」との結論が出され、これを踏まえ、平成20年、犯罪被害者等給付金の最高額を自賠責並とする法改正が行われたところ、これを変更する特段の事情が認められない。</p> <p>なお、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において行われた金銭的支給に関する検討においても、立替払制度や自賠責方式による算定方法の採用といった議論にはいたらず、第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。</p>
55	<p>【性犯罪被害者の実態に即した給付制度の検討】 犯罪被害給付制度を利用でき給付されるのは主に、被害者の死亡・重症病・障害が残ったとき等だが、性犯罪の場合、目に見える傷や障害はなくても長い年月に渡って心身にダメージを受ける。療養中は就業も困難なため社会復帰がますます遠ざかるという現実がある。給付認定の拡大など、性犯罪被害者の実態に即した、給付制度の検討及び運用を望む。</p>	13	C	警察庁	<p>犯罪被害者がPTSD等の精神疾患を負った場合であっても、加療1か月以上で、かつ、入院3日以上又は3日以上労務に服することができないときは、重傷病給付金の支給がなされる。当該重傷病給付金は、加療に要した犯罪被害者の自己負担額及び当該疾病により休業がある場合には休業損害を考慮した額の加算も行われる。</p> <p>また、「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめにおいて、国の制度である犯罪被害給付制度の抜本的拡充を図るとともに、申請から裁定までの期間が審査などにより比較的長く要するなど制度運用上の制約もあることから、「犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸与・給付することが、被害直後の生活支援にとって効果的である」とし、国の制度を補完する意味も含めて、地方公共団体独自の応急的な経済的支援を実施することを促している。これを変更する特段の事情が認められない。</p>
56	<p>【親族間犯罪における犯罪被害者等給付金の見直し】 親族間犯罪であっても、犯罪行為に関与していない被害者遺族からの申請に対する犯罪被害者等給付金を支給できるよう制度改正していただきたい。</p>	13	C	警察庁	<p>「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、平成30年4月に、犯罪行為が行われた時において親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由とした支給制限を行わないことなどを内容とする改正が行われており、これを変更する特段の事情が認められない。</p>
57	<p>【犯罪被害者等給付金の額及び計算式についての説明】 犯罪被害者給付金の金額についての説明をしてほしい。根拠となる計算式を説明してほしい。</p>	13	B	警察庁	<p>犯罪被害者等給付金の算定方法については、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等に定められているとおりであるが、犯罪被害者等の視点に立った丁寧な教示という観点からB。</p>
58	<p>【犯罪被害者等給付金の減額の見直し】 給付金が見舞金の役割であるなら、民事訴訟をするか否か、労災がおりるか否かで減額されることは理解しがたい。</p>	13	C	警察庁	<p>「経済的支援に関する検討会」最終とりまとめにおいて、犯罪被害者等給付金について「他の公的給付と調整することとし、損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付金は支給しないこととする」との結論が出されたところ、これを変更する特段の事情は認められない。</p> <p>また、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において行われた金銭的支給に関する検討においても、他の公的給付や損害賠償との調整制度の見直しに関する議論にはいたらず、第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。</p> <p>なお、犯罪被害給付制度は、犯罪被害者等が、加害者に資力がなく、損害賠償が得られないことが多いという実情に鑑み、他に何らの公的給付を受けられない場合に、社会の連帯共助の精神に基づき、国が全額公費をもって給付金を支給し、その損害の一部を補てんすることにより、犯罪被害者等の精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとする点において、見舞金的性格を有するものである。</p>

59	<p>【犯罪被害者等給付金の不支給要件の見直し】 犯給金支給に際し、被害者側に過剰防衛、挑発行為など刑事罰での落ち度があると警察が認定すれば、3分の1、3分の2、全額不支給というペナルティが科される。被害者と家族の生活保障という立法趣旨に不適合であり、撤廃すべきである。</p>	13	C	警察庁	<p>犯罪被害給付制度の創設当初において、犯罪被害者に何らかの責めに帰すべき行為があった場合には、給付金の全部を支給しないようにするという制度設計も考えられたところ、被害者の帰責性については、軽いものから著しいものまでが連続しており、支給するか、しないかの二つの場合に分けてしまうことは、帰責性の軽い者にとって酷な結果をもたらすことになり、また運用上も難しい問題が生ずることから、被害者の帰責性が著しい場合は給付金の全部を支給しないこととし、そこまでには至らないものには一部を支給しないこととするという制度設計が現実的であると考えられたものである。</p> <p>さらに、一部を支給しない場合にあつては、その責めに帰すべき行為の程度に応じ、軽いものについては3分の1、相当なものについては3分の2を支給しないこととしているが、この割合については、被害者の帰責性を踏まえた適切で柔軟な裁定が可能となる点において一定の合理性があると考えられるところ、減額の割合を更に細分化するほどの特段の事情が認められない。</p> <p>なお、犯罪被害給付制度は、犯罪被害者等が、加害者に資力がなく、損害賠償が得られないことが多いという実情に鑑み、他に何らの公的給付を受けられない場合に、社会の連帯共助の精神に基づき、国が全額公費をもって給付金を支給し、その損害の一部を補てんすることにより、犯罪被害者等の精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものであり、被害者と家族の生活保障のみを趣旨とするものではない。</p>
60	<p>【犯罪被害者等給付金の申請制の見直し】 犯罪被害という、平常心を喪失している被害者の状態を考え、犯給金は自己申請制ではなく、事件を取り扱った警察の責任事務とすべきである。</p>	13	C	警察庁	<p>国が給付金の支給要件を充足している犯罪被害者等を全て把握して一方的に給付金を支給することは実際上困難であることから、飽くまでも給付金を受けることを希望する者の申請を待って裁定を行うこととしている。</p> <p>また、警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度、労働者災害補償保険制度等の他の公的給付制度においても申請制とされているものがあるところ、犯罪被害給付制度のみ例外とするほどの特段の事情が認められない。</p> <p>不知により申請期間を過ぎてしまうことを防ぐため、パンフレット等を積極的に利用して制度の周知に努めるほか、個々の事案においても給付の対象となり得る犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付制度の概要を盛り込んだ「被害者の手引」や広報用のパンフレットを直接交付するなどして、制度教示の徹底を図るとともに、申請等の記載等に関する助言も行っている。</p>
61	<p>【被害者手帳の創設】 障害者手帳と同様に、所持することで社会的サポートが得られる「被害者手帳」を作りたい。</p>	13	C	警察庁 法務省 厚労省 国交省	<p>犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。</p> <p>また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。</p>
62	<p>【犯罪被害者等給付金の不支給事由等の書面による説明】 犯罪被害者等給付金について、通学途中の殺人事件で学校保険が支給されるから受けられていないと口頭伝達であった。理由等を書面で説明してほしい。</p>	13	C	警察庁	<p>個々の事案において給付の対象となり得る犯罪被害者等に対する「被害者の手引」や広報用のパンフレット等を用いた制度教示を行っている。</p> <p>また、他法令による給付等が行われ不支給となる可能性のある場合であっても、申請が妨げられるものではなく、犯罪被害者等給付金の裁定に当たっては、「犯罪被害者等給付金支給裁定通知書」によってその結果を書面により通知し、あわせて口頭においても不支給理由等について説明している。</p>

63	<p>【他の公的給付との調整廃止】 殺人事件等の被害者遺族等は、生活維持のために早急な金銭的支援が求められるが、現行制度では支給まで相当期間を要する。多くの場合、民事的な保証が担保されない現状から、早期支給は犯罪被害者支援の大きな柱と考える。また、本制度は他公的機関から支援を受けた場合は、その分減額されるが、本システムは廃止してはいいかがか。被害者にとって本制度の主旨が半減すると感じる。</p>	13	C	警察庁	<p>「経済的支援に関する検討会」最終とりまとめにおいて、犯罪被害者等給付金について「他の公的給付と調整する」とこととするとの結論が出されたところ、これを変更する特段の事情は認められない。</p> <p>また、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において行われた犯罪被害者等給付金の検討においても他の公的給付との調整制度の見直しに関する議論にはいたらず、第3次基本計画にも盛り込まれていないところ、これを変更するほどの状況の変化があったとまでは言えない。</p> <p>なお、警察においては、犯罪被害給付制度の事務担当者を対象とした会議において、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等について指示を行い、運用面の改善に努めている。</p>
64	<p>【犯罪被害給付制度の拡充に伴う都道府県警察における事務処理体制の整備(担当職員の増員)】 犯罪被害給付制度は、度重なる制度の拡充により都道府県警察における認定事務は複雑・困難化している。また、審査請求事案も増加傾向にある。一方、一層の迅速な給付も被害者等から期待されているところである。同制度は、警察行政における唯一の法定受託事務であることから、当該事務を処理する体制の整備は国が責任を持って所要の財源を確保するなどして制度の拡充に見合った処理体制の整備を図り、一層の迅速適切な給付事務の体制確立を図るべきである。</p>	13	C	警察庁	<p>第3次犯罪被害者等基本計画期間中の犯罪被害給付制度の平均裁定期間について、第2次犯罪被害者等基本計画期間を下回っているなど、犯罪被害給付制度に係る事務処理体制については、各都道府県警察において、その事務量に応じた必要な体制が確保されている。</p> <p>なお、犯罪被害者等の負担の早期軽減のため、引き続き、仮給付金支給決定の積極的な検討や迅速な裁定等の運用面の改善を図っていく。</p>
65	<p>【重症病給付金の対象の拡張】 カウンセリング費用の公費負担制度が実施され、被害者の精神的苦痛の緩和に大きな役割を果たしていると思うが、警察庁で実施した犯罪被害者類型別調査の結果では、犯罪被害者の41%が過去1か月に精神的問題を感じたと回答しているが、そのうち医療機関を受診したものは約25%、カウンセリングを受けたものは9.9%にとどまっていることから、専門的支援を必要としている被害者のニーズを満たしているとは言えない現状がうかがわれる。被害者へのカウンセリングの提供にあたっては、経済的支援も重要である。そのため、犯罪被害給付制度において、重症病給付金の対象を公認心理師のカウンセリングへの拡張を御検討いただきたい。このことによつて、精神科医療において自費診療の対象となっている被害者の負担を軽減することが可能である。すでにカウンセリング費用の公費負担制度が実施されているが、精神科医療について重症病給付金の対象となっている被害者の場合、2つの制度にわけずに実施できることから、被害者や医療機関の書類作成等手続の軽減につながる。</p>	13	C	警察庁	<p>重傷病給付金は、犯罪行為によって著しく重大な負傷又は疾病(重傷病)を受けた場合には、犯罪被害者は精神的・経済的にも看過できない打撃を受けていることに鑑み、その傷病の程度に応じて、一定の給付金を支給するものであるところ、傷病を負った者が共通して負担を余儀なくされる保険診療による医療費の自己負担部分こそが、傷病の程度を的確に表していると考えられることから、当該自己負担部分に着目して給付金の額を算定している。公認心理師の行うカウンセリングを保険診療の対象とすることについては、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討するのは困難である。</p>
66	<p>【国外犯罪被害弔慰金等支給制度の改善等】 国外犯罪被害弔慰金等支給制度を犯罪被害給付制度と一体になるものとして、国内と海外での犯罪被害者に同様に支給するものとする。 また犯罪被害給付制度は国内、海外での犯罪を問わず、犯罪の年次と障害の等級、加害者の起訴の有無は問わず、警察に通報していれば、支給の対象としてほしい。</p>	13 19	C	警察庁	<p>(海外での犯罪について) 「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において、犯罪被害給付制度をそのまま国外犯罪に適用拡大させるべきとの結論には至らなかったところであり、また、海外における犯罪被害については国外犯罪被害弔慰金制度を運用しているところ、これを変更する特段の事情が認められない。</p> <p>(申請期間について) 犯罪被害者等給付金の申請期間は、原則として、当該犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年又は発生した日から7年であり、当該期間内に申請できなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から6か月以内に限り申請をすることができるとの特例が設けられている。</p> <p>(障害の等級について) 障害等級に定められていない障害であつて、各障害等級の障害に相当すると認められるものは、当該障害等級に該当する障害とされている。</p> <p>(起訴の有無について) 犯人が未検挙であつたとしても、要件を満たせば犯罪被害者等給付金の支給は可能である。</p>

67	<p>【犯罪被害給付制度の予算額】 国外犯罪被害弔慰金等支給制度と犯罪被害給付制度の年次予算は他の先進国と同様に180億円程度としてほしい。</p>	13 19	C	警察庁	<p>諸外国における制度については、それぞれの国の犯罪の発生状況や社会保障制度全体の在り方等の社会的背景が大きく異なり、また給付金の財源等犯罪被害者を取り巻く環境も大きく異なっていることから、我が国の犯罪被害給付制度及び国外犯罪被害弔慰金等支給制度と単純に比較することは困難である。</p>
68	<p>【用途を問わない援助制度の創設】 用途を問わない一時的な生活資金の援助制度を作ってほしい。</p>		C	警察庁	<p>犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害者・遺族に、平均収入相当を上限として事件前の生活水準を補償するという考え方をとることについては、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度(年金型(生活保障型)制度)について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。</p>
69	<p>【被害者等の家事、介護支援の整備】 被害者等は被害後の精神的・身体的被害に加え、刑事手続への関与や民事訴訟等により、それまでできていた家事、介護に支障をきたす例が少なくない。 地方公共団体においては、既存の福祉制度の情報提供や調整、活用に加え、被害者等支援条例とそれに伴う支援制度の拡充等により、家事、介護支援の整備(ホームヘルパーの派遣またはその費用の公費負担等)を進められるよう、警察庁から要請、支援をお願いしたい。</p>		B	警察庁 厚労省	
70	<p>【損害賠償命令制度の拡大】 損害賠償命令制度の適用対象を、過失により人を死傷させた犯罪にまで拡大してほしい。</p>		C	法務省	<p>損害賠償命令制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、例えば、過失により人を死傷させた犯罪の代表的なものである過失運転致死傷罪については、民事訴訟において過失割合が問題となり、審理に時間を要することが多い上、保険会社が絡むような事件では、保険会社も含めて解決を図る必要があること、刑事裁判の中で争っておかないと後になって不利になるという理由で、過失割合の争いが刑事裁判においても争点にされ、迅速な刑事裁判の実現を阻害するおそれもないとはいえないことなどからすると、そもそも刑事手続を利用して簡易迅速な審理により紛争の解決を図ることを目的とする損害賠償命令制度にはそぐわないと考えられることを考慮して、この制度を円滑に導入して運用していく観点から、対象事件とはされなかったものである。 前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。</p>
71	<p>【ローンを抱えた被害者救済の必要性】 家計を担ってきた者が犯罪被害に遭った際にローンを組んで住宅維持している場合は、状況がたちまち一転してしまふ。居場所を失うか、ローン地獄の中生きていかざるを得ない。大切な家族を失うばかりでなく、家まで失うことは二重の喪失を意味しており、そのような悲劇を避けるべく国が救済制度を設けてほしい。 例えば、犯罪被害に遭ったことにより経済的に困窮した世帯に対する相続税や市民税の非課税化、犯罪被害者の収入に関わらず適用される子どもの義務教育授業料減免の導入が一案として考えられる。 本来的には、犯給法等に被害に応じた給付金が支給されるべきであるが、税負担の軽減という既存の制度を活用するなどして犯罪被害者の経済的救済が出来るよう検討いただきたい。</p>		C	財務省 総務省	<p>犯罪被害者施策等の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。</p>

72	<p>【医療費の無償化について】 犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻せるまでの間、精神的被害に対してのカウンセリングや医療の支援の拡充とともに、精神疾患及び身体疾患に対する医療費を無償又は軽減してほしい。</p>		C	厚労省	<p>犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。</p> <p>また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなど意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。</p>
73	<p>【柔軟な労災認定の在り方の検討の必要性】 職務中あるいは通勤時に犯罪被害に遭った場合には、労災が適用されることとなることが思われるが、犯罪被害という特殊性やその影響について理解に乏しい医師（鑑定医）によって、適切な診断・鑑定がなされない場合もある。</p> <p>したがって、労災認定に当たって、犯罪被害という特殊事例であることを鑑みた公費によるセカンドオピニオンが取りやすい仕組みについて検討いただきたい。</p> <p>また、犯罪被害の影響は心身に出てくるものであるため、犯罪被害による身体面・精神面の後遺症を適切に認定できるような柔軟な労災認定の在り方を検討いただきたい。</p>		C	厚労省	<p>労働者災害補償保険は、犯罪被害に関わらず労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して必要な保険給付を行うものであり、また、調査等についても犯罪被害者に関わらず十分な配慮の上に行っているところである。今後とも労働者災害補償保険の給付について適切に実施してまいりたい。</p>
74	<p>【性犯罪被害者の医療費の負担軽減】 警察による医療費の公費負担において、被害者が警察に相談しただけでは対象にならず、事件化された場合に限定されるなど公費負担の対象にならないケースもあるので、幅広く対象にしてほしい。</p> <p>警察の公費負担の対象にならなくても地域のワンストップ支援センターに相談するなどにより地方自治体の公費負担の対象になる場合もあるので、速やかにワンストップ支援センターを紹介するなど連携をはかってほしい。</p> <p>状況によって、どちらの公費負担にもならない場合がないように、支援対象を整理し、どの地域でも必要な負担がされるようにしてほしい。</p> <p>ワンストップ支援センターにおける医療費の公費負担において、初診料、緊急避妊等の費用、性感染症の検査費用などは対象になっていると思われるが、人工妊娠中絶費用は条件によって対象外であることも多い。性暴力被害者が望まない妊娠、人工妊娠中絶手術を強いられることは、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの侵害であり、性暴力被害者の心身に大きな打撃を与えるものであり、公費負担の対象にすべきである。性感染症の検査において、被害直後と潜伏期間を考慮して一定期間をおいてからの2回の検査が行えるように公費負担を拡大すべきである。</p>	14 109 166	(医療費の公費負担関係) 1文目:C 2・3文目:B (ワンストップ支援センター関係) 男女	内閣府 警察庁	<p>(医療費の公費負担関係) 性犯罪被害の医療費の公費負担については、申告された被害内容に矛盾がないか、客観的な状況が聴取内容と合致しているか等を個々の事案に応じ総合的に判断して性犯罪被害を認められる場合に行っているところであり、被害届の提出等がないことを理由とはしていない。</p> <p>(ワンストップ支援センター関係) 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。</p>
75	<p>【性犯罪被害者の医療費の負担軽減額の拡大等】 性犯罪被害者の医療費の負担軽減は大変重要である。更なる経費負担が可能か検討していただきたい。</p> <p>また、全国的に同水準で公費負担の運用が行われているか、チェックが必要であると考え。運用状況などを統計的に明らかにして、毎年公表すべきだと考える。</p> <p>また、警察のみならず、医療関係者等も含めて周知が更に必要であると考え。</p>	14	B	警察庁	<p>できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされることを含む支援内容の充実や、公費負担制度の効果的な周知・広報の促進としてB</p> <p>なお、緊急避妊費用等の支給総数については公表しているところ。</p>
76	<p>【性犯罪被害者の医療費の負担軽減】 一度警察公費と認めながら、交際相手であることを理由に公費を返金させるが、DV、ストーカーはないか、暴力の複合性を考慮するべきだと考える。</p>	14	C	警察庁	<p>性犯罪被害の医療費の公費負担については、申告された被害内容に矛盾がないか、客観的な状況が聴取内容と合致しているか等を個々の事案に応じ総合的に判断して性犯罪被害を認められる場合に行っているところであり、交際相手であること等を理由とはしていない。</p>
77	<p>【性犯罪被害者のHIV感染予防のための健康保険適用外医療費に対する支援拡充】 加害者が外国人や不明のためHIV感染の可能性があり、性犯罪被害者が投薬治療をする場合、健康保険適用外の投薬費用が数十万円となりうる。健康保険適用外の投薬は、高額療養費制度の還付対象にもならない。HIV感染予防関係の治療も対象にしてほしい。</p>	14	C	厚労省	<p>そもそも予防投薬の効能・効果を当該医薬品が有しているか、予防的な投薬を保険適用すべきか等、薬事上・医療保険上の論点があり、それら厚労省の関係審議会等において議論されるべきものであるため。</p>

78	<p>【カウンセリング等心理療法の負担軽減】</p> <p>医療機関以外のカウンセリング費用の公費負担については、警察庁の施策であるカウンセリング費用の公費負担制度が非常に重要な役割を果たしている。この制度が全都道府県において実施されることと、その運用にあたり地域格差がなく、柔軟に運用されることを希望する。</p> <p>具体的には、対象疾患がPTSDに限定されることなく、被害による心理的影響の全てに適應されることや、制度の対象者を警察庁の通知とおり被害者本人だけでなく、遺族、家族を対象とすること、被害者が希望する場所やカウンセラーにも適用されること、また金額や期間において地域差がないようにということである。</p>	15	B	警察庁	できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされることを含む支援内容の充実や、公費負担制度の効果的な周知・広報の促進としてB
79	<p>【医療機関への公費カウンセリング制度の周知】</p> <p>犯罪被害者等のカウンセリングは重要な支援の一つであるが、精神科医療機関等に公費カウンセリング制度について周知徹底されていないため、広報啓発を都道府県警察に要請していただきたい。</p>	15	B	警察庁	
80	<p>【海外事案における遺体搬送】</p> <p>海外事案における遺体の速やかな搬送について明文化するとともに、遺体の修復を専門の医師に実施して欲しい。</p>	16	C	警察庁 外務省 国交省	御遺体の搬送については、御遺族によっては搬送を望まない方もおられることなどから一律に明文化することは困難である。 また、警察及び海上保安庁においては、日本国内で行った司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による切開痕等を目立たないように修復するための費用を公費により負担し、遺族の精神的・経済的負担の軽減を図っている。
81	<p>【地方公共団体による見舞金制度等の導入促進】</p> <p>各自治体に対し見舞金制度導入に向けた対応状況や、今後の見直しなどについて定期報告を求める、ガイドラインを作成するなど導入に向けた指導、働きかけを強化するとともに、何らかの財政的援助についても検討していただきたい。</p>	17	B	警察庁	
82	<p>【見舞金制度の検討】</p> <p>地方公共団体による見舞金制度の導入促進につき、慎重に検討してほしい。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害における災害見舞金では、法律の弔慰金・災害見舞金支給が被害等の場合に条例に基づき支給されることとなり、整合性を欠いてしまう。 ○ 地域によって有無や金額に差がある制度を促進するのはおかしい。必要なのであれば、犯給制度を充実することで全国均一の対応とすべきである。 ○ 犯給金との違い、妥当な金額設定及び財源措置につき示して欲しい。 ○ 国の姿勢に疑義がある中において、制度導入状況の白書記載は、地方公共団体への制度導入の強要と受け止められる。 ○ 被害者支援に関しては、国、県、市町で役割分担を明確にすべきであり、その中で、国・県は制度の充実や財政的支援を行うべきであり、市町が被害者に対して直接かつ具体的な支援を行うべきであると思料する。 	17	B	警察庁	
83	<p>【性暴力被害者への見舞金】</p> <p>性暴力被害者は外見上は傷害がなくても精神的ダメージの大きさは計り知れない。仕事を休みカウンセリング(警察でのカウンセリングに限定せず、その他民間の自ら選んだカウンセリング)を受け心身を休養させることができる程度の見舞金を支給していただきたい。</p>	17	C	警察庁	国からの見舞金については、経済的支援に関する検討会の最終取りまとめにおいて、国の制度である犯罪被害者給付制度の抜本的拡充を図るとともに、申請から裁定までの期間が審査などにより比較的長く要するなど制度運用上の制約もあることから、「犯罪被害者等に身近な地方公共団体が当座必要な資金を迅速に貸付・給与することが、被害直後の生活支援にとって効果的である」とし、国の制度を補完する意味も含めて、地方公共団体独自の応急的な経済的支援を実施することを促している。これを変更する特段の事情がない。

84	【「見舞金制度」ではなく「支援金制度」への通称変更】 元の生活を取り戻すことは、「権利」であり、経済的支援を受ける権利を考えれば、「支援金」とするべきである。見舞金では、支給の有無は自治体の勝手だということになってしまう。	17	C	警察庁	地方自治の尊重の観点からC
85	【ひとり親世帯への貸付制度】 犯罪被害をきっかけにひとり親になった遺族への保証人なしの貸付制度をつくってほしい。	17	C	警察庁	地方自治の尊重の観点からC
86	【無利息の貸付制度の創設】 (地方自治体による貸付金制度について)無利息の貸付金制度をつくるべきである。それは、地元の自治体であるからこそ、実際の被害状況を見ながら迅速に動けるものだと思うので、これは国がつくるべきではなく、条例でつくるべきだと考えている。	17	C	警察庁	地方自治の尊重の観点からC
87	【民間支援団体・当事者団体への支援】 近年預保納付金の減少で、民間支援団体への助成金が著しく減額され、財政事情は極めて厳しい状況にあり、人件費の確保等運営上困難を抱えており、適切な支援の継続のためには財源が必要である。 国及び地方公共団体において積極的に予算を獲得するなどして、民間支援団体及び当事者団体に財政的支援を行うことを検討していただきたい。 もし被害者支援のための予算確保がなされているのであれば、その金額を開示してもらいたい。	18 224 226	(預保納付金 関係)C A	警察庁 財務省 金融庁 厚労省	預保納付金は、振り込み詐欺等の被害金を原資とするものであり、減少していくことが望ましいものである。
88	【預保納付金の犯罪被害者支援団体助成の適正な助成、助成金額内訳や効果の公表】 多額の助成を受けていても、事業の効果や活動実態が判然としない団体がある。全国被害者支援ネットワークの傘下団体が多額の助成を受けているが、同ネットワークや傘下団体が全体のうちかなりの割合を占めており、目新しい企画なのか、いつまで受けるつもりなのか疑問を感じる。	18 224 226	C	警察庁 財務省 金融庁	預保納付金を用いた支援業務の実施状況については、「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令」等に基づいて、支援支出金管理団体により、支出先団体名や事業内容が毎事業年度公表されている。
89	【預保納付金の活用】 犯罪被害者支援団体への助成対象に直接的支援活動に必要な費用を追加してほしい。	18 224 226	(預保納付金 関係)C A	警察庁 財務省 金融庁	預保納付金は、振り込み詐欺等の被害金を原資とするものであり、減少していくことが望ましいものである。したがって、支援団体の活動・維持に必要な費用そのものを預保納付金の助成対象に追加することは、支援団体の自立の観点から、慎重に対応する必要がある。
90	【預保納付金に替わる助成の実施】 金融庁及び財務省による平成25年度からの預保納付金事業については、財源が枯渇しており、今後は同種の助成が困難だと聞いている。 したがって、金融庁及び財務省により、休眠預金や交通事故のための任意保険の掛金等の新たな財源による民間支援団体への助成について御検討願いたい。	18 224 226	C	内閣府 警察庁 財務省 金融庁	休眠預金や交通事故のための任意保険の掛金の活用については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討するのは困難である。
91	【振り込み詐欺救済法の適用罪種の拡大による被害者支援団体への支援の財源の拡充】 現行振り込み詐欺救済法により民間団体は支援を受けているが、財源が年々漸減している。この状況を踏まえ、同法の適用範囲を、現金や有価証券等に拡大することや、適用罪種を拡大することを検討することを要望する。	18 224 226	C	警察庁 財務省 金融庁	振り込み詐欺救済法では預金等の債権を対象としているが、その他の財産については他の法令において対象としている場合もあると承知しており、検討の対象外。
92	【預保納付金の再配分】 現在、被害者支援団体等に当てられている「預保納付金」は財産的被害者のお金である。被害者のお金を被害者支援に活用するのは、用途として適切でないと思われるため、一度国庫に納め、再配分を望む。	18 224 226	C	警察庁 財務省 金融庁	振り込み詐欺救済法は、詐欺等の犯罪行為により財産的被害を受けた者に対し、被害回復分配金を支払った上で、残余の額等を預金保険機構に納付するものである。

93	<p>【海外での犯罪被害者への支援体制整備】 国際化が進む現在、海外で被害を受けた場合、現地で刑事裁判が行われる場合の交通費、宿泊費の公的負担や見舞金の増額等の経済的補助をしてほしい。</p>	19	C	警察庁 外務省	平成28年、議員立法により「国外犯罪被害者等への支給に関する法律」が成立したことを受け、警察では、社会の連帯共助の精神に基づき、国外における犯罪行為により不慮の死を遂げた方の遺族又は重度の障害が残った方に対し、国が弔慰・見舞いの意を示すため、弔慰金等を支給する国外犯罪被害者等支給制度を運用している。 なお、発生国の制度によっては、被害者に経済的な補償が行われる場合があり、そのような情報を在外公館が提供することは可能である。
94	<p>【転居費用の公費負担等】 犯罪被害者の公営住宅への優先入居について、殆どの自治体で制度化されておらず、早期に取り組むことを望む。 また、一部の自治体では自宅が犯罪現場になった場合など、転居費用を支給することになった自治体もあることから、転居費用の支給についても第4次基本計画へ盛り込むことを要望する。</p>	20 23	B	警察庁 国交省	
95	<p>【犯罪被害者ではない者の優先入居について】 被害を未然に防ぐことができ、かつ警察がかかわった人で、厳密には被害者となっていない人についても公営住宅の優先入居の対象者に入れてほしい。国交省の要件を柔軟に運用できるようにしていただくと優先入居制度の利用が進むのではないかと思う。</p>	20 23	B	国交省	
96	<p>【性暴力被害者の公営住宅への優先入居等】 性暴力被害者の公営住宅への優先入居について、安全面から利用促進が困難であるという側面もあるようだが、安全に配慮しつつ優先入居を進めてほしい。</p>	20 23 25 85	B	国交省	
97	<p>【性犯罪被害者の利用状況】 居住の安定関係につき、どれだけの性暴力被害者が利用し、恩恵を受け、サポートできる予定なのか、犯罪と認められた人だけの制度ではないのか。</p>	20 23 25 85	B	国交省	
98	<p>【公営住宅の優先入居に係る期間の撤廃】 被害者等の居住の安定のため、地方公共団体は公営住宅の入居に際して特別の配慮（優先入居）をするよう定めているが、原則1年以内の縛りがあり、期限が到来する時期に退去を求めたり、他の公営住宅の抽選を申し込ませたりすることがある。被害者によっては、居住という生活環境の変化が心理的被害を増幅させるケースもあり、特別な配慮が1年に限定されている状況は、「必要な支援をとぎれなくする」という基本法の理念に反するので、被害者等の状況に応じて希望の住宅を選択でき、事情が許す限り居住できるような制度にしてほしい。</p>	20 23	B	国交省	
99	<p>【公営住宅への速やかな入居を可能とする優先制度の推進】 火災や自然災害の被災者と同様に、即避難できる公営住宅を用意していただきたい。</p>	20 23	B	国交省	
100	<p>【所有する自宅に居住できない犯罪被害者が公営住宅に優先入居できる制度の推進】 自宅が持ち家であることが原因で転居先の確保が難しい場合があるため、持ち家のある犯罪被害者が公営住宅に入居できるよう、入居要件の緩和の推進が必要である。</p>	20 23	B	国交省	
101	<p>【家賃補助制度の導入促進】 入居できるかどうか不安定な制度ではなく、転居を確実にするための方策として家賃補助制度の導入を促進していただきたい。</p>		C	国交省	「転居を確実にするための方策としての家賃補助制度」の意味するところが明らかではないが、賃貸住宅の賃借人に対する一般的な家賃補助については、財政負担の際限ない増大や家賃の上昇を招く懸念があること、大規模な事務処理体制の確保が必要になること等を踏まえて、慎重な検討が必要であるため、検討の対象外。

102	【被害直後及び中期的な居住場所の確保】 地方公共団体によっては条例で居住の安定のための施策を有しているが、利用実績は非常に限られている。地域格差と、制度の未周知、不適切なサービス内容によるものだと考えられる。それらの課題に対して、既存の制度活用として、生活困窮者支援制度による住居確保給付金の活用ができる。その他にも、この制度には、学習支援事業や就労準備支援事業が盛り込まれており、犯罪被害者等にとって、重要な支援となる。この制度の対象範囲を犯罪被害者等に拡大することを提案する。(すでに関連マニュアルではDV・性犯罪はその対象に含まれているが、ほとんど知られていない)	20 22 23	C	厚労省	生活困窮者自立支援制度は生活困窮者を対象とするものであり、犯罪被害者等が生活困窮状態にあった場合、制度の対象範囲に含まれる。
103	【公営住宅入居について、制度の整備状況調査の適切な実施】 警察庁から地方公共団体の犯罪被害者施策担当部署へ調査しても、同課が制度の整備状況を誤解し回答することが少なくない。警察庁からだけでなく国土交通省から地方公共団体の公営住宅担当部署に対しても同様の調査を実施し、正確性を担保した方が良い。	20 21 23	B	警察庁 国交省	
104	【公営住宅入居に関する職員の理解促進】 地方公共団体の公営住宅担当部署や犯罪被害者施策担当部署がこの施策の必要性や根拠となる通知を十分理解していないため、国土交通省からこれまで以上に働きかける必要がある。	21	B	国交省	
105	【民間住居への入居】 公営住宅は場所が限定されているだけに、加害者側に引越しが限定されやすいので、被害者等の安全を優先するために、原則公営住宅ではなく、原則民間アパートを借り上げ、賃料を負担してほしい。	23	C	国交省	どの民間賃貸物件を借上げ型公営住宅として採用するかは各事業主体において判断すべきであるため、検討の対象外。
106	【セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)制度を活用した、犯罪被害者の転居先の確保推進】 本制度において、犯罪被害者を入居対象者とする住宅の登録が増えるような取組をしてほしい。	23	B	国交省	
107	【オートロック付き住宅への入居】 自宅が性犯罪の被害場所の場合、オートロックが必要だが、生活保護を受給していると無理だと言われたので、オートロック付きの民間賃貸住宅も民間借上げの対象にしてほしい。	23	C	国交省	どの民間賃貸物件を借上げ型公営住宅として採用するかは各事業主体において判断すべきであるため、検討の対象外。
108	【身寄りがいない人への緊急一時シェルターの確保】 被害直後、泊めてもらえる友人や家族のいない性暴力被害者のための緊急一時シェルターの確保をしてほしい。	25 27 85	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
109	【18歳以上の性虐待被害者の避難施設】 18歳以上の性虐待の被害者に対して一時保護及び一定期間、居住できる施設を婦人相談所一時保護所・婦人保護施設以外にも増やしてほしい。 自宅での被害ではなくても加害者が近所に住んでいるなどで自宅が安全ではない場合など、一時的にホテル等で宿泊する際の費用を補てんするなどしてほしい。	25 85	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
110	【性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援】 性暴力被害者に対して必要であればヘルパーを派遣するなど生活支援を行ってほしい。特に若年性暴力被害者に対してカウンセリングや自助グループなどの心理的なケアを継続して行なえるような支援策を行ってほしい。	31	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

111	【性犯罪被害者等への自立支援】 性暴力被害者ワンストップ支援センターなどで、相談支援や同行支援などが進んではいるが、人員確保や環境整備など、まだまだ拡充が足りないというのが現場の支援員の感じる現状である。被害者が安心してできる環境を取り戻すために住居・就労など更なる支援の拡充とそのための予算が適切に配備されることを望む。	31	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
112	【性的マイノリティ(とくにトランスジェンダー)への性暴力被害やDV被害に対応できるシェルターの整備】 性的マイノリティの方からの相談があり、とくにシェルター利用について整備が進んでいないと感じており、整備を進めていただきたい。	31	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
113	【性暴力被害者専門シェルター設置】 被害直後の被害者が身の安全を感じて安心して過ごすことができる場所を確保してほしい。DVシェルターは、電話が使えない、外出が許可制等ルールが厳しいが、そういったルールは性暴力被害者には必要でない。	31	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
114	【近親相姦の被害者に対する支援】 近親姦に対しては、親権を停止し、被害を受けた子どもが独立して生きられる支援(例えば性被害に特化したシェルターを作り、子どもの性暴力被害についての専門知識を持ったスタッフを配置するなど)を行う。	31	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
115	【事業主等の理解の増進】 事業主に対して、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、DV被害者の雇用を継続するよう義務付けるなどしてほしい。		男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
116	【犯罪被害者等に対する就職支援に関するネットワークの構築】 犯罪被害に遭い、これが原因で、職を失った人、収入が激減した人があることへの状況に鑑み、ハローワーク等において、犯罪被害者等の置かれている立場を理解し、犯罪被害者等の就職支援に関して関係機関と連携し、研究、検討会等のネットワークを構築して、相談等を整備されることを要望する。	34	B	警察庁 厚労省	
117	【個別労働紛争解決制度の活用】 セクシュアル・ハラスメント事案において、第三者機関が事実認定や被害者の雇用継続及び権利回復が行えるような仕組み作りが必要である。	36 37	B	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
118	【被害者参加制度等利用時の特別休暇導入等】 被害者参加制度に対する各企業での理解を促進し、被害者が職場に遠慮することなく、公判に出廷しやすくするために、被害者参加人が公判に出廷するために勤務先を休む場合は、労働基準法で定める従来の有給休暇を利用するのではなく、特別の有給休暇扱いとし、労働基準法を改正して、その利用を義務化し、被害者等の制度利用妨げる企業があれば罰則を適用するようにしてほしい。 また、警察署や検察庁に行く場合も同様としてほしい。 職場復帰の推進とともに、休職中のメンタルヘルス対象者の復職支援策である「リワーク」プログラムを、被害者等も利用できるように法制化してほしい。	38	C	厚労省	(前段) 被害者参加制度利用のための休暇については、各企業において、年次有給休暇や既存の特別休暇制度の活用、特別休暇制度の新設等の方法が考えられる。また、被害者が休暇取得の理由を知られたくない場合も多いと予想されるため一律に法制化することはなじまないものとする。 (後段) 「リワーク」プログラムについて、地域障害者職業センターにおいては、休職者、事業主及び主治医の3者の合意が形成された場合、被害者等も含めて利用できる。なお、円滑な職場復帰のためには、休職者及び職場の個々の状況を踏まえながら、上記「3者の合意」に基づいた取組を行うことが重要であるため、一律に法制化することはなじまないものとする。

119	【犯罪被害休暇取得への具体的な取り組み】 既存の休暇制度の拡充、裁判員のための休暇制度を参考にした制度の導入、企業に協力を求めるなどとして、現実的で受け入れやすいモデルとなるようなものを作り浸透を図ってほしい。	38	B	厚労省	
120	【被害回復のための休暇制度】 被害回復の一助となるような、被害回復休暇(1週間から1か月程度)のような制度がどの企業、どの職種にも設けてほしい。	38	C	厚労省	被害回復のための休暇については、各企業において、年次有給休暇や既存の特別休暇制度の活用、特別休暇制度の新設等の方法が考えられる。また、被害者が休暇取得の理由を知られたくない場合も多いと予想されるため一律に法制化することはなじまないものとする。
121	【被害回復のための休暇制度に係る零細企業への援助】 被害回復のための休暇制度の周知・啓発につき、零細企業等には公的補助をしてほしい。	38	B	厚労省	
122	【犯罪被害者等の就労支援制度の確立について】 ある日突然、犯罪被害に遭い、負った心身等の障害により、これまで勤めていた会社を辞めざるを得ない、又は被害以前のような勤務が出来ないなどの状況に追い込まれ、経済的苦境に追い込まれている被害者等が多く存在する。 とりわけ、一家の大黒柱を失い、収入が途絶えた遺族、幼い子供を抱え働くことが用意できない遺族等にとっては、深刻な問題であるため、犯罪被害者等に優先的に就労を斡旋できる制度の確立や就労するための各種資格を取得する受講料金の補助などの支援制度の確立について要望する。		C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
123	【犯罪被害者保険・犯罪被害人身傷害保険の開発・導入】 新しい犯罪被害者保険(犯罪被害事故傷害保険等)・犯罪被害人身傷害補償保険(仮称)のシステムを開発するよう警察庁が中心となって損害保険協会等と導入に向けて要望する。また、国内や諸外国での実施例を調査し、公表してほしい。		C	警察庁 金融庁	犯罪被害者等に対する経済的支援については、犯罪被害者等給付金を始めとして、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等の公的制度や民間の保険制度が存在しており、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討するのは困難である。
124	【被害者等が活用できる保育制度の拡充】 証人尋問、被害者参加の際に利用する保育制度への助成を行ってほしい。		C	内閣府 法務省 文科省 厚労省	証人尋問等に保護者が対応しなければならない場合の子どもの保育については、現行制度においても実施している事業として、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う、「一時預かり事業」を利用できる場合があり、当該事業を適宜ご活用いただきたい。 証人尋問時の施策という点でいえば、証人には被害者以外も含まれることから、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマともいえるため、見直しの場で検討することは困難である。
125	【性暴力被害者支援の予算】 性暴力被害者支援の国家予算を他の先進国と同様に年間35億円程度にしてほしい。		B	内閣府 警察庁 総務省 厚労省	

126	<p>【詐欺被害に関する雑損控除の適用】 詐欺は雑損控除の対象とならない一方、盗難、横領、爆発など人為による異常な災害は対象となっている。盗難と横領が対象となるのであれば、振り込め詐欺等の詐欺も対象とすべきである。</p>		C	警察庁	<p>税制調査会における審議において、詐欺による損失については雑損事由としないこととする結論が出ており、これを変更する特段の事情が認められない。</p>
127	<p>【刑事損害賠償の申立手数料を1件2000円にすること】 現行では1件1訴因ごとに一律2000円となっているが、多数の犯罪を繰り返し、訴因が多数に及ぶときは、かえって民事裁判を提起するよりも手数料の負担が重くなる事案がある。申立手数料を申立て1件ごとにしていただきたい。</p>		C	法務省	<p>損害賠償命令事件において、裁判所は訴因に係る不法行為ごとに審理を進め、損害額を決することが予定されており、これにより申立人の受ける利益や裁判所の負担も訴因ごとに異なるものと考えられることから、1個の訴因に対応する申立てを基準に手数料を算出することとしたものであるところ、このような制度趣旨を超えてまで申立手数料を申立て1件ごととし、手数料の減額を認めることは、厳しい財政事情の下で国費支出の合理性の観点から慎重な検討を要するため、見直しの検討対象外とすべきである。</p>
128	<p>【異議申立て費用の敗訴者負担】 支払を命じる決定に対して、加害者が異議を申し立てた場合に、民事裁判に移行するが、現行では、異議申立てを行った加害者ではなく、異議申立てを受けた被害者が印紙を納めることになっている。刑事裁判所の公権的判断がある以上、不服申立ては異議申立人が納付するものに変更していただきたい。</p>		C	法務省	<p>通常の民事訴訟に移行した際の手数を被害者側が納付することとされているのは、異議の申立てにより民事訴訟法上の訴えの提起があったものとみなされ、通常の民事訴訟を起こした場合と同様に、解決を求める被害者側がまず手数料を支払うこととすべきであると考えられたことによる。通常の民事訴訟に移行した際の手数料納付の在り方は、訴えを提起した側が手数料を納付するという民事訴訟手続一般の問題と関連することから、犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。</p>

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	関係府省庁	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○とした理由)
129	【「PTSD対策に係わる専門家の養成研修会」の内容の充実】 「PTSD対策に係わる専門家の養成研修会」において、従来国立精神・神経医療研究センターで実施されていた「犯罪被害者メンタルケア研修」のような被害者支援に特化した研修の実施を充実されることを希望する。 具体的には、被害者に対応する医療従事者（医師、看護師等）、地方自治体職員（被害者相談窓口）、警察・司法関係者、保健・福祉職、被害者支援団体、学校・保育園担当教員等に対する被害者支援研修と、被害者のPTSD等の治療に当たる専門家を養成する研修である。	39	B	厚労省	
130	【PTSDについての広報啓発】 国民にPTSDについての正しい知識が浸透していない。PTSDという言葉だけが広まっているだけで、PTSDの治療法が確立していることはあまり知られていない。PTSDの正しい知識も広報啓発すべきである。	39～42	C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
131	【性的被害によるPTSDについての保険適用】 警察への届け出をしなくても、数十年過去のことであっても、被害が人生に与えている負の影響は甚大であることから、性的被害によるPTSDという診断によって、いつでも誰でも保険適用されるようにして欲しいと思う。	40	C	厚労省	診療報酬体系での評価のあり方については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。
132	【PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大】 現在PTSDの心理療法においては、持続エクスポージャー療法のみが医療保険の適応となっているが、近年日本でもCPTや児童のPTSDに対するTF-CBTなど諸外国のガイドラインや複数のメタアナリシスの研究においてPTSDに有効な治療法として推奨されている他の心理療法に対する効果研究が推進されており、これらのエビデンスに基づいて医療保険の適用がすすむことを望む。 また、本施策にはPTSDの医療保険のみが対象とされているが、実際の医療現場では、PTSDに限定されない犯罪被害者の治療に対する特別な診療報酬が必要と思われる。犯罪被害者の治療には二次被害を与えず、安心を提供できる治療が求められており、通常より時間がかかったり、また司法や保険のための診断書等多くの時間を要する。しかし、忙しい精神医療の現場では、通常の診療報酬の範囲でこれらを行うことは非常に困難であり、犯罪被害者の治療に当たり、「犯罪被害者治療加算」のような特別加算があることは精神医療の対応の向上のために必要であることからぜひ、検討をお願いしたい。この課題にあたっては、犯罪被害者の範囲をどのように特定するかが問題となるが、警察や検察からの依頼における犯罪被害者の治療、意見書や精神鑑定の実施における加算等について検討することが可能であると思われる。 特に、子どもの性的被害や犯罪被害に対応できる医師の不足は著しく、子どもの被害者にも診療報酬の加算措置が必要である。	40	C	厚労省	診療報酬体系の見直しは、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。
133	【性暴力被害者に対する治療者の養成】 国立精神神経センターも認めている性暴力被害者の被害後に罹患するPTSDの治療法の内、特にエビデンスが認められる持続エクスポージャー療法とEMDRの熟練した治療者（最低20人はPTSD患者の専門的治療経験があり患者を真解させていること）を各県で最低50人は養成してほしい。		男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
134	【相談機関における医療機関の情報共有】 PTSD、被害者支援の知識、理解のある臨床家とつながりにくい現状があるので、医療機関の名簿を関係する相談機関にも配付するなどしてほしい。また、被害者等あるいは支援者がPTSD治療機関を探る際に何にどのように困っているかを明らかにして、情報提供のシステムを再考すべきだと考える。	41	B	厚労省	

135	【警察による医療機関情報の提供】 通報を受けた警察から、今後の相談先としてPTSDの治療が可能な医療機関について情報提供をお願いしたい。市役所の窓口などでも無料のリーフレットとして置いてほしい。	41	B	警察庁 厚労省	
136	【医療現場における自立支援医療制度の周知徹底】 各医療現場に自立支援医療制度の利用について周知を徹底してほしい。	42	B	厚労省	
137	【労災における「第三者行為」被害者へ、健康保険使用制度の確立を】 国民健康保険加入者であれば「第三者行為による傷病届」を提出すれば、被害者は、健康保険を使って被害回復のための医療を受けることができる。 しかし、通勤途上で過失傷害事件の被害に遭った場合、労災が適用され、それゆえに保険10割の医療費支出を余儀なくされる。 この現実はまだ知られていないが、労災における「第三者行為」被害者が、長きに渡り健康保険すら使えず、高額療養費支給申請すら却下されてしまうというのは、他の自己過失による労災や、プライベートな傷病の医療利用者に比べて、あまりにも負担が大きく、不公平である。 これは、労災事務において、基本法前文「犯罪被害者等に生じた損害について、第一義的責任を負うのは加害者」、という原則のみがひとり歩きし、基本法第14条のほうはあまり知られていない、あるいは組織の怠慢により「被害者ファースト」でない事務取扱がなされてしまう故、であろう。 よって、厚生労働省から、各事業所労災担当者へ、基本法第14条に則り、「保健医療サービスの提供」について、周知徹底を図る必要があると考える。		C	厚労省	業務又は通勤を原因とする負傷、疾病等に罹患した者については、第三者行為災害によるものか否かに関わらず、労災病院や全国に約43,000箇所存在する労災保険指定医療機関において、原則として無料で治療等を受けることが可能である。 労災保険指定医療機関以外の医療機関で治療等を受けた場合は、その治療費を一時的に当該者が全額負担し、その後、国に請求することにより、負担した費用が支給されるが、労災保険指定医療機関以外の医療機関に受診し、その後労災保険指定医療機関に転院することも可能である。 これらについては従前から全国的に広く周知・広報を行っているところであり、第三者行為災害によって生じた損害について、一般的に責任を負うべきなのは災害の原因を作った加害者であるが、労災保険請求がされ、業務災害、通勤災害によるものと認定されれば、被害者が加害者から既に損害賠償を受領している場合等を除き、上記のとおり労災保険から所定の給付を行っている。 左記については、個別の事例であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
138	【刃物による後遺症の基準について】 刃物で刺された後遺症についての症状固定の診断基準は定まっているのか。 労災基準に準じたものなのか。 鑑定医の恣意的なもので決まる要素は排除されているのか。 そもそも、刃物による後遺症の基準はあるのか。 以上の疑問のもと、PTSDと同等の熱心さをもって基準作りを行ってほしい。		C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
139	【サービスの質の向上のための研修の充実】 医療従事者が、被害者の精神面だけでなく身体面も損ねることへの理解を促す等、サービスの質の向上のための多面的な研修を受講できるようにしていただきたい。	43	B	厚労省	
140	【犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進】 「犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進」においては、まだPTSDなど特定疾患の講義にとどまっており、犯罪被害者の心理・治療・ケアに対する総合的な教育の充実を望む。また、児童虐待・配偶者間暴力被害者の発見、通告義務、司法医学におけるアセスメントなど被害者の生命や予後に係る医療についての教育の充実が必要である。公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士においては、卒業教育での研修の充実が施策にあげられているが、大学・大学院等でのカリキュラムにおいても、「犯罪被害者の心理及び対応」「PTSDへの対応について」等の犯罪被害者等に関する専門的知識・技術についての項目が取り入れるとともに、公認心理師等養成の実習先として被害者支援機関を入れるように働きかけてほしい。	43 66 67	B	文科省 厚労省	
141	【各都道府県及び政令市の精神保健福祉センターの犯罪被害者等支援における役割の明確化】 精神保健福祉センターにおける被害者等支援の具体的な役割(例として管轄内のPTSDや複雑性悲嘆に対応できる精神科医療機関に関する情報の収集、提供、希死念慮を示す被害者等への対応方法に関するコンサルテーションなど)を提示し、各地方公共団体の被害者等総合的対応窓口との連携が形骸化しないよう、取組を進めていただきたい。	44	B	警察庁 厚労省	

142	<p>【精神保健福祉センターに対する犯罪被害者等支援業務についての理解促進】</p> <p>犯罪被害者が地元で精神保健福祉サービスを受けるにあたり、都道府県等地方自治体の取組は重要である。都道府県における精神保健福祉サービスの中心は精神保健福祉センターであることから、ここでの犯罪被害者等支援の充実が重要である。犯罪被害者がまず訪れる機関としては、警察や身体医療機関、民間犯罪被害者支援団体があげられるが、これらの機関から精神保健福祉サービスへつなぐにあたり、公的機関である精神保健福祉センターが機能することが求められる。精神保健福祉センターがその機能を発揮するためには、単にセンター長会議でとりあげるだけでは困難であり、精神保健福祉相談において犯罪被害者の相談を積極的に取り上げる旨の通知等が必要であると考えられる。精神保健福祉センターでは、災害時の対応などトラウマへの知見を高めており、十分な技能を有していると考えられる。また、現在においても少ない職員で多大な労務を負っていることから、地方自治体の精神保健福祉センターにおける犯罪被害者支援に対する取組においても助成が可能な体制をつくる必要がある。</p> <p>また、医療提供という側面においては、精神保健福祉センターのみの対応では十分ではないことが考えられる。国立病院機構に属する国立病院、全国自治体病院などの公的病院の医療従事者(精神科、婦人科、小児科、救命救急等被害者の受診する可能性のある科の医師、看護師、ソーシャルワーカー、精神保健福祉士、公認心理師・臨床心理士)に犯罪被害者の支援やケアについて研修を行うことを提唱したい。公的病院が、被害者への理解を深めることで、地域の被害者が安心してかかることのできる医療拠点となることが地域に密着した被害者支援を行うことで非常に重要であると考えられる。また、いくつかの基幹病院を選定し、犯罪被害に起因するPTSD、複雑性悲嘆等の疾病について、エビデンスに基づいた治療を安定的に提供できる体制も必要である。</p>	44	B	厚労省	
143	<p>【救命救急体制の整備】</p> <p>医療活動のできる高規格の救急車(ドクターカー)および医療専用機(ドクターヘリ・ドクタージェット)を整備・配備して、人身にかかわる事故に対し、地域格差なく全ての人に迅速、適切な医療が施されるよう、救命救急体制を万全にしてほしい。そのためにも、救急指定病院の拡大、指定外病院でも迅速な医療が施されるシステム、さらに遠隔地医療等の充実をはかってほしい。</p>	45	C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
144	<p>【被害者への「診療拒否」「診断書発行拒否」をなくす取組】</p> <p>救急医療の場において、被害者であることを理由に診療拒否されたことはないが、リハビリ医療・急性期後医療においては、事件・事故被害者であることを理由に「診療拒否」する医療機関は多い。酷い例では、CT放射線被爆検査を実施し高額医療費を請求する一方で「今後の診療はお断り」というところもあった。治療はするけれども(損害賠償請求のための)診断書や意見書は書かないよと条件付診療を言い渡されているくらいである。損害賠償請求・訴訟の場においては、加害者側には保険会社が介入し、自社の営利目的のために、被害者が提出する「診断書」等に、診療をしていない保険会社の顧問医がことごとく反論を書いてくるのである。この状況がなくなる限り、「診療拒否」「診断書拒否」をなくすことは難しいと思われる。</p>	45 46	C	厚労省 金融庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

145	<p>【交通事故被害者への適正な治療等】 交通事故被害者への適正な治療と補償、後遺症認定がなされるように、初期診断にあたっては、全身の検査が重要であることを医療機関に指導徹底すること。外傷がなくても頭部打撲や脊髄液減少症などの発症の可能性がある全ての場合にMRIなどの画像診断記録を義務づけるなど制度整備を図ってほしい。</p> <p>事故による流産もしくは帝王切開術に対する補償、およびその結果発生する後遺障害に対する補償についても給付水準を抜本的に改善してほしい。経済的支援と合わせ、PTSDに対する支援制度など精神的な支援を含めた被害回復の補償制度整備を進めてほしい。</p>	15 47	C	警察庁 厚労省 国交省	<p>(前段) 初期診断における検査等については、医師の適切な判断に基づき行われるものであり、一律に法律で義務付けることにはなじまない(厚労省)。 自賠責保険制度においては、被害者の症状について事故と相当の因果関係が認められる場合に、保険金支払の対象となる。 なお、高次脳機能障害を幅広く審査対象とするよう後遺症等級認定申請の際、必ずしも画像所見を要しないこととする措置を既に講じている。また、脳脊髄液減少症については、厚労省の研究班から、脳脊髄液減少症の原因の一つとされている「脳脊髄液漏出」を判定する画像診断基準が発表されており、この画像診断基準は脳脊髄液減少症の症状を多角的に判断するために非常に有効な基準となっている(国交省)。</p> <p>(後段) 犯罪被害者等に適用のある経済的支援制度は、犯罪被害者等給付金のような犯罪被害者に特化した制度にとどまらず、医療保険、障害者福祉制度、年金制度等、国民一般にも適用される制度が多数存在する。 また、第2次基本計画に基づく「犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」の取りまとめにおいても、犯罪被害以外で、自分に責任がない要因に基づき、経済的支援を要する状況に置かれている方達を考えると、社会保障の枠組み全体の中での公平性の問題があるのではないかなどの意見があり、新たな補償制度について提言するに至らなかったところである。これを変更する特段の事情が認められない。</p>
146	<p>【交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等】 訪問相談支援は、その場での確かなアセスメントを行い、様々な社会資源のコーディネートが必要になる専門性の高い業務である。二次被害を与えないためにも、訪問支援時には、福祉・保健等の専門職を派遣できる体制に改めてほしい。</p>		B	厚労省 国交省	
147	<p>【交通事故による後遺障害者に対する支援の充実等】 脳外傷による高次脳機能障害及び脳脊髄液減少症を被害者保護の観点から重大な後遺症として積極的に認定する制度改善を進めてほしい。これらを含む後遺障害者の治療と生活保障を万全にしてほしい。高次脳機能障害及び重度脊髄損傷の介護料支給対象を診断書による判断として拡大してほしい。遷延性意識障害者を介護する療養センターを充実してほしい。</p> <p>高次脳機能障害者の早期脳リハビリ施設の充実及び後遺障害者が受傷から社会復帰まで一つの施設で一貫した支援が受けられる体制を整備してほしい。</p>	47 48	B (自賠責関係) C	厚労省 国交省	<p>「交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等」及び「高次脳機能障害者への支援の充実」としてB</p> <p>なお、自賠責保険制度においては、高次脳機能障害を幅広く審査対象とするよう後遺症等級認定申請の際、必ずしも画像所見を要しないこととする措置を既に講じていることからC。また、(独)自動車事故対策機構が実施する介護料支給業務においては、従来より、受給資格の有無を、自賠責保険の等級認定が無い者については診断書から判断する仕組みが構築されていることからC。</p>
148	<p>【高次脳機能障害の認定】 現在は臨床診断・客観的診断・画像診断と3つの証拠がそろわなければ、高次脳機能障害として認定されないが、画像診断が揃わなくても、臨床診断と客観的診断が揃えば「高次脳機能障害」と認定してほしい。また、高次脳機能障害への理解が広がるように啓発・啓蒙施策を進めてほしい。</p>	48	B	厚労省	国立障害者リハビリテーションセンターに設置している「高次脳機能障害情報・支援センター」における普及啓発・情報発信の実施としてB。
149	<p>【積極的な画像診断】 救命措置完了後の段階で構わないので、画像診断も行うようにしてほしい。</p>		C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
150	<p>【保健医療サービス及び福祉サービスの提供】 被害児童、少年等に対する精神的なケアを継続的に行える制度を整えるべきである。特に関係機関職員が、性虐待、性暴力被害のトラウマについての基本的な知識を幅広く持つように研修やスーパービジョンを受けられるようにすることが重要である。また、専門的に心理的なケアができる専門家の養成・研修も行う必要がある。</p>	49 50 55 56 57	A	警察庁 文科省 厚労省	公認心理師、臨床心理士の活用としてA

151	【思春期精神保健専門家の育成・被害少年のための治療等の専門家の要請、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施】 被害児童のための専門家における養成において、従来の厚労省で実施している研修において児童虐待や配偶者間暴力における被害のみならず、被害児童一般についての知見及び、児童のPTSDの治療者育成を強化することを望む。有名なアメリカの小児期逆境的体験の研究などから、虐待等の被害体験が、学習・行動上の問題、精神疾患、身体疾患、経済的困窮にもつながっていることが判明しており、被虐待児童の回復は重要な社会的課題である。児童のPTSDに対しては、海外においてエビデンスを有する治療技法の効果研究が日本でも実施されており、このようなこどものPTSD等トラウマの治療に精通した医療者の育成が必須である。	49 50 220	B	厚労省	
152	【性的虐待についての周知】 以前に比べると児童虐待に対する対応が充実してきていると思うが、性的虐待についてはまだ地域や担当者間での対応に差があるように感じる。身体・心理的虐待のみならず性的虐待も広く周知徹底してほしい。		男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
153	【公立高校におけるカウンセラーの配置】 公立高校にもカウンセラーを配置してほしい。	55	B	文科省	
154	【被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等】 児童生徒が日常的にうける被害として痴漢等を含む性暴力や児童虐待等があり、また近年交通事故や登戸殺傷事件に代表される通り魔事件に巻き込まれるなどの被害も発生している。教員は、そのような被害少年の変調に早期に気づくことができる立場であり、専門職であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携によって適切な対応をとることが必要である。教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの卒後教育、研修に犯罪被害への理解や被害少年への対応が含まれることが必要である。 また、文科省において、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」が掲示され、作成を義務付けられている危機管理マニュアルについて、各学校に即して見直すように促している。その中では、事後対応として「心のケア」が求められているが、各学校におけるこの手引に基づいたマニュアルの作成の指導・助言を推進し、私立学校を含め全ての学校において実施可能な形にすることが必要である。この危機管理マニュアルにおいては学校が地域機関と連携することが求められており、関連省庁の理解と連携が必要である。	55 56 220	B	文科省	
155	【カウンセラーに対する性暴力被害の理解を促す研修の実施】 性被害がもたらす心身への影響を理解していないカウンセラーや相談員も少なくない。性犯罪にとどまらず性暴力被害の影響についても理解を促す研修を求める。	56	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
156	【被害者遺族の兄弟姉妹等の支援の充実】 被害直後に、学校に通っているきょうだいのカウンセリングやケアの充実をしていただくとともに、不登校になった場合は、家庭教師や教員の派遣が必要である。不登校になった場合、学力が追いつかなくなり、外に出る力が戻ってきたときに、どこにも行く場所がないという状態になるのが親としては心配である。また、家庭教師や教員は、親に言えないことでも、子どもが本音を話せ、ストレスをはき出せる存在にもなりえる可能性がある。	55 56	B	文科省 厚労省	
157	【警察におけるカウンセリングの充実】 性犯罪被害者以外の被害者においてもカウンセリングは必須であることから犯罪被害者全般に拡張した施策とし、カウンセリング専門の部署を設けてほしい。また、通報者だけでなく、首被害を受けた人も幅広く相談対象としてほしい。	58	C	警察庁	警察では、性犯罪被害者に限らず、犯罪被害者やその家族を対象として、自らが選んだ精神科医、臨床心理士等を受診した際の診療料又はカウンセリング料を公費で負担する制度を運用しており、また、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーの確実な配置に努めている。
158	【地域差のない性犯罪被害者へのカウンセリング】 都道府県警によってカウンセラーの配置やカウンセリング費用公費負担のばらつきがないように予算措置をとる必要がある。	58	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

159	【性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供等】 性犯罪被害者が警察に相談した場合、事件化されない際には病院に連れていかないことも多いため、緊急避妊が間に合わないことがある。病院にすぐに連れて行くか、ワンストップ支援センターの情報提供をできるようにしてほしい。	59 109 156 166	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
160	【緊急避妊薬へのアクセス】 緊急避妊薬へのアクセスをよくしてほしい。	59 156	男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
161	【SANEの配置】 1つの病院に最低でも1人ずつは性犯罪被害者対応が可能な看護師・助産師等が配置されるようになってほしい。	60 157	男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
162	【性犯罪被害者対応における看護師等の活用】 性暴力被害者の婦人科診療においては医師だけでなく、看護師の役割が大きい。日本フォレンジック・看護学会では、性暴力被害者支援看護職(SANE)要請を行っているが、活用を促進するための施策が必要である。具体的にはSANEによる犯罪被害者への心理教育やケア、医療補助に対する医療保険の適用などがあげられる。	61～65 159～163	男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
163	【警察の認知のない性犯罪被害者等の救済】 犯罪被害者給付制度においては、警察の認知がない性犯罪被害者等のPTSD症状への心理療法等にかかる費用など重症病給付金の対象にならないことから、これらの警察の認知しない事案についても、民間支援団体やワンストップ支援センター等による十分な救済・支援ができるよう制度化を踏まえてほしい。	61～65 159～163	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
164	【男性の性被害者に対する相談体制と医療等公的支援の充実】 ワンストップ支援センターでの相談は、制度上、男女関係なく相談を受け付けているが、特に、男性被害者は、その特殊性から相談がしにくく、また、これの相談の受け皿が無い状況である。高校生以上については、男性相談員の方が話し易いとの要望もあるところから、男性被害者に対する理解とカウンセリング等の相談体制の充実(LGBTも含む)と医療支援(泌尿器科、肛門科等)の拡張等を基本計画の中で明記していただきたい。	61～65 159～163	男女 A	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
165	【「性犯罪・性暴力被害者等のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引き」の改定要望】 平成24年以降、性暴力被害者等の支援の取組みは充実・強化が図られ、体制も整備されてきているところであることから、手引きを改定し、現状や支援の展望を踏まえた手引き改定を要望する。 特に、ワンストップ支援センターの形態については検討いただきたいと思います。 現行の記載では、「病院拠点型・相談センター拠点型が望ましい」と呈示されているが、各地方公共団体が、地域的事情や相談・支援体制に応じた取組ができるよう、「病院拠点型」「相談センター拠点型」の二形態のみ望ましいとの記載は検討していただきたい。 前記二形態のみを望ましいとする記載は、性犯罪被害者の支援体制に制限を加えることになり、あるいは支援体制の整備を遅らせることにもつながりかねない。	61～65 159～163	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
166	【ワンストップセンターの設置促進】 内閣府において、相談員等に対し、性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者支援に関する研修においては、ジェンダーの暴力であるという視点を持って行うことが重要である。 厚生労働省において、ワンストップ支援センターを支援するにあたって、医療機関の情報を収集、提供する際に、産婦人科だけでなく、精神科・心療内科及び心理的ケアのできる医療機関の情報も対象としてほしい。	61～65 159～163	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

167	【ワンストップセンターの支援充実】 行政を通さないと国の助成金の申請ができない現状を改善してほしい。できることなら直接センターから申請ができるようにしてほしい。	61～65 159～163	男女	内閣府	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
168	【性被害のワンストップセンターのさらなる充実】 フォレンジック(法医学、科学捜査)に特化したワンストップの創設など、検討してほしい。	61～65 159～163	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
169	【ワンストップ支援センターの設置促進】 全都道府県における24時間対応、婦人科、精神科が連携できる医療機関におけるワンストップ支援センターの設置、臨床心理士や公認心理師など心理的ケアにあたる専門家の常駐への助成など制度の充実を望む。	61～65 159～163	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
170	【連携病院の設置】 薬物を用いたレイプ事件が非常に多く発生している。 被害直後に、尿検査・血液検査・遺留物の採取など、早期の証拠保全ができる体制整備が必要である。 ワンストップセンターの整備といっても医療機関併設型ではないところが多く、数も限られている。 各市区町村に1つ以上は、連携病院を置き、検査キットを配備して、採取したら直ちに警察が回収する、といった「拠点病院体制」が設置されることが望ましい。	61～65 109 159～163 166	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
171	【性犯罪被害者ワンストップ支援センターの支援状況の把握、検証】 どのような形態、体制、支援内容が有効かなどを検証してほしい。	61～65 159～163 168	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
172	【ワンストップセンターの設置促進】 2018年に行政が関与するワンストップ支援センターの各都道府県への1か所以上設置が実現したが、国連では人口20万人に1か所設置すべきといわれていることもあり、さらに設置促進が必要である。例えば政令指定都市及び中核市などにも設置し、そのセンターも助成対象にすること。ワンストップセンターにおける支援をさらに充実するために助成額を増やすことが必要である。 特に、性暴力被害者の医療的支援では、緊急避妊ピルの服用や薬物検査等について被害直後に速やかに対応できる病院拠点型が望ましいものの必ずしも病院拠点型センターの設置は進んでいない。医療機関に対してセンター設置や協力を促すような施策を行う必要があり、都道府県に最低1つは設置してほしい。 センターによって支援の内容に地域格差があるため、支援の標準化を図り、地域格差をなくす必要がある。 支援にあたっては、警察や医療機関など関係機関とワンストップ支援センターが連携することが重要である。 関係機関において性暴力被害者への二次被害を防ぎ、被害者への適切な支援を行うために性暴力のトラウマに対する幅広い理解を促すための研修を行ってほしい。	61～65 159～163	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

173	【性暴力事案におけるワンストップ支援センターとの連携】 警察とワンストップ支援センターの連携・協力を早期から行うことが重要である。性犯罪の被害申告をした被害者に対して、警察ではワンストップ支援センターや医療機関を紹介することが必要である。また、性犯罪被害者に対する事情聴取等において、状況によってはワンストップ支援センターで行ったり、支援員の同席を認めるなどの連携も検討するべきである。公判で被害者が証言したり被害者参加の意見陳述をしたりする際の付添人としてワンストップ支援センターの支援員を認めてほしい。	61～65 159～163	男女 (支援員関係) C	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 なお、支援員の同席については個別の事案の状況に応じて対応しているため、見直しの場で検討する必要性は乏しいと思われる。
174	【支援員の専任化】 ワンストップセンターの支援員の専任化をお願いしたい。業務のスキルを向上させるには、専任で働けるよう雇用条件を整備する必要がある。	61～65 159～163	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
175	【性被害全般(性別を問わず)のためのSNS・LINE相談・メール相談の設置】 誰もが警察・ワンストップ支援センターに足を運ぶことができるわけではない(むしろ少ない)。わざわざ行かず・顔を見られず・本名を名乗らなくても、相談できる、というように相談のハードルを下げ、できるだけ多くの被害者が早期に相談をして支援につなげられるよう、バーチャルワンストップセンターなどWEBを活用した情報提供のツールの開発、運用するなどの体制を構築してほしい。	61～65 159～163	男女 (事件相談関係) C	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 なお、事件相談については、性質上、非対面で受けることは本来適切ではないため、見直しの場で検討することは困難である。
176	【総合的暴力被害者支援センターの設置】 性暴力に関し、あらゆる性別、被害時期に対応、多種多様な支援を持ち、被害者が身一つでそこに行けば、あれこれ説明しなくても利用できる支援が整っているセンターを設置してほしい。	61～65 159～163	B	内閣府 警察庁 厚労省	
177	【中長期の支援専用の相談所の設置】 中長期の支援に対応する相談所を設置し、長期のケア(医療・カウンセリング)、民事裁判などのサポート、サポートグループ、自助グループ等回復に必要なケア・サポートを行う。		B (法テラス関係) C	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	法テラスにおいては、既に、全国の事務所において、資力の乏しい方を対象として、無料法律相談や弁護士費用の立替え等を行う「民事法律扶助」を実施しており、それとは別で新たに「中長期の支援に対応する相談所」を設置する必要は認められないため、検討対象外とすべきでありC。
178	【男性や性的少数者(LGBT)の被害者に係る情報を集約したポータルサイトの開設】 男性や性的少数者(LGBT)の被害者への対応が可能な相談機関・団体、支援について情報を集約したポータルサイトの開設してほしい。犯罪被害者だけでなく、支援者にとっても有益である。		B	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	
179	【犯罪形態に応じた専門的なメンタルケア】 振り込め詐欺など経済的被害者や海外での事件での被害者について、それら犯罪の形態に合わせメンタルケアを行える相談窓口を作ってほしい。		C	警察庁 外務省	国外犯罪被害者に対しては警察部内のカウンセラーによるカウンセリングを行っている。また、財産犯を含む犯罪による被害に遭われた方からの相談を各種相談窓口において受け付けている。
180	【各地のワンストップ支援センター周知のための広報】 義務教育や各種学校、地域の広報誌や役所のHP、Webサイト、SNS、TV、電車やバスの中の広告等を利用して周知徹底に努めてほしい。	61～65 159～163	男女	内閣府 警察庁 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
181	【設置・促進という表現の変更】 ワンストップ支援センターが平成30年度に各都道府県に一か所設置されたので、表現を変えた方がよいのではないかと。	61～65 159～163	男女	内閣府	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

182	<p>【犯罪被害者等支援に関わる生活支援専門職教育の促進】</p> <p>犯罪被害者等支援はかつて善意によって行なわれてきたために、専門職教育機関による養成課程に犯罪被害者等支援は組み込まれず、現場で専門職が活躍する場所も確保されないまま推移してきた。一方、2000年の社会福祉基礎構造改革によって、生活支援を要する人々への支援は、篤志家から専門職によるサービス、措置から契約へ、利用者主体へと変遷してきた。その中で加害者支援(矯正施設、保護観察所等)においては生活支援専門職の雇用が進み、教育養成課程にも加害者関連項目が盛り込まれた経緯がある。犯罪被害者等支援についても、犯罪被害者等を主体とした専門的な支援が切望されている。第3次計画に「犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進(第2-1-(5))」とあるが、医師だけでなく、公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師の大学・大学院等でのカリキュラムにおいても、犯罪被害者等に関する制度等知識のみならず、支援技術についての項目が取り入れられることが重要である。</p>	66 67	B	警察庁 厚労省 文科省	
183	<p>【専門職の養成】</p> <p>性暴力被害について専門の研修を定期的に受けた専門職の養成、研修、ケース検討やスーパービジョン等の支援策が必要である。</p>	66 67	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
184	<p>【PTSDの治療ができる専門職養成プログラムの実施等】</p> <p>PTSDの専門的治療が行える臨床心理士、公認心理師の養成プログラムを実施してほしい。各県で、コアとなる専門家を養成してほしい。</p>	66 67	B	警察庁 文科省 厚労省	
185	<p>【専門職養成プログラムの低額化】</p> <p>専門職養成のための適切なプログラムが低額で受けられるようになってほしい。専門職の研修は高額で、受けたいと思っても費用面で躊躇してしまうことがある。性犯罪のケアに関して進んでいる国への短期留学制度などもできると良い。</p>	66 67	C	警察庁 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
186	<p>【専門職の養成対象】</p> <p>被害者等もその被害により辛い悲しみを受けるが、またその後も続く新しい被害者からの救いの声に応え、自分の経験を元にサポートをしている。しかし専門家でない以上、そのサポートにもおのずから限界はある。ただ経験こそ力であり、そこに専門知識を公費で取得する機会を得られれば、より良い支援やサポートができるので、被害者等に関する専門知識・技能を有する者の養成対象に、被害者等も入れてほしい。</p>	66 67	C	警察庁	警察において、一般の方向けに、犯罪被害者支援に関する専門知識等の養成を行う制度を運用しているものではないが、犯罪被害者等の中には、犯罪被害者等早期援助団体等において同団体等の養成講座を受講するなどして、犯罪被害相談員等として活動する方もいると承知している。

187	<p>【犯罪被害者等に関する専門的知識・技能を有する専門職の要請等】</p> <p>犯罪被害類型別調査では、犯罪被害者において重度の精神障害を抱えている割合が高いことが報告されている。犯罪被害者においては、PTSDやうつ病などの疾患が多くみられるが、その中でもPTSDについては、トラウマに焦点をあてた認知行動療法などのPTSDの治療として十分な効果のあるエビデンスのある治療を提供できるメンタルヘルス専門家(精神科医師、臨床心理士等)は極めて少ない現状にある。また、このようなPTSDに特化した特定の精神療法だけでなく、広く犯罪被害者に対して適切なカウンセリング等一般的な心理療法、精神療法を提供できる専門家も少ない。これの専門家が実際に臨床現場で応用できるだけの技術を身につけるためには、少人数かつ継続的な研修が必要である。基本計画で取り上げられているのは、一部の機関で実施されている研修の強化であり、これでは十分な専門家を養成するに至らないと考えられる。また、現在行われている数日の研修では実際に治療現場で実施できる治療者の育成としては不十分であり、現場での指導や継続した事例検討、スーパービジョンなど長期的な継続研修が不可欠である。従ってこの施策については、特定の研修の強化ではなく、専門的な知見を有する団体が行う一定の基準を満たした研修に対して助成を行うことを含めることを提言するものである。</p> <p>助成の例として、「発達障害者支援法」第19条及び第23条では、小児科医・精神科医の養成に都道府県から予算をつけることが可能になった。被害者支援においても第14条で精神的回復に国や地方自治体が取り組むことが明記されており、基本計画においてより明確に専門家の研修の措置を定めることが必要である。</p> <p>現在、加害者に対しては、保護・矯正関連施設において、専門に配置される社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士が活躍している。一方、犯罪被害者等支援分野においては、専門に配置される予算措置、配置場所の提案がなかったために、専門職の養成のニーズが高まらない状況にあり、加害者支援との不均衡状態が生じている。加害者支援に予算が更に投じられていくことへの被害当事者の反発・怒りも強い。生活困窮者支援法の対応を行う社会福祉協議会の専門職に犯罪被害者等に関する専門的知識・技術を有する専門職の養成を行うための予算措置を提案したい。</p> <p>なお、社会福祉協議会の専門職養成が進むことで、たとえば犯罪被害者の生活支援の一つとしてファミリーサポートの利用にもつながる被害者が増えると考えられる。</p> <p>過去の犯罪被害者等基本計画では、「犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者のありかた及びその養成のための施策の実施」が取り上げられていたが、第3次基本計画では明確に位置づけられていない。医療者に対する被害者の精神鑑定や意見書のニーズの高まりとともに、犯罪被害者等の司法参加が進む中で、司法に臨む被害者の精神的ケアも重要となってきたり、司法関連の医学知識と技術の普及は重要な施策であり、継続して取り上げられることを希望する。</p>	66 67	B	警察庁 文科省 厚労省	
188	<p>【法科大学院における教育による犯罪被害者等への理解の向上の促進】</p> <p>司法へのかかわりはやむないこととはいえ、被害者にとっては大きな心理的負担になりうる。またここで関係者の理解不足によって二次被害を受けることは被害者の心理的回復に関連していることも研究報告がある。司法関係者の大学教育、また職務研修において犯罪被害者の心理と基本的な接し方、ケアについての教育の充実を望む。</p> <p>第3次基本計画においては、裁判官の研修がとりあげられていないので、最高裁判所において裁判官に対する犯罪被害者の心理やケアについての研修が行われることを希望するものである。裁判官は中立な立場であるが、犯罪被害者の心理について理解することは法廷における被害者保護の上でも必要であると思われる。</p>	68	B C	法務省 文科省	裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難であることから、裁判官についてはC
189	<p>【法科大学院の理解向上】</p> <p>通常のカリキュラムの中に性暴力被害について理解を促す内容を導入するなどを検討してほしい。</p>	68	B	文科省	
190	<p>【犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知】</p> <p>医療機関の情報について被害者が利用しやすいようにWEB上で情報が得られるようなシステムを開発、提供することが望ましい。</p>	69	C	厚労省	医療機関の情報については既に医療機能情報提供制度(医療情報ネット)においてWEBにおいて提供していることから検討の対象外。
191	<p>【犯罪被害に詳しい医師・医療機関情報の提供】</p> <p>少なくとも都道府県の総合的対応窓口に相談すれば、精神保健センターと連携するなど速やかに診療を受けられる体制を整備していただきたい。大半の犯罪被害者・遺族は精神保健センターの存在や役割を知らない実情がある。</p>	69	B	警察庁 厚労省	

192	【性暴力被害者等に対応できる精神科の指定】 犯罪被害に詳しい精神科の医師・医療機関を知りたいが、情報が中々得られない。都道府県単位の、特に、子どもや性暴力の被害者に対応できる精神科病院を指定、あるいは必ず診察して貰えるシステムを作って欲しい。	69	C	厚労省	精神科の医療提供体制のあり方については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、見直しの場で検討することは困難である。
193	【被害者通知制度の申請方式】 被害者通知制度の申請方式を止めてほしい。後の祭りとなり、苦しむ者が後を絶たない。	72	B	法務省	
194	【判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の拡充等】 現在は、「被害者等通知制度」により、加害者の裁判結果から、服役中の処遇状況や仮出所に関する情報や出所後の保護観察の状況に至るまで通知を得られるようになったが、刑事裁判終了後の加害者の各段階における通知の各項目をみると、どんな刑務作業をしているか、どの収容区分に属しているのか、あるいは、仮出所の審理が始まったこと、出所したこと、保護観察で月に何回会っているのかなど、最小限の情報にとどまるなど、極めて限定的であり、無機質で冷たい印象を持たざるを得ない。私たちの大切な家族等の命を奪った加害者が、事件のことをどう思っていたのか、自らの非を悔い、反省しているのかなど、罪とどう向き合っているのかといった「心のこもった情報」を伝えてもらえることを切望している。 犯罪被害の当事者には不十分な内容しか通知されないにもかかわらず、犯罪被害者遺族より先に、しかも豊かな情報がマスコミにもたらされることがあり、それによって強いショックを受けるなど、二次被害と言わざるを得ない状況が散見されてもいる現状も十分考慮願いたい。	72	B	法務省	
195	【交通事故被害者等への情報共有】 交通事故被害者等からの相談については、問い合わせの有無にかかわらず、加害者に対する意見聴取等の期日等や行政処分の結果等につき必ず通知するとともに、各種適切な対応を義務付けてほしい。	72	C	警察庁	交通事故の被害者等からの問合せに対する、加害者に係る意見聴取等の期日等や行政処分の結果等の通知は、既に通達に基づき、実施されているところであり、その更なる拡充に当たっては現行制度の運用状況を確認するとともに、個々の事案毎の実情を考慮する必要性や刑事処分における同様の制度との整合性等を踏まえ、慎重に検討される必要があるため。
196	【少年犯罪における加害少年の処遇の開示】 少年犯罪についても、再被害の不安など強く感じる被害者は多い(成人加害者より早く社会に出てくることもあり、より不安が強いこともある)。成人加害者と同程度の情報開示をお願いしたい。	72	C	法務省	被害者通知制度では、加害者が成人であるか少年であるかで通知事項は内容的には異ならず、既に要望どおりの運用がなされていることから、新たな検討の必要はない。
197	【加害者処遇状況通知に関する説明】 加害者処遇状況通知は、加害者の処遇確定後に被害者宅に郵送されてくるが、書類を各タイミングが刑事裁判判決確定の直後で、突然記述を求められても被害者の精神的負担が大きく、理由が意味が分からないまま書いてしまうおそれがある。 そうならないためにも、公判開始前の段階で検察官から事前に説明を行うべきである。 また、加害者の人数が多い場合や親族同士だった場合等は書面や説明が非常にわかりにくいので、全体的な改善も必要である。 特に、加害者の仮釈放審理の通知書についても、日付の段取りも文章の中に漫然と記述されて、非常にわかりにくいので、通知する日付は大きくはっきりわかるように書いてほしい。 やりとりの詳細についても、黒塗り部分が多いので、当事者が閲覧する限りで支障がない以上、できるだけ全文開示されるよう配慮してほしい。	72	A	法務省	

198	<p>【死刑判決確定から執行までの情報通知】 懲役刑において服役中の様子や出所といったことの通知制度がある中で死刑確定者状況通知が欲しい。 死刑の執行が判決である以上、執行が行われない期間は懲役刑の服役中とみてもよいのではないだろうか。 死刑の執行が確定から6か月と云われている中で執行は中々行われない、そこには再審請求による執行の先延ばしがあるとみる。だとすれば再審請求の回数(一次、二次)等、その結果の(抗告、判決)等の通知があつて然るべきだと思います。 死刑判決が確定しても辛い過去に一つの区切りがつかない事に苦しんでいる遺族もいる。そのことは現通知制度の中には明記されていないように思う。</p>	72	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
199	<p>【死刑の執行立会い】 無期懲役の受刑者については、希望する被害者等に処遇状況の通知があり、更に、仮釈放の審理に関する事と仮釈放された場合の詳細が通知されることになっている。しかし、死刑確定者については、最高検察庁から死刑確定の通知を受け取って以降、情報の窓口がありません。面会したくてもできません。裁判で言い渡された死刑が実行されることを確認したくても、立ち会うこともできない。 大事な家族が殺され、極刑が死刑である以上、最後まで見届けたいと望んでいる被害者等が執行に立ち会えるように望む。</p>		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
200	<p>【死刑に関する情報開示】 行政文書開示決定を受け、死刑に関する情報を得ることができたが、その中身はほとんどが黒く塗りつぶされており、肝心の、死刑が適切に執行されたかどうか、全く確認することができなかった。 事件で殺された被害者は、いつ、どこで、誰に、どのような殺され方をしたのか、どのような人物だったのか、どのような生活をしていたのか、殺される理由があったのか等々、全てが白日の下に晒されるが、死刑で死亡した加害者については、どうして公表されないのか、納得できない。このような不公平は是正されるべきである。 また、死刑執行に関する情報開示に当たって、開示手数料を請求された。それ以前の裁判では、希望する被害者等には判決文が無償で提供されている。事件の当事者には、最後となる刑の執行に関する情報も無償で提供されるべきと考える。</p>		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
201	<p>【出所後の再被害防止通知】 再被害防止通知について、帰住予定地を「東京都」などと最大行政区画で伝えられても再被害防止の効果は小さい。本人申告であるとしても、最小行政区画程度は教えていただきたい。</p>	72 73	C	法務省	現行の再被害防止のための受刑者釈放通知について、加害者の帰住先が被害者等の住居地と近接しており、被害者等が必要な措置を講じるために不可欠である場合には、町字名まで通知することとしており、これを変更する特段の事情が認められない。
202	<p>【医療観察事件における処遇通知】 入院等の処遇になった後に、受刑者等の被害者等通知と同様に、入院先病院等、入院状況を記載した通知書を、定期的に通知するようにしていただきたい。 加害者情報を出せないとしても、その理由等を文書や回答書で出してほしい。</p>	72	C	法務省 厚労省	「心神喪失者等医療観察法」は対象者の社会復帰促進を目的とするものであり、対象者のプライバシーに深く関わる事実を他人に知らせることは本来慎重でなければならず、施策として一律に検討することは困難である(法務省)。 医療観察法は、心神喪失又は心神耗弱を理由に不起訴となった対象者を検察官の申立てにより、必要な医療を行い、社会復帰を促進することを目的とするものであり、法の趣旨から見直すことは困難である(厚労省)。
203	<p>【被害者等通知制度等の全件通知】 被害者等通知制度及び心情等伝達制度につき、希望者ではなく全件通知とするとともに、周知を徹底してほしい。</p>	72 146	B	法務省	

204	【再被害防止措置の更なる充実】 執行猶予等で加害者が被害者の近隣に戻ってくる場合の安全の確保について、なるべく多くの方策を検討してほしい。加害者の情報もできるだけ多く開示してほしい。	72 75 77 123	B	警察庁 法務省	加害者に関する情報については、「被害者等通知制度」や「出所情報通知制度」を定め適切な運用を図っている（法務省）。 警察においては、被害者連絡実施要領に基づき、捜査状況は被疑者の検挙状況、処分状況等を被害者に連絡している。また、再被害防止要綱に基づき、再被害防止対象者に対しては、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、関連情報を教示している（警察庁）。
205	【加害者に関する情報開示基準の見直し】 保護観察制度下の加害者に関する情報開示基準を見直してほしい。	72	B	法務省	
206	【加害者の個人情報開示】 過去の法律違反経歴を特定の人物に対して開示請求できるようにしてほしい。データによると犯罪者の再犯率が非常に高いので、犯罪経歴を持つ人物により新たに被害を受けている被害者の救済のため、加害者の特定ができる場合、過去の犯罪履歴を確認し、再犯行為をしていると通報があった場合、犯罪再犯の容疑で捜査できるようにしてほしい。		C	警察庁 法務省	被害者が加害者の前科情報を開示できるような体制を整えてほしいという趣旨であれば、一般的な犯罪抑制に関する意見と考えられ、見直しの場で検討することは困難である。
207	【起訴後の保釈について、被害者に必ず連絡するよう定めること】 被害者は、加害者による再被害等に重大な関心があり、特に保釈については要望しないことが明らかな場合でない限り、連絡をいただきたい。	72 77 123	B	法務省	
208	【幼児対象性犯罪者に係る就労制限】 他国のように、幼児対象の性犯罪を犯した者は、子どもを対象とする仕事には二度とつけないようリスト化してほしい。	74 75	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
209	【保釈に関しての犯罪被害者に対する安全への配慮の充実】 性暴力関連加害者の保釈申請に対しては、裁判所への検察官意見に被害者の意向及び被害者の置かれている現状等を十分反映されたものになるよう望む。	77 123	C	法務省	個別の事案において、被害者に関する事情も含め具体的な証拠関係等により判断されるべき事柄であり、見直しの場で施策として一律に検討することは困難である。
210	【DV家庭における子どものケア】 DV支援について、DVの夫から暴力を受けた妻へのケアはある程度あるが、子はほったらかしにされている状態であり、支援の充実が必要である。	78	男女	内閣府 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
211	【安全の確保】 学校等で被害にあった場合には再被害を防ぐための措置を適切に行うよう学校・教育委員会等で対応のマニュアル等を作成する必要がある。	79	B	文科省	
212	【未成年の加害者の保護者】 保護観察官から送られてくる書類に加害者（未成年）の親のことは何一つ書かれておらず、保護者がどう向き合っているのかを被害者にも示してほしい。	79	B	法務省	
213	【被害届提出時の支援者同行】 被害者の心情を思い、被害届の際の支援者同行を認めることを具体的に基本計画の中に盛り込んでいただきたい。ほかの県の様子を聞くと同行で来ているところもあるようである。都道府県一律に同行できるようにしてほしい。	80	C	警察庁	支援員の同席については個別の事案の状況に応じて対応しているため、見直しの場で検討する必要性は乏しいと思われる。

214	<p>【医療観察事件に係る支援】</p> <p>医療観察制度につき、傍聴の際に被害者の近親者等、信頼関係のある付添人がつけられない、情報提供については、都度都度、申し込まなければならない、被害者が望む情報量として十分でないなど、その支援体制は十分ではない。更なる充実を望む。</p>		(前半)C (後半)B	法務省	<p>(前半)</p> <p>医療観察に係る審判期日は、対象者の精神障害の状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、非公開の手続で行われるものとされているところ、被害者等は裁判所の許可を得て当初審判の傍聴が可能とされており、その範囲を超えて施策として一律に被害者の関係者等の傍聴を許したり、被害者等に情報提供したりする制度とすることについては、慎重な検討を要するため。</p>
215	<p>【起訴状等の氏名秘匿】</p> <p>起訴状及び民事訴訟法92条1項1号の秘匿について、犯罪被害者の場合には緩やかに認めることを定めていただきたい。</p>	80 81	C	法務省	<p>起訴状における被害者氏名の秘匿に係る措置については、被疑者・被告人の防御の利益と被害者のプライバシー等に配慮した運用に努めているところである。他方、当該措置の在り方は、審判対象の特定や被疑者・被告人の防御の利益といった点で訴訟手続全般に関わる問題であり、刑事訴訟の実務も踏まえ、これを認めることが不可欠であるところ、この問題については、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条3項において検討が求められており、これを踏まえ、現在、最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及び法務省の担当者による協議・意見交換を進めていることから、見直しの場で検討することは困難である。</p> <p>また、民事訴訟の訴訟記録の閲覧等の場面における被害者氏名の秘匿については、平成30年7月以降、最高裁判所、日本弁護士連合会及び法務省の担当者で構成する「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」において、協議・意見交換を進めているところであり、見直しの場で検討することは困難である。</p>
216	<p>【起訴状、逮捕・勾留状の被疑者・被告人への交付謄本について、被害者氏名住所を匿名化した抄本にすべきこと】</p> <p>性被害事案などでは、被害者特定事項の秘匿がされても、本来加害者は被害者の名前を知らないはずが、逮捕状や勾留状、起訴状に記載されている被害者の名前を見て知ることがある。昨年6月には、福岡地裁で、予兆なく、加害者が性被害者の名前を法廷で連呼したという事案が起きた。また、ストーカーが逮捕状から住所を推測し、被害に合ったという事案もある。加害者に交付される逮捕状、勾留状、起訴状については、被害者の住所や名前を黒塗りにした抄本を交付するようしていただきたい。</p>	80 81	C	法務省	<p>起訴状における被害者氏名の秘匿に係る措置については、被疑者・被告人の防御の利益と被害者のプライバシー等に配慮した運用に努めているところである。他方、当該措置の在り方は、審判対象の特定や被疑者・被告人の防御の利益といった点で訴訟手続全般に関わる問題であり、刑事訴訟の実務も踏まえ、これを認めることが不可欠であるところ、この問題については、平成28年に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第9条3項において検討が求められており、これを踏まえ、現在、最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及び法務省・検察庁の担当者による協議・意見交換を進めていることから、見直しの場で検討することは困難である。</p>
217	<p>【犯罪被害者等に関する情報の保護】</p> <p>DVやストーカー被害者の個人情報について、行政や警察などで誤って加害者に知らせてしまうなどの例が依然として後を絶たないので、そういうことが絶対にならないよう引き続き対策をしてほしい。探偵などに依頼して加害者が被害者の居場所を突き止めないようにしてほしい。</p>	80～84	B	警察庁 総務省 法務省 国交省	
218	<p>【被害者氏名の報道について】</p> <p>現在被害者情報の公表の可否については、警察が判断することとされている。被害者情報が出た後で、強制性交等の被害者であることが公表されるなど、御遺族の心情からすれば痛々しい報道が散見する。そこで、被害者情報を公表するにあたり、被害者等の同意を必要とする実務を希望する。警察が被害者情報を非公開としても実名報道がされる危険性は高いが、被害者が実名を希望していな事実は報道機関に対するけん制の一つとなる。</p>	84 255	B	警察庁	<p>警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。</p>

219	<p>【被害者氏名の報道について】 基本計画においては、被害者の実名発表・匿名発表について、犯罪被害者等の匿名の希望と、マスメディアによる報道の自由、国民の知る権利、さらにプライバシー保護と公益性を統合的に勘案しつつ配慮するとあるが、この「配慮」には明確な基準がなく、原則が明記されていない。</p> <p>世論からの反発を避けるために「匿名化」は拡大化してゆくものと思われる。個人情報保護されることは喜ばしいが、それが恣意的な判断や、情報の秘匿、犯罪被害の実情の矮小化や事件の風化につながることを危惧する。公益性とともに公平な施策であることを明確化し、発表は「実名発表」を原則とし、被害者の家族・遺族に対する「報道被害等」については罰則も含めた公正な枠組みの制定を要望する。</p> <p>情報の公開が、何よりも犯罪の防止・抑止に資することを願う。</p>	84 255	B	警察庁	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスメディアによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。
220	<p>【被害者情報の保護の在り方についての再検討についての要望】 やまゆり園事件や京都アニメーション事件に見られるように、被害者の実名報道をめぐる様々な議論が起きている。基本的には被害者や遺族の意向が最優先され、最大限尊重されるべきであると思われるが、公益の観点から必ずしも被害者等の意向に添えない場合も皆無ではないものと考えられる。また、報道機関等からは、警察が情報を開示しないことに対する強い拒否感・警戒感も存在する。この点に関しては、第一次計画策定時には大きな議論が行われたが、その後のインターネット、SNSの発達や被害者や個人情報の取り扱いをめぐる国民世論の変化等を踏まえ、被害者の情報の保護の在り方について再度検討するべき時期に来ていると考える。その際、警察が、メディアとの信頼関係を確立するためにも、被害者情報を開示する場合に関する基準について明確化することも含めて検討されるべきではないかと考える。</p>	84 255	B	警察庁	警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスメディアによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮している。
221	<p>【犯罪被害者等のプライバシー情報を保護する第三者機関の設置の提案】 この第三者機関には三つの目的がある。</p> <p>第一の目的は、犯罪被害者等に情報発信の窓口となることである。情報発信の手段を提供することで、プライバシー情報公開の自己決定権を保証する。取材を求める報道機関を斡旋することで、メディアスクラムも防ぐ。</p> <p>第二の目的は、情報公開の適正さを保証することである。この第三者機関の存在により、警察・検察が不当に情報を隠蔽していないことが保証される。</p> <p>また、警察権力に対抗するためにプライバシー情報保護に消極的となっている報道機関を本来の使命である人権擁護に立ち戻らせる。</p> <p>第三の目的は、犯罪被害者等の意向に反する情報公開の正当性を検証することである。公益理由や法手続きで情報公開が必要となった場合、その正当性は第三者機関によって検証されるべきである。</p> <p>なお、この第三者機関は第二、第三の目的から警察・検察に対抗する立場になっており、プライバシー情報も大量に保管することから、独立性、自律性が保証されていることが必要である。</p> <p>プライバシー情報が保護されないことによる問題として、犯罪被害者等への個人攻撃・名誉棄損や報道機関による取材・記者会見の強要、暴力団などの反社会集団への弱者情報の提供といったことがある。</p> <p>また、参考事例として示した京都アニメーション第1スタジオ放火殺人事件で京都府警は被害者遺族の意向を無視して全公表した理由の一つに「報道機関の過剰な取材を抑制するため」としている。</p> <p>[https://www.jji.com/jc/article?k=2019082701096&g=soc] これは犯罪被害者等になぜ支援が必要なのかを警察と報道機関の両方が理解していないことを示しており、重点課題の第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組について今以上の推進が必要である。</p>	84 255	C	警察庁 総務省 法務省	新たな行政機関の創設は現状で困難であること、行政機関が民間企業である報道機関を評価し、特定の報道機関を斡旋することはできないこと、仮に情報公開法に基づく開示決定が行われた場合には、当該決定に対し、法律上の利益を有する第三者は審査請求を行うことが可能であり、さらに当該審査請求に対する裁決は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会による答申を踏まえて行われることから、見直しの場で検討することは困難である。

222	<p>【一時保護場所の環境改善等】</p> <p>児童相談所及び婦人相談所の一時保護施設は、急性期の被害者が居住するところであり、被害者の物理的安全のためだけでなく、心理的安全の確保、急性期介入の重要な場である。職員が急性期の被害者の心理やケアについての知識を有することや、心理専門職の介入やケアが行われることが重要である。「厚労省において、「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)により、平成31年度末までに、個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を実施する。」とあるが、この施策がさらに推進されることを希望する。一時保護機関及び保護後に児童を預かる施設(一時保護所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等)において、被虐待時へのケアが不十分な現状にある。これらの施設は人員の不足に加え、ケアの仕組みも乏しく、かつスタッフへの教育の不十分さから二次被害やさらなる虐待を生んでいる可能性も指摘されている。これらの施設の人員や心理ケアスタッフの強化、職員への教育の充実等の取組も併せて検討いただきたい。</p>	85 86	B	厚労省	
223	<p>【児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等】</p> <p>警察において、子どもの被害者に対する事情聴取の在り方や被害を検証するための診断面接のできる医師の養成が必要である。子どもがこのような司法手続の中で二次被害を受けないことと、また正確な証言や証拠を得るためにも専門的技術を身につけた司法関係者や医療者は必須である。警察庁、検察庁においては、子どもの被害者に対する司法面接制度(協同面接)の更なる導入とそれが行える専門家の養成を望むものである。また厚労省において、系統的全身診察や司法面接を含む子どもの被害者の証言や証拠を得ることができ、かつ適切な対応のできる医療関係者の養成を実施されることを希望する。警察、検察、児童相談所、医療関係者において、連携をもってスムーズに実施され、子どもの支援に役立つように求める。</p>	87~90 110 220	A (医療関係者の養成関係) C	警察庁 法務省 文科省 厚労省	医療関係者の養成については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
224	<p>【児童虐待とDV支援の連携】</p> <p>千葉県野田市の虐待死事件で明らかになったように児童虐待の防止とDV被害者支援を一体のものとして対応する必要がある。相談担当者への研修はもちろんのこと、相談担当者の専門性をより高めることや、増員をはかるとともに雇用の安定をはかるとなども重要である。</p>	87~91 220	A	内閣府 警察庁 文科省 厚労省	
225	<p>【児相における職員の配置】</p> <p>児童相談所において性暴力被害のトラウマについて理解・配慮できる職員を配置することが必要である。</p>	90 220	B	厚労省	
226	<p>【犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等】</p> <p>犯罪被害者遺族は、愛する者の命が戻ってこない中、加害者が、罪と向き合い、心から謝罪することを望んでいる。しかしながら、親族が殺された事件の加害者の大半は、刑務所で指導を受けても、人の命を奪う事がどのような事であるのか分かっていらず、自己を正当化する発言に終始しており、罪に向き合っているとは到底思えず、いつか再犯をするのではないかと恐ってしまう。</p> <p>この背景には、現在の贖罪指導・矯正教育に問題があると思われる。加害者がもっと罪と向き合うことができるような、効果のある贖罪指導や矯正教育に早急に着手していただきたい。</p>	143 145	A	法務省	
227	<p>【再犯防止プログラムの義務付け】</p> <p>仮釈放中や不起訴後に再犯というニュースをよく見聞きするので本音としては釈放を認めて欲しくないのですが、いろんな法律や手続的に現実的ではないので、せめて、服役中に限らず、再犯防止プログラムの義務づけなどを検討して欲しい。</p>	93	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
228	<p>【性犯罪者に関する情報の公開】</p> <p>性犯罪の再犯率が高いというのは既に広く知られている。一人の加害者は生涯で380人の被害者を生み出すというアメリカの研究結果もある。これまでも再犯防止のプログラムを実施しても、なお高頻度で再犯が起きていることを鑑みると、再犯防止のためには前歴者、前科者の名前、住所を自治体管轄でなく、国が主導して公開し、地域住民に知らせる他に方法がないのではないのでしょうか。</p>	93	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

229	【再被害防止に係る研修内容】 再被害防止の研修にあたっては、DVや性暴力、ストーカー被害当事者や支援者など被害者心理や実態を把握している人を講師にしたり、意見を反映するような内容が必要である。	92～96 143	B	内閣府 警察庁 法務省	
230	【被害者の安全安心の確保のための加害者対策の検討】 DV、ストーカー、児童虐待等に関しては、これまでも累次制度整備が図られ、また、警察も「人身安全関連事案」として、現行制度内において最大限の努力を傾注し、被害者の安全安心の確保に努めていると承知しているが、未だに被害者が再度被害に遭い命を落とすなど悲惨な事件が後を絶たない。こうした最悪の事態を防止し、被害者の安全・安心を確保するためには、従来の視点を転換し、加害者に対して必要最小限の義務や規制を課すことも検討されるべきであると考え。具体的には、 ・ストーカー事案に関しては、現行ストーカー規制法上の警察による禁止命令の担保措置として、加害者に対する精神科医等によるリスクアセスメントを経た上で、(警察の請求に基づく)裁判所の発布する令状により、治療受診命令(命令に基づく以上、治療費は公費によって負担されるべきと考える。)及び(又は)GPS発信装置の装着命令を発する制度(被害者に対する加害者の情報(位置情報の一部)の開示命令)を創設すべきであると考え。 ・DV事案に関しては、裁判所の保護命令の緊急的な補完措置として、現に加害行為が行われている又は行われた直後と認められる現場に臨場した警察官に対して、加害者に自宅からの一時的(例えば48時間以内)な退去を命令する(現場警察官による即時強制)の権限を付与する制度を創設(緊急保護命令制度)するDV防止法の改正を提案したい。 ・児童虐待に関しては、児童虐待被害者の親権者に対する適正な親子関係の再構築を図るための研修受講命令制度の創設を提案したい。	96	C	内閣府 警察庁 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
231	【性犯罪における質問事項のマニュアル化】 警察のマニュアルにあるのかどうか分からないが「処女ですか」などと聞かれる例がある。なぜその質問が必要なのかの説明もない。質問事項の精査、見直しをし、被害者に丁寧な説明をして尋ねるなどのノウハウをマニュアル化してほしい。	98	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
232	【性被害に関する研修の拡充】 性犯罪被害相談につき、担当者の性別を希望できることは大切だが、それ以上に、性犯罪当事者への的確な初期対応がなされるよう、研修の拡充をしてほしい。警察へ行くことのハードルを払拭し、相談に行ってきた、と被害者自身が肯定できるようであって欲しい。	98 169	男女 A	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
233	【警察署における性犯罪専門部署の設置】 被害届を提出しようと警察に行っても警察官からセカンドレイプを受け、深く傷ついてそのまま帰るしかなかった、というようなことを耳にする。これまでの警察庁の方々にお伝えしてきたが、警察署での対応は未だ変わっていない。確かに警察官全員に研修を受けることを義務づけることは難しいかもしれないが、それに替わる代案として、各警察署の中に「性犯罪専門のユニットチーム」のようなものを作り、被害者から証言を得たり、捜査を行っていたければ、被害者の泣き寝入りも減るのではないか。 また、検察庁にも同様の専門部署を設置してほしい。		C	警察庁 法務省	警察においては、本部主管課及び警察署において、性犯罪捜査に係る知見を有する警察官を性犯罪指定捜査員として指定するものとしている。 検察庁においては、限られた人員の中で、性犯罪事件を含め様々な事件を適切に処分しなければならないところ、それぞれの庁の規模等を前提として、事案に応じ、被害者の方の意向をも尊重しながら捜査を行っているものであることから、特定の職員を特定の事件に専従させる体制を構築することは一般に困難である。

234	<p>【二次被害防止の推進】 裁判官、警察官、検察官、弁護士、保護司、市町村窓口担当者等からの二次被害防止の取組として、研修等を徹底してほしい。 また、自治体職員からの二次被害防止のため、研修のみでなくアンケートを取ってほしい。</p>	<p>2 98 101～109 111～113 137 138 150 151 155 202 217 218</p>	<p>男女 (裁判所関係) C</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。</p> <p>裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。弁護士については、弁護士自治が認められているため、行政機関において研修等を徹底することは困難である。</p>
235	<p>【職員等に対する研修の充実等】 各関係機関職員等への研修においては性暴力被害当事者や支援者など性暴力被害者の心理や被害実態について経験や実績のある講師によるものやロールプレイングを引き続き行ってほしい。研修は任意の参加ではなく必須のものとし、幅広い対象に行う必要がある。性暴力被害者が夜間や休日に十分な研修を受けていない職員の対応によって二次被害を受け、それ以上の相談を断念してしまうという事例も多い。</p>	<p>2 98 101～109 137 138 150 151 155 202 217 218</p>	<p>男女 (民生委員・児童委員関係) C</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 厚労省</p>	<p>男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。</p> <p>(民生委員・児童委員関係) 民生委員児童委員に対する研修は犯罪被害者に特化した内容ではなく、地域福祉全般における相談支援に必要な一般知識や技術について習得することを目的としているため、本要望事項について民生委員児童委員研修を盛り込むことは困難である。</p>
236	<p>【体験有識者としての犯罪被害者等の活用】 講演や研修会で話す遺族・被害者を、体験したからこそわかる知識を有する「体験有識者」として扱ってほしい。 また、講演や研修会に参加した場合の講師謝礼額を引き上げ、かつ交通費については実費を全額給付してほしい。</p>	<p>101～104 107 108 137 138 217 218</p>	<p>C</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>研修等の講師謝礼金や交通費の支払については、他の研修との平仄上、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、警察においては、交通費については実費を全額給付している。</p>
237	<p>【尊厳を保つための研修の徹底等】 被害者の尊厳を保たれるような早期介入、初期対応が全国画一でとられているのかどうか疑問がある。警察や支援センターが二次被害を与えていることがあり、より一層の、関係各機関の啓発研修を行ってほしい。 被害後、物理的、心理的な問題で就業困難をきたすことがある。その際に、尊厳が保つ生活が保障されていないのが現状である。</p>	<p>98 101～105 137 138 217 219</p>	<p>男女</p>	<p>内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省</p>	<p>男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。</p>

238	<p>【警察大学校への「被害者支援研修・研究センター」の設置】</p> <p>政府による体系的な調査・研究の必要性については、以前から研究者や弁護士会等からも指摘されているところである。とりわけ、第三次基本計画案でも取り上げている潜在化しやすい被害者や被害類型については、実態把握のための調査・研究の必要性が高い。具体的には、警察大学校内に「犯罪被害者支援研修・研究センター」(仮称)を設置し、全国の警察職員はもとより、他省庁、自治体の職員や社会福祉士や臨床心理士等の専門職及び民間被害者支援団体からの研修員も受け入れて合同で研修を実施できる機関を設置してほしい。</p> <p>第三次基本計画においても、福祉・心理等の専門職の登用など自治体の担当職員の資質向上が求められており、体系的かつ分野横断的な研修のニーズは高いものと認められる。併せて、同センターにおいては、諸外国における被害者支援の実態把握を含む犯罪被害者支援等に関する総合的な調査・研究を行うこととし、また、同研究員として、部外の若手研究者や弁護士等を受け入れるなどして、アカデミズム等との連携強化及び政策提言機能の強化を図ってほしい。</p> <p>組織の設置が難しい場合には、警察職員を含む多機関参加の研修の実施を(公社)全国被害者支援ネットワークに委託してほしい。</p>	98 101～105 137 138 217 219	B	警察庁	
239	<p>【自治体や企業等における被害者支援研修の促進】</p> <p>いわゆるセクハラ、パワハラだけでなく、様々な組織内(学校や福祉施設なども含めて)で、暴力や性犯罪などの犯罪被害が潜在化している実態が何れ、多くの被害者が声を上げることができず、支援の手が差し伸べられていないことが懸念される。こうした組織内での被害を生まないため、被害者が誰にも相談できずに潜在化することを防止するため、企業・団体内部で被害者支援に関する研修の実施を促進する施策の展開を要望する。</p>		B		民間企業は行政機関ではないため、民間企業について基本計画に盛り込むことは困難である。
240	<p>【犯罪被害者等に対するSNS等を利用した誹謗中傷等の二次的被害の防止策】</p> <p>現在の高度情報化社会において、おびただしい情報が氾濫している情勢の中で、犯罪等事件に関する情報についても、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等により、加害者をはじめ、犯罪被害者、遺族に対して、事実無根、風評など心ない情報を発信されている現状である。特に、看過できないのは、犯罪被害者等に関する情報発信も多く、名誉棄損等の二次的被害に遭遇している。残念ながら、情報がいわゆる炎上すると手の打ちどころがなく、さらに深い心身の傷を負うことになる。現在、法務省で書き込み削除の措置をとられているが、「表現の自由」との兼ね合いから慎重となり、効果に期待が持てない。</p> <p>各府省庁を挙げて、不確かな情報をすれば、場合によれば、刑罰に触れ、損害賠償を求められることへの自制を促す広報の実施、プロバイダーとの協力体制の構築、研究会の立上げ等基本計画に織り込んでいただきたい。</p>		C	総務省 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
241	<p>【マスメディア関係者への教育等】</p> <p>周囲の者の無理解又は配慮に欠ける行動、マスメディア関係者からの二次的被害の事例は後を絶たず、何らかの予防策が必要である。マスコミに対しては研修などを必須としてほしい。</p>		C		民間企業は行政機関ではないため、民間企業について基本計画に盛り込むことは困難である。
242	<p>【LGBTの性被害者に関する研修】</p> <p>男性・LGBTの性被害者について、警察官、法曹三者、行政担当者(人権課、福祉課、保健所職員等)の育成研修を実施してほしい。</p>		A (裁判所関係) C	警察庁 法務省 厚労省	裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。
243	<p>【被害者のおかれる状況に関する理解促進】</p> <p>加害者の出所後も含めた被害者の置かれる状況について、国や自治体の理解を促進する必要がある。</p> <p>被害者は加害者の服役中も、加害者の出所後も、加害者家族への対応、賠償の時効延長、更生保護の制度利用、再被害の不安と恐怖などを抱え暮らしている実情がある。</p>		B	内閣府 警察庁 法務省 厚労省 国交省	

244	【医療観察制度の見直しの必要性】 日本では、刑法第39条により、加害者が心神喪失または心神耗弱であることを理由に罪を問えない制度となっているが、被害者にとっては、受けた被害は同じく重大であるのに、加害者の特性だけで処分に大きな差があることは、大変理不尽である。心神喪失または心神耗弱である者が行った犯罪であっても、医療観察法による医療処遇だけではなく、厳罰化および贖罪教育を徹底していただきたい。	101	C	法務省 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
245	【職員等に対する研修の充実等】 法務省において、検察官に対する研修の中で、ジェンダー平等の視点、男女共同参画の視点は不可欠である。また、子どもの被害について、子どもの人権を守るという基本姿勢が重要であり、子どもの心理は大人とは違うことを理解し、児童精神科医療など専門家と連携するなどが必要である。	103 138 217	男女	法務省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、研修の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
246	【ジェンダー視点の研修】 厚生労働省において、公的シェルターにおける犯罪被害者等への適切な対応をするための研修を行う際には、特に婦人保護施設の利用者が女性差別や女性に対する暴力の被害者であるという観点から、女性に対する暴力がジェンダーの暴力であるという認識に基づき、ジェンダー平等の視点、男女共同参画の視点を持った研修を行ってほしい。	108	男女	厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
247	【女性警察官の配置】 性暴力被害者は女性警察官の対応を希望することも多いが、#8103に電話しても夜間等では男性警察官が対応することもあるなど、さらに増員が必要である。性犯罪指定捜査員など専門的な研修を受けた女性警察官が各警察署に複数いるような体制を実現してほしい。	109 169	男女 A	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
248	【司法面接の対象拡大等】 児童のみならず、性被害当事者、障害者は誰でも司法面接を行えるようにするとともに、専門家を養成してほしい。 司法面接の後に供述の撤回や追加変更をいつでも行えることが補償されていると安心できる。	110	C	警察庁 法務省 厚労省	性被害当事者や障害者に対してどのような方法により聴取するかは、個別に判断されるべき事柄であり、一律の対応とすることは困難である。
249	【司法面接の記録の証拠化等】 司法面接による記録を裁判の証拠として採用できるようにすることを検討してほしい。司法面接に携わる多機関の中にワンストップセンターの相談員を含めることも取り組んでほしい。	110	C	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
250	【被害児童からの事情聴取にかかる事項の法制化】 第3次基本計画の「被害児童からの児童聴取における配慮」において、「関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討」とされているが、検討の時期は十分経過しているため、第4次基本計画では、法制度の整備に関する議論まで踏み込んでいただきたい。	110	C	警察庁 法務省 厚労省	法制化に関しては、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
251	【実況見分終了後のケア】 実況見分については、視覚情報なので特にトラウマ体験の再現になりかねないことを理解してほしい。実況見分終了後のケアの体制を整えてほしい。特に、子どもの場合への配慮は十分にしてほしい。	110	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。

252	【未成年の被害者の公判における負担軽減について】 加害者が未成年の場合、一般市民や被害者関係者に顔も声もさらすことなく、少年法にのっとり守られた中で手続がなされる。ところが同じ未成年でも被害者になった場合、状況によっては公開の法廷に証人として出廷することもある。ビデオリンクを使ったとしても、声は法廷に流れるし、反対尋問を受けなければならない。1時間以上の反対尋問や、配慮のない尋問等、同じ未成年なのに被害者は守られていない。司法面接等、被害児童からの聴取については取組が進んでいるようだが、その先の刑事手続においても、未成年の被害者の負担を軽減するための取組を薦めるよう要望する。	110	C	法務省	公判における被害者の負担軽減については、証人への付添い(刑事訴訟法157条の4)、証人尋問の際の遮蔽(同法157条の5)、ビデオリンク方式による証人尋問(同法157条の6)などの制度があるほか、訴訟関係人のする尋問等が事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、裁判長がこれを制限することができる(同法295条1項)とされており、現行法の下で適切な対応が可能である上、運用上も適切な配慮に努めているものであり、検討の対象外とすべきである。
253	【ビデオリンク等の措置の適切な運用】 被害者が安心して証言できるためにビデオリンク方式での証言は必要である。	111	C	法務省	証人尋問をビデオリンクにより実施するか否かは、個別の事件における裁判所の判断によるものであるところ、裁判所は行政機関ではなく、見直しの場で検討することは困難。
254	【ビデオリンクによる傍聴】 ビデオリンク方式での被害者の傍聴を認めていただきたい。 否認事件で、被告人がどのようなことを言うのか聞きたいが、同じ空間にはいたくないという例があった。現状、被告人との間の遮蔽措置の設置は認められるが、性被害の場合、同じ空間にいる気配や体臭を感じて気分が悪くなる例も存する。	111	C	法務省	いかなる方法による傍聴を認めるかは、裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。 なお、被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、制度導入時に、被害者参加人についてビデオリンクの措置を採ることまでは認めなかった理由は、被害者参加人は公判期日に出席して自ら直接訴訟活動を行うために被告事件の手続への参加の申出をした者であることにかんがみ、公判廷とは別の部屋に在席することを前提とするビデオリンクの措置を採ることは、その性質上馴染まないと考えられたためである。 前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。
255	【警察施設以外での事情聴取等】 被害者が安全と感じられる場所(例えばワンストップ支援センター等)での事情聴取、被害者が望む支援者の同席、立会い等事情聴取や現場検証、事件の再現などに関して被害者の状態を考慮して柔軟な形で行ってほしい。	109 112	男女 (支援員の同席関係)C	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 なお、支援員の同席については個別の事案においてケース・バイ・ケースで対応しているため、見直しの場で検討する必要性は乏しいと思われる。
256	【警察における施設の改善、検察庁での待合室の設置】 警察や検察庁で待合室に十分なスペースがないと、他の事件の男性関係者と狭い密室で長時間過ごさなければならないこともあり、個別のスペースが確保できると望ましい。家族やワンストップ支援センターの支援員が同行した際に、事情聴取の部屋に入れないことも多いが、その際の待合室も確保してほしい。	112 113	B (検察庁関係) C	警察庁 法務省	各検察庁の庁舎の実情等を踏まえて個別に対応を行っているものであり、施策として一律に検討することは困難である。
257	【裁判所内の設備の拡充】 被害者参加等を行う被害者等が利用できる保育室、授乳室、託児室、医務室、保健室等を設置、整備してほしい。	113	C		裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	関係府省庁	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○Cとした理由)
258	【迅速な被害届の受理】 被害届を全件受理してからの精査ではだめなのか。全件受理すると事務処理等が膨大になるということであれば、警察内での受理後の手続の方法を検討すればよいのであって、国民の通告内容の虚偽・合理性の問題ではないように思う。例えば、児童虐待で通告があれば児童相談所は48時間以内に安全確認を行うが、そこに虚偽・合理性の問題ははさまれない。匿名での通告であっても対応は同じである。被害に遭ったと自ら届け出てきている人を窓口でそのまま帰すようなことはなくなってほしい。 また、被害届を受理しない場合は、その理由を被害者に教えてほしい。	114	B	警察庁	
259	【被害届の受理】 警察署住民相談係の充実により、被害者等からの相談体制が整備され効果を上げていると感じる。一方で、被害届の受理(特に性犯罪被害の被害届受理)は、民間の認識からすると未だに敷居が高いといわれており、受理してくれないとの苦情が寄せられることが少なくない。その拒否理由は、証拠がないから受理できないとの説明が最も多いと感じる。性犯罪被害は、密室でかつ、顔見知りの人間関係から発生することが多いと承知しているが、この被害は今や、社会問題として大きく取り上げられているので、警察への信頼関係に大きな障害となっている。取扱の部署は一時的には警察署の刑事課が担当することとなるが、受理時の事情聴取、事件性の判断など犯罪被害者に寄り添う刑事の意識改革が必要と感じる。 刑事部の性犯罪担当の指導体制の強化も必要かと思う。	98 114	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
260	【被害届受理件数の公表等】 警察は年間何人の被害者が相談に来たか、その中で被害届を受理した件数、受理しなかった件数とその理由を明らかにしてほしい。	114	C	警察庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
261	【被害届受理時の制度紹介等】 被害届受理時に、産婦人科の受診や証拠採取、薬物の使用が疑われる場合の尿検査及びワンストップ支援センターを紹介するなどについて、一般職員も含めて全ての職員が行えるようにしてほしい。 弁護士に告訴状を作成してもらうことができる制度の周知も重要である。	109 115 166	(前半)男女 (後半)C	警察庁 法務省	(前半) 男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。 (後半) 要望の内容を踏まえると、性犯罪被害を念頭に置いていると思われるが、強制わいせつ罪や強制性交等罪が非親告罪化されたことや、仮に弁護士が告訴状を作成したとしても、捜査機関は、事実確認を行うために、あらかじめ被害者から聴取をする必要があることからすれば、性犯罪事案において、弁護士が告訴状を作成する必要性が大きいとは言いがたく、その周知を図る必要性に疑問があり、見直しの対象とする必要はないと考える。

262	<p>【証拠採取について】 被害直後に相談があった場合には陰の内容物の採取の他、薬物使用が疑われた場合には血液や尿を採取して検査をする必要がある。 警察への被害届を希望しない被害者について産婦人科で証拠採取を行った検体を匿名で警察署で保管するモデル事業の終了後、事業が継続されず、証拠保管が問題になっている。引き続き警察署やワンストップ支援センターでの保管など、警察への被害届を希望しない場合の証拠保管についての取り組みを進める必要がある。警察や医療機関以外での証拠保管に関する証拠能力について全国的なマニュアル化も必要である。 その場合に薬物使用が疑われる場合の血液や尿の証拠保管について、人工妊娠中絶した組織を証拠保管すること、及び男性被害者に関する証拠採取・保管についても検討が必要である。</p>	116 117	C	警察庁	<p>モデル事業終了後、取組は拡大しており、事実誤認に基づく要望であると思われる。警察への届出を希望しない場合の検体の保管も実施中。また、人工妊娠中絶した組織の保管、男性被害者に関する検体の保管も、本人の了承が得られれば行っている。 また、証拠能力の有無は、個別の事案の具体的事案関係に即して裁判所が判断する事柄であり、証拠能力のマニュアル化に関して警察庁として対応することは困難。</p>
263	<p>【証拠採取の義務付け】 被害直後に医療機関や警察署へ行った際は、証拠採取を病院側にも警察側にも義務付けてほしい。</p>	116	C	警察庁 厚労省	<p>警察では、事案ごとに必要に応じて証拠採取を行っており、一律に義務付けることを検討することは困難である。</p>
264	<p>【被害者への交通費等の支給】 捜査段階の事件の被害者を検察庁に呼び出し聴取する場合、被害者参加制度を利用せずに裁判を傍聴する場合等の交通費等の支給を受けられるようにしてほしい。 また、付添いをする民間ボランティアは被害者参加制度の円滑・効果的な運用に貢献しているので、こうした活動に対しても助成をしてほしい。</p>		C	法務省	<p>第2次基本計画において被害者参加人への旅費等の支給に関する検討が求められ、これに基づいて検討した結果、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を改正し(平成25年法律第33号)、公判期日等に出席した被害者参加人に対し旅費等の支給を行う制度が創設された。同法律は、平成25年12月1日に施行され、現在制度の定着に努めているところであり、同制度の拡大について議論することは時期尚早である上、同法律は、被害者参加制度の下で、犯罪被害者等が、被害者参加人として適切かつ効果的に刑事裁判に参加するためには、被害者参加人自らが公判期日等に出席し、一定の訴訟活動を行う機会が与えられることが重要であると考えられることから、被害者参加人が公判期日に出席して訴訟活動を行うことを実質的に保障するため、公判期日等に出席した被害者参加人に対し、国費により旅費等を支給する制度を創設することとしたものであって、公判期日等に出席せず傍聴した被害者参加人等に対する旅費等の支給については、現在の厳しい財政事情の下では、その実現は現実的でないため、検討の対象外とすべきである。</p>
265	<p>【裁判員裁判制度の見直し】 裁判員裁判で、公判前整理手続や評議で何が行われているのかわからない。 判決への大枠が決められて判決ありきの裁判になってはいないか。 そのことが被害者に理解しにくくしている。 また、数少ない開廷数では十分な理解ができないばかりが開廷途中での休憩がやたら多い、裁判員への気遣い。 意見陳述一つをとっても内容が十分に理解できない時点においてその思いを綴ることはできない。 裁判は時間や回数で決めるのではなく時間をかけても真実を追求しつづけた上で判決を下してほしい。 被害者は、参加や尋問ができると言いつつ制約がかかり主張や発言ができない。 裁判員裁判制度の見直しをしてほしい。</p>	118 119 120 121 122	C	法務省	<p>犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、裁判員制度における犯罪被害者に対する保護・配慮の在り方については、法務省に設置した「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」において検討中である。</p>
266	<p>【公判提出予定記録の柔軟な閲覧・謄写】 被害者参加人・被害者参加弁護士が充実した被害者参加活動を行うためには、公判前に公判提出予定記録の閲覧・謄写をすることが必要不可欠であるが、最近、検察官の被害者参加人等に対する態度が厳しく、以前よりも閲覧・謄写が認められる範囲が狭くなっている。被害者参加人等としては、特に被告人の身上調査につき、被告人質問や心情に関する意見陳述等の活動をするにあたって知りたい内容が多く、閲覧・謄写の必要性が大きい。検察官が被害者参加人等の記録の閲覧・謄写に関してより一層柔軟な対応をとってほしい。</p>	119	C	法務省	<p>証拠の閲覧等をどの範囲で認めるかは、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとすることは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で、被害者参加の準備の必要性等に十分配慮して、事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。</p>

267	【客観的証拠の開示】 裁判に証拠として提出しない証拠であっても、客観的証拠は公判前に被害者遺族に開示して欲しい。	119 121 135 139	C	法務省	証拠の開覧等をどの範囲で認めるかは、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で、被害者遺族に対し、事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の開覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
268	【起訴状の写しの交付、弁護人開示記録の速やかな閲覧・謄写。検察官及び弁護人が裁判所に提出した書類の写しの速やかな交付】 多くの事案では、検察官から起訴状の写しや証拠を含む訴訟記録の閲覧・謄写・交付等が受けられるが、検察官に理解がない事例もあるようであり、明示的に定めていただきたい。	119 121	C	法務省	個別の事案において検察官が適切に対処すべき問題であると考えられ、法制度を設ける必要性に乏しい。また、証拠の開覧等をどの範囲で認めるかは、事案によって異なるうところであり、一律の対応は困難である。加えて、起訴状記載の公訴事実等の内容を記載した書面や、証拠の開覧等については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要があるものの、現在においても、事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の開覧を認めるなど適切な対応を行っているところである。したがって見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
269	【公判提出予定記録の目的外使用の許可】 被害者参加するために必要な限度で、検察官から公判期日前に公判提出予定記録の謄写を受けることになっているが、目的外使用ができない。民事訴訟にも使ってもよいという例外を設けてほしい。	119	C	法務省	訴訟書類は非公開が原則であるところ(刑事訴訟法第47条)、被害者参加の申出をすることができる者については、参加の申出をすることができる者が刑事裁判に参加するか否かを適切に判断できるようにするとともに、参加を許可された者が適切かつ効果的に刑事裁判に参加できるようにするという公益上の目的から、例外的に、公判提出予定記録の開示が行われているものであって、その目的を越えた利用は認めるべきでない(同条ただし書)。なお、民事訴訟に刑事訴訟の訴訟書類を利用する方法としては、刑事確定記録の謄写制度を利用する方法があるほか、一定の場合には、不起訴記録の入手をすることも可能であるため、検討の必要性までは認められない。
270	【公判記録の閲覧謄写に係る費用の公費負担】 犯罪被害者等が公判記録を閲覧・謄写する場合の無料化を検討していただきたい。	119	C	法務省	公判記録を含む裁判記録の閲覧・謄写については、多種多様な立場の者が様々な理由により行っているところであり、犯罪被害者であることを理由にその費用を公費負担とすることについては、閲覧・謄写をする他の立場の者との均衡等も考慮せざるをえず、現在の厳しい財政事情の下で、その実現は極めて困難であり、見直しの検討対象外とすべきである。
271	【医療観察事件における証拠開示の弾力化】 検察官申請証拠の開示がかなり限定的である。少年審判は幅広く認められているところであり、同様に事件の内容を知り得る程度には記録が確認できるよう改めていただきたい。		C	法務省	医療観察に係る審判の過程で、被害者が事件の内容を知り得る手段として、被害者による傍聴(同法47条1項)、決定内容等の通知(同法48条1項)の制度が既に設けられている上、裁判所の許可を受けた場合には、被害者も記録の閲覧・謄写が可能である(同法32条1項)。 他方、医療観察に係る審判は、対象者の精神障害の状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、非公開の手段で行われるものとされているところ、被害者等は裁判所の許可を得て記録の閲覧・謄写が可能とされており、その範囲を超えて施策として一律に、被害者に記録の閲覧・謄写権を認めることについては、慎重な検討を要するため、見直しの検討対象外とすべきである。
272	【第1回公判期日前の記録の謄写、保釈資料など(被害者保護法関係)】 被害者保護法(3条)で「第一回公判期日後」の謄写が認められているが、公判前整理手続ができる前の法律であり、現状に即していない。第1回公判期日になれば謄写できるものであるが、起訴後、第1回期日まで謄写を認めない実質的な理由はないのであり、改正をお願いしたい。	119 121 123	C	法務省	刑事事件の訴訟書類については、公開の法廷で取り調べられる前に閲覧・謄写を認めるとすれば、当該公判に支障を生じさせかねないことから、公判の開廷前には原則として公開禁止とされているところ(刑事訴訟法47条)、この点は、公判の準備手続である公判前整理中においても何ら変わることはない。 なお、証拠の開覧等については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要があるものの、現在においても、事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の開覧を認めるなど適切な対応を行っているところである。したがって見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。

273	【事件に直接関係のない性的な経験等の証拠化の禁止】 被害者が安心して訴えることができるように、事件に直接関係のない性的な経験などを証拠として扱うことを禁止するなど、被害者の個人情報を守られるようにする。	120 121	C	警察庁 法務省	現行法の下においても、訴訟関係人のする尋問等が事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、裁判長がこれを制限することができることとされており、検察官も不当な尋問には異議を適切に述べるなどしているところである。新たな法制度を設ける必要性は乏しいと思われる。
274	【公判前整理手続に係る情報共有】 検察官は、被害者に対して公判前整理手続の経過等の情報共有等積極的に働きかけること。	120 121	C	法務省	公判前整理手続は非公開手続であることに加え、被害者といっても被害者参加を求めている者やそうでない者、裁判に関心を寄せない者等様々であり、一律な対応は困難。一方、現在においても、検察官は、被害者の要望を踏まえ、適宜の時期に公判前整理手続の内容を適切に説明するなどしている。改めて、見直しの検討の対象とする必要性は乏しい。
275	【刺激証拠の採用】 遺体写真や解剖資料等のいわゆる刺激証拠について、法務省において、検察側からの証拠請求が裁判所によって却下された件数及びその却下の理由が明らかにされたときはその内容を1年以内に調査して公表して頂きたい。 また、裁判所においては、事前に告知をするなどの方法や選任の際に配慮するなど、証拠から排除する以外の方法で配慮をすれば足りることから、刺激証拠であっても、裁判員への負担に過度に配慮しすぎて真実発見と被害者のためにも刑事司法はあるとの基本理念がないがしろにならないよう適切に運用して頂きたい。	120 121	C	法務省	(前段) そもそも「刺激証拠」の定義が定まったものではなく、統計的な把握になじむものではないことに加え、いわゆる刺激証拠の採否は、個別の事案に応じて、その必要性が判断されるものであるし、却下される理由は様々なものが考えられるところ、必ずしも却下理由が明示的に示されるわけでもない。件数のみを把握することに必要性があるとも考えがたい。したがって、見直しの検討の対象として取り上げる必要性はないと考える。 (後段) 裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。
276	【刑事手続への関与拡充】 司法現場では、現行制度下においてもなお、被害者等が手続的に疎外感を感じる又は被害者等の意思が反映されにくい場面に遭遇する。刑事訴訟法の理念等との関係もあるかと思うが、より被害者等が刑事手続に実質的に関与できる選択肢が拡充されることを希望する。 特に、被害者参加人による証人尋問の範囲を拡張すること、被害者等による固有の上訴権を認めることを求めます。	120 121	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、被害者参加人等による証人尋問が、「情状に関する事項(犯罪事実に関するものを除く。)」についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項」についてのみ許されるとされた理由は、被害者参加人等による証人尋問を認めるとしても、犯罪事実に関する検察官の主張・立証と矛盾する尋問が行われて真相の解明が困難となったり、犯罪事実に関する被害者等自身の証言の信用性が損なわれるなどの弊害を防止するためには、犯罪事実に関係しない情状に関する事項について尋問を認めることとするのが適当であり、また、証人の負担が過度に重いものにならないようにするためには、証人が既にした証言をいわば弾劾する事項について尋問を認めることとするのが適当であると考えられたためである。 前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、被害者参加人等が行うことのできる証人尋問の範囲拡大については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。 また、被害者参加人等に固有の上訴権を認めるか否かについては、制度創設に当たって十分な検討が行われた上で、そもそも、被告人のほか検察官にも上訴権が認められている理由は、法と証拠に基づき、事実認定、法の適用、刑の量定等に関する原判決の誤りを是正するためであると考えられ、公判請求権と同様に、客観的かつ公平に行われるべきものと考えられることなどの理由から認めなかったものであり、このような検討結果を踏まえれば、見直しの検討の対象外にすべきである。

277	<p>【公判期日指定に当たり、被害者及び被害者参加弁護士の希望を問い合わせてもらよう定めること】</p> <p>ほとんどの裁判体で希望を問い合わせてもらっていると思われるが、未だに事前の連絡なく公判期日が指定されたという事案を仄聞するので、その旨明記いただきたい。</p>	120 121	C	法務省	公判期日の指定については、既に被害者等に配慮する運用がなされており、新たな検討の必要性はない。
278	<p>【「公判前整理手続」に犯罪被害者等の意見が反映される制度に改正することについて】</p> <p>2005年の刑事訴訟法の一部改正により、導入された「公判前整理手続」については、現行、検察官、被告人、弁護士が意見を述べるなどの関与が認められている。しかしながら、被害者等さらには被害者参加の弁護人の関与が認められていないなど、昨今の被害者等の裁判参加が認められ、その範囲が拡大されつつある情勢の中で、逆行した制度になっている。</p> <p>「公判前整理手続」に被害者等又は被害者参加弁護人の関与が認められ、被害者等の意見が反映される制度に改正することを要望する。</p>	120 121	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、公判前整理手続期日は、基本的には、裁判官、検察官及び弁護人による率直な意見交換を通じて争点を整理し、審理計画を策定する場である上、仮に、被害者参加人等の出席を許すこととすると、その結果、被害者参加人等が検察官や被告人・弁護人の主張や取調べ請求予定の証拠等の内容に触れるなど、事前に様々な情報に接することとなり、そのような情報に触れた被害者参加人等が、その後に証人として証言した場合には、証言の信用性が損なわれるおそれもあることなどから、制度導入時に、公判前整理手続期日については、被害者参加人等が出席することができることはされなかったものである。 <p>前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、公判前整理手続への被害者参加人又は被害者参加弁護士の関与については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。</p>
279	<p>【被害者参加制度の改善について】</p> <p>裁判官の中には犯罪被害者等の心情や置かれた状況、被害者参加制度が創設された経緯や意義について正しく理解していない者もあり、裁判員裁判では、裁判員の負担軽減を気にするあまりに、被害者参加人の訴訟活動(特に被害者参加人の被告人に対する質問時間や質問内容)を過度に制限する裁判官が見られる。このような裁判官の態度によって、かえって被害者参加人は傷つき、刑事司法に対する信頼を失うことになりかねない。</p> <p>そこで、被害者参加制度が創設されたから10年以上が経過したこともあるので、弁護士会や支援センター等を通じて実態調査を行い、必要に応じて法改正が行われるべきである。</p>	120 121	C	法務省	裁判所所管の事柄である裁判官の訴訟指揮についての指摘と考えられる上、裁判所は行政機関ではなく、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。
280	<p>【被害者参加対象事件の拡大】</p> <p>被害者参加の対象事件は、刑事訴訟法316条の33で定められているが、例えば、リベンジボルト事件や児童福祉法違反事件、ストーカー事件やストーカー犯による住居侵入などは「人を死傷した」場合でなくても被害者参加ができないことがおかしいと感じる事案が存するので拡大していただきたい。</p> <p>なお、被害者参加非対象事件で心情意見陳述を行う場合に、陳述を行うまでの間、当事者席で待機することを認めていただきたい。例えばリベンジボルト事案で、遮蔽措置をとった場合に、心情意見陳述を行う場合には、裁判所の裏で待機するため、法廷の様子を知ることができないという問題がある。当事者席での待機を認めてもらいたい。</p>	120 121	C	法務省	<p>(前段)</p> <p>被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、被害者参加制度の対象となる事件の範囲は、被害者参加制度を設ける趣旨等を総合的に考慮し定められたものである。</p> <p>前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、対象犯罪の範囲については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。</p> <p>(後段)</p> <p>裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。</p>

281	<p>【検察官が認める範囲内で、被害者に証拠提出を認めるべきこと】 現行刑事訴訟法では、被害者参加人には、証拠提出権は認められていない。しかし、検察官が立証に必要なと考えた場合であっても、被害者が被告人質問等に必要であるとするものも存する。検察官が反対をするものでなくても、積極的に証拠提出することには抵抗がある場合があり、検察官の立証を阻害しないよう、検察官が許可する範囲内で被害者参加人にも証拠提出権を認めてもらいたい。</p>	120 121	C	法務省	被害者参加人等に固有の証拠調べ請求権を認めるか否かについては、制度創設に当たって十分な検討が行われた上で、仮に、被害者参加人等にこれを認めることとすると、検察官と被害者等との間に主張・立証の抵触が生じることにより、真実の発見が困難となったり、かえって被告人が利益を得る結果ともなりかねないと考えられること、また、検察官や弁護人が取調べの必要があるとは考えていない証拠の取調べが行われることは、迅速な裁判の要請との関係でも問題があると考えられることなどの理由から認めなかったものであり、このような検討結果を踏まえれば、見直しの検討の対象外にすべきである。
282	<p>【情状証人以外の証人への被害者の尋問を許すこと】 現行刑事訴訟法では、被害者参加人は、犯罪事実の証人に対する質問はできないものとされている。しかし、事件の当事者である被害者参加人が現場や事件のことを検察官よりも熟知していることはままあることである。検察官が許可する範囲内で情状証人以外の証人への尋問を認めてもらいたい。</p>	120 121	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、被害者参加人等による証人尋問が、「情状に関する事項(犯罪事実に関するものを除く。）」についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項」についてのみ許されるとされた理由は、被害者参加人等による証人尋問を認めるとしても、犯罪事実に関する検察官の主張・立証と矛盾する尋問が行われて真相の解明が困難となったり、犯罪事実に関する被害者等自身の証言の信用性が損なわれるなどの弊害を防止するためには、犯罪事実に関係しない情状に関する事項について尋問を認めることとするのが適当であり、また、証人の負担が過度に重いものにならないようにするためには、証人が既にした証言をいわば弾劾する事項について尋問を認めることとするのが適当であると考えられたためである。 前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、被害者参加人等が行うことのできる証人尋問の範囲拡大については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。
283	<p>【被害者論告において、同時に起訴されている事件を含む法定刑の範囲で意見を述べる ことができるようにすること】 現行刑事訴訟法では、例えば、強盗殺人と単純傷人の遺族と被害者が参加している場合に、傷害の被害者は、自らの被害犯罪に法定刑のない罪種は求刑できない。しかし、判決は、一人の被告人に一度のタイミングでなされるものであるから、全体をみないで求刑することはアンバランスな求刑となる。</p>	120 121	C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、参加の許可は被告事件単位でなされるものであるため、被害者参加人等に認められる訴訟活動は、参加の許可がなされた被告事件についてのものに限られるから、複数の事件のうち特定の事件について参加が許されており、その他の事件には参加を許されていない被害者参加人は、自己が参加を許された事件のみを対象として相当と見做す具体的な刑期についての意見を述べることであり、参加を許されていない事件と併せて併合罪加重をした後の処断刑の範囲を前提とした具体的な刑期についての意見を述べることはできないものと解されている。 前記の改正法の附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行った。その上で、被害者参加人等が行うことのできる量刑意見の範囲については、同意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。

284	【控訴審において心情意見陳述の制限をなくすること】 現状、控訴審での心情意見陳述を求めると、事実調べが行われない限り、心情意見陳述を実施しない例が散見される。事実取り調べと心情意見陳述は全く別の手続きであり、一方がないともう一方を行ってはならないという刑事訴訟法の建て付けにはなっておらず、控訴審においても心情意見陳述が認められるようにしていただきたい。	120 121	C	法務省	刑事訴訟法第292条の2による心情意見陳述を認めるか否かは、裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難である。
285	【被害者参加人の最高裁における在廷権】 今後、最高裁で判決が確定するまで被害者参加ができる制度にするよう望む。		C	法務省	被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、上訴審においても被害者参加は可能である。 なお、上訴審においては、その構造や特質から、被害者参加人の権限行使が制約されるものと解されているが、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行い、同意意見交換会の議論を踏まえても、上訴審において被害者参加人の権限行使が制約される点について、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。
286	【支援員の優先傍聴席の確保】 被害者が被害者参加制度を利用して在廷したり、傍聴して事件と向き合うことは精神的な負担が大きく、そのようなとき、支援員が傍聴席にいただけでも被害者は安心できるものである。また、被害者が在廷中に体調が急変した場合、支援員が傍聴席にいれば早期に対応することが可能である。被害者が付添いを希望するのであれば支援員用の優先傍聴席を必ず確保できるようにしてもらいたい。	121	C	法務省	裁判所の運用に関わる御要望であるとすれば、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。 また、いわゆる優先傍聴席の確保については、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条において、「刑事被告人の係属する裁判所の裁判長は、当該刑事被告人の被害者等(中略)から、当該被告人の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。」とされているとおり、これを認めるかどうかは、当該公判を主宰する裁判長が諸般の事情を考慮しつつ、その裁量によって判断するものとされており、そのような事情を捨象して一律に「(被害者)支援員用の優先傍聴席を必ず確保できるようにする」ことは困難である。 なお、検察当局においては、被害者支援員を配置し、被害者支援員による被害者の法廷への案内、傍聴の付添いなどについては、対応可能であり、既に行っているところである。
287	【再犯時の優先傍聴】 加害者が再犯を犯し刑事裁判が行われる場合、前件の被害者遺族が刑事裁判の傍聴を希望したら、裁判所で席を確保して欲しい。		C	法務省	裁判所の運用に関わる御要望であるとすれば、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。 また、いわゆる優先傍聴席の確保については、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第2条において、「刑事被告人の係属する裁判所の裁判長は、当該刑事被告人の被害者等(中略)から、当該被告人の公判手続の傍聴の申出があるときは、傍聴席及び傍聴を希望する数その他の事情を考慮しつつ、申出をした者が傍聴できるよう配慮しなければならない。」とされているとおり、これを認めるかどうかは、当該公判を主宰する裁判長が諸般の事情を考慮しつつ、その裁量によって判断するものとされており、そのような事情を捨象して一律に「前件の被害者遺族」の優先傍聴を認めることは困難である。
288	【保釈中の被告人の公判入出廷】 公判開始前後に被害者等と被告人の接触を避けるため傍聴席より入出廷するのは禁止し、法廷の被告人関係者出入口より入出廷する。	77 123	C		裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。
289	【被害者の審判傍聴】 少年審判における被害者の傍聴を弾力的に認めていただきたい。	126	C	法務省	裁判所所管の事柄である上、裁判所は行政機関ではなく、基本計画に盛り込むことは困難である。

290	【医療観察事件における審判傍聴】 医療観察事件における被害者及び被害者代理人の傍聴を弾力的に認めるようにしていただきたい。		C	法務省	医療観察に係る審判期日は、対象者の精神障害の状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、非公開の手続で行われるものとされているところ、被害者等は裁判所の許可を得て当初審判の傍聴が可能とされており、その範囲を超えて、同審判における被害者及び被害者代理人の傍聴を認めることについては、慎重な検討を要する。
291	【警察による刑事手続プロセスの説明義務】 自分が置かれている状況をよく理解できないまま捜査や裁判が進んでいると感じる被害者が多く、その都度説明が必要であることから、被害者に権利や捜査・裁判などのプロセスを丁寧に知らせ、説明する義務を警察に負ってほしい。	3 128 131 166 196 198 199	B (説明義務関係)C	警察庁	警察において犯罪被害者等に対し、その権利や刑事手続等の説明を義務化することについては困難であるためC。 刑事手続等に関する情報提供の充実についてはB なお、警察においては、被害者連絡実施要領に基づき、被害者に対して、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡を実施している。
292	【刑事手続に関する情報提供】 被害後、警察で被害届を出すという刑事手続等の行動は性犯罪被害者にとってかなりハードルの高いものであるため、ワンストップ支援センターなどの支援員と連携し、被害者の気持ちに寄り添った形で情報提供がなされると思う。	109 128 166 199	男女	内閣府 警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
293	【刑事手続参加時の託児等に関する情報提供】 刑事手続に参加する際の託児や介護の手配に関する情報提供をしてほしい。	128 199	C	警察庁 法務省	証人等を含む訴訟関係者にも広く関わり得る問題であり、犯罪被害者施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、検察当局においては、被害者参加人等の訴訟関与に支障がないよう可能な限りの配慮をしているものと承知している。
294	【死因究明の徹底】 科学的捜査と原因究明のために、検視や検案の後には、薬物検査およびCTやMRIなど死亡時画像診断(AI)と総称される画像検査へと進み、専門医が的確に死因を診断し、最終段階である解剖の必要性を判断する仕組みをつくること。解剖はとくに遺体侵襲度が高く遺族にとって辛い死因究明法であることを踏まえて、解剖段階に進むのはCTIによって死因を確定出来ない場合に限るなど、遺族の心情に十分配慮すること。遺族への説明や相談も十分かつ早期に行える体制をつくること。死因究明を上記の段階ごとに各専門家が行う機関を一元化して設置してほしい。	131	C	内閣府 警察庁 国交省 厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
295	【証拠品の管理】 未だに警察での証拠物件の紛失等が起きている事実もあるので、遺品の管理は徹底していただけるよう要望する。	132 133	B	警察庁	
296	【被害者の所有物の管理等】 搬送被害者の所有物の取り扱いマニュアルを作成し、その搬送フローを明確にしてほしい。また、事故発生時から警察官が警察署に持ち帰った所有物と、病院側に搬送された所有物が混在しないよう一元管理できるシステムの構築を進めるべきである。	132 133	C	警察庁	亡くなった被害者の所有物については、死因身元調査法第10条や死体取扱規則第5条に基づいて対応している。また、所有物の一元管理のシステムについては、証拠品の取扱いにも関連することであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
297	【被害者保護の観点で証拠品を強制的に処分できるようにしてほしい。】 証拠品の中で、被害者のプライバシーにかかわるものについて、強制的に没収することができるよう、法律を整えてほしい。	132 133	C	法務省	没収手続全般に関わる事柄であり、犯罪被害者施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
298	【捜査への支障】 捜査への支障を勘案しつつという理由で警察官は加害者の供述を一言も教えてくれなかった。同席していた弁護士も「この内容を教えたからといって警察側に支障があるとは思えない」と伝えたが教えてくれなかった。被害者が知りたいのは、自分の魂を殺された事件に対して警察が真摯に捜査をしているかどうかであるので、真摯に対応してほしい。	134	B	警察庁	

299	【捜査に関する適切な情報提供等】 被害者連絡制度等を周知徹底活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供しよう努めるとされているが、未だ十分な情報提供がされているとは言い難い。被害者や遺族の心情をくみ取り、責任ある捜査幹部に対し、被害者や遺族等に対する説明責任を負わせ、適切な情報提供と具体的な説明をするように周知徹底を望む。	134	B	警察庁	
300	【被害者への情報提供の義務化】 警察及び検察による犯罪被害者等への情報提供は努力規定ではなく義務としてほしい。	134 135	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等への情報提供については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするのは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
301	【検察への書類送致】 書類送検と同時に、被害者側にも捜査情報を開示する。 被害者側には、当番弁護士制度を新設し、その弁護士が内容を説明する義務を課す。	134 135	C	警察庁 法務省	被害者側への捜査情報の開示については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするのは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
302	【未解決事件における遺族からの情報提供】 未解決事件の場合、犯罪被害者等(友人家族)が事件の情報を集める場合がある。基本計画の中でも既に御理解いただいているとおり、被害者等にとって解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面もある。そうした場合に、警察に遺族側からの情報提供を受け入れるような道筋を考えていただきたい。	134 135	C	警察庁 法務省	捜査機関においては、現時点においても、事案に応じ、御遺族を含め様々な関係者から必要な情報提供を受けて捜査を行っているものと承知しており、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
303	【捜査情報の早期開示】 被害者の知る権利と、捜査の公正さを保障するため、実況見分調書等交通事故調書や鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期(実況見分調書は事件後1～2週間以内)に開示してほしい。事故原因、加害者の処遇、刑事裁判の予定など、被害者の知る権利を保障する通知制度を徹底してほしい。	72 134 135	C	法務省	犯罪被害者等への情報提供については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするのは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするほか、公判期日等を通知したりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
304	【捜査に関する適切な情報提供等】 鑑定留置及びその延長を決定した時の通知制度はなく、被害者等から「誰からも連絡がなくニュースで知り残念だ」との意見があり、被害者等への連絡、通知を要望する。 公判期日や判決確定などの連絡を被害者参加弁護士、被害者支援弁護士にも連絡、通知の徹底を要望する。 医療審判に付された加害者に関する情報について、被害者等が希望する場合、医療施設等の情報を被害者等へ連絡、通知することを要望する。	72 135	C	法務省	検察当局においては、平成11年2月9日刑事局長依命通達「被害者等通知制度実施要領について」等に基づき、被害者等からの要望に応じて、被害者や弁護士であるその代理人に対し、鑑定留置に付された事実、公判期日、判決確定等について適切に連絡・通知を行っている。 医療観察に係る審判期日は、対象者の精神状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、非公開の手続で行われるものとされているところ、被害者等は裁判所の許可を得て当初審判の傍聴が可能とされており、この機会に得られる情報の範囲を超えて、医療施設等の情報を施策として一律に被害者等に提供することは困難である。
305	【医療観察事件における審判状況の通知】 審理で述べた内容や審理状況について被害者に説明をしていただきたい。	135	C	法務省	医療観察に係る審判期日は、対象者の精神障害の状態や生育歴等、プライバシー保護の必要性が高い情報が明らかになり得る場であり、非公開の手続で行われるものとされているところ、被害者等は裁判所の許可を得て当初審判の傍聴が可能とされており、この機会に得られる情報の範囲を超えて施策として一律に同審判で述べた内容や審理状況を被害者に説明することについては、慎重な検討を要する。
306	【現場検証への立会い等】 被害者遺族も現場検証に立ち会う等、早期にある程度の状況を把握したい。	119 136	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等への情報提供については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮してその相当性を判断する必要性があるところ、一般的に被害者遺族に現場検証への立会いを認めることとするのは慎重な検討を要する。

307	【事故調査の外部委託】 事故調査の外部委託化を進めてほしい。	136	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 捜査内容等の外部への提供は、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮してその相当性を判断する必要性があり、慎重な検討を要する。
308	【ドライブレコーダー記録の提出義務化】 職業運転手が業務中に交通事故の加害者となった場合、運転手の健康管理表・運行状況・タコメーター・車両のドライブレコーダーについては、すべて捜査機関への提出を義務化してほしい。	136	C	警察庁 法務省 国交省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、現行法において、提出命令、捜索、差押え等により対応可能であり、刑事訴訟法制としては、更なる法整備の必要はない。 国土交通省においては、事業用自動車による輸送の安全を確保する観点から、重大な事故において、その原因などに応じて、健康状態のわかる資料や勤務状況等の提出を法令で義務づけており、道路運送法等に基づく調査・監査において、必要な範囲でタコグラフ等の記録を確認している。また、事故の状況を確認するため、ドライブレコーダーの映像など関連する資料についても提出を求める場合がある。なお、これらは犯罪捜査を目的として提出を求めるものではない。
309	【ひき逃げ死亡事故の公訴時効撤廃】 ひき逃げ死亡事件は、「自動車過失運転致死罪」として公訴時効が10年と定められていますが、そうした事件も未解決で犯人が捕まっておらず、犯行当時の状況もわからない以上「危険運転致死罪」で起訴されるべき事件だったという可能性は否定できません。人が死亡している状況で不確実な事実があるのならば、公訴時効は、刑事訴訟法第250条を考慮しても、与えられる最高懲役の年数に合わせていただきたい。	136	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
310	【ドライブレコーダーの設置義務化】 全車両へのドライブレコーダー設置を義務化してほしい。	136	C	国交省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
311	【実況見分における動画保存】 実況見分における、一方的な聴取による相手方（ふつうは、被害者側）の不利益を防ぎ、捜査の可視化及び現行の実況見分の不備を補い、調書作成者の主観を調書に反映させない為、当事者、担当警察官は、ヘッドカメラを装着し、動画データも証拠とする。		C	警察庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
312	【全交通事故捜査への適正かつ緻密な捜査】 適正かつ緻密な交通事故事件捜査については、「重大・悪質な」ものに限らず、全ての事件としてほしい。	136	C	警察庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、「重大・悪質な」ものに限らず、すべての交通事故事件において、適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進のために教養等を実施している。
313	【呼気アルコール検査の明確化】 加害者の呼気アルコール検査の検査方法をマニュアル化して国民にも公開してほしい。また、死亡事故の場合、誰が見ても数値が明らかな方法で飲酒検査すべきである。	136	C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、捜査手法や個別の事件捜査に関することであることから、見直しの場で検討することは困難である。
314	【不起訴記録の弾力的開示】 現状不起訴記録の開示はあまりに硬直的で限定的で、最低限客観的証拠は開示してほしい。 子どもの死亡事案において、目撃者が子どもしかいないと言う場合に、民事裁判では子どもを証人に呼ばざるを得ないが、子どもにそのような負担をかけたくないという思いが強い。検察官面前調書を得られれば、証拠価値が高いものといえる。	139	C	法務省	不起訴記録については、捜査目的で収集されたものであり、他の目的での利用が予定されていないものであること、関係者のプライバシーを保護する必要があることから、公にすることはできないことが原則であり、その一部であっても開示を原則とすることは相当でない。例外的に開示するのが相当と認められる場合があるとしても、開示すべきか否かの判断は、個別具体の事案により異なることから、法律によって統一的な基準を定めることは困難であるとともに、かえって柔軟な運用による開示を妨げることにもなりかねず、適切でない。
315	【不起訴事案に関する説明の義務化】 不起訴事案につき、被害者等への情報提供、説明を義務とすること。	139 140	C	法務省	被害者等への情報提供や説明については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするのは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。

316	【不起訴処分の事前説明】 被害者等にとって、一方的な「不起訴」という決定は受け入れ難く、その後の長きに亘って苦しむ原因となっている。不起訴処分の説明は事後にはではなく、せめて事前に行っていたできるように要望する。	140	C	法務省	不起訴処分の被害者等への説明やその時期については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするのは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の処分に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適時に適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
317	【不起訴事案等に関する適切な情報提供】 不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に処分の内容及び理由について十分な説明を行うように努めるとされているが、殺人事件等重要な案件については、全て、担当検事が遺族等に対し、分かりやすく納得できる説明を面談することを要望する。 処分後、担当検事が異動し、遺族が担当検事からの説明を受けられないこともあるので、特に不起訴処分を担当した検事の異動をしないように望む。	140	C	法務省	犯罪被害者等への処分の説明の内容、方法については、捜査・公判に支障を及ぼすおそれや関係者の名誉・プライバシーを害するおそれ等を考慮して相当性を判断する必要性があり、一律な対応をするものとするのは困難である。なお、現在においても、それらを考慮した上で事案の内容や検察官の主張・立証に関する説明を行ったり、一定の証拠の閲覧を認めたりするなど適切な対応を行っているところであり、見直しの検討の対象とする必要性までは認められない。
318	【交通事故に関し、死亡案件はすべて正式起訴してほしい。】 死亡交通事故で耳に入ってくる容疑者・被害者の言葉に多いのが、「何かにぶつかったようだが、人と思わなかった」「子どもが急に飛び出して来て、避けられなかった」「記憶がない」「こちらの信号が青だった」等々で、現状はそれで逃げ切ることが大いに可能。死亡者側の<死人にくちなし>やく泣き寝入り>の先に生じるのは今後も続く同類事故多発と、同類の逃げ切りに他ならず、決して抑止となって行かない。 死亡交通事故に関しては、原則正式起訴とし、真相・原因追究を極めて重要とし、交通事故社会の面から人心を正しく取り戻して行ってほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
319	【不起訴処分、中止処分に付した事件に関しての再起の積極的実施(開始)】 特に交通事故事件(ひき逃げ事件も含む)に関しては、比較的不起訴処分が多いと感ずる。即ち、加害者の過失認定に傍証が無い限り、起訴が困難との一般的な認識である。物証があるが、加害者の黙秘等不起訴処分に拍車をかけ、根底には、故意犯と過失犯との刑の軽重が反映していると言わざるを得ない情勢である。一旦、不起訴処分が決定されるとこれを覆すのは、不可能である。 その際、再起の制度があるので、被害者、遺族の心情に鑑み、これの制度の積極的な実施(開始)をしていただきたい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
320	【触法性精神障害者の犯罪】 現在、触法性の精神障害者が起こした事件では、「起訴前鑑定」の結果不起訴となる場合が多い。犯罪被害者等としては、判断の根拠が不明瞭な精神鑑定により司法場で被疑者が裁かれることがないというのは大変に遺憾なことである。刑事責任能力、刑法第39条における「心神喪失者の行為は罰しない」「心神耗弱者の行為はその刑を減輕する」という事柄は司法場で、犯罪被害者等にもその根拠がわかるかたちで、判断していただくことを希望したい。		C	法務省	刑事責任能力の在り方そのものに関わるものであり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
321	【検察審査会の十分な審理等】 現状では検察審査会が十分に機能しているとは言えないので、検察審査会での審理が十分にできるようにするとともに、議決理由を被害者に十分説明してほしい。	141	C	法務省	検察審査会は裁判所において運用しており、裁判所の運用についてお答えできる立場にない。
322	【少年院における被害者に関する事項の追加】 少年院で再犯防止指導や資格の取得等をしているが、被害者への償いに関する事項も加えてほしい。		A	法務省	
323	【心情等伝達制度の位置付け】 第2次犯罪被害者等基本計画以降、心情等伝達制度は加害者処遇のための制度と位置づけられてしまったために、この制度は加害者の改善更生のための制度だと誤解をされてしまっている。第4次犯罪被害者等基本計画では、ぜひとも第1次の時と同じく被害者等のための制度として明確に位置付けてもらいたい。	146	A	法務省	

324	<p>【心情等を伝達できる加害者の対象範囲の拡大】</p> <p>第1次犯罪被害者等基本計画では、心情等を伝達する相手方として、「保護観察中の加害者」だけでなく、「矯正施設に収容されている加害者」も検討対象となっていたが、結局、受刑者に対する制度創設には至らず、第2次犯罪被害者等基本計画では検討対象ですらなくなっており、第3次犯罪被害者等基本計画でもそれが踏襲されている。</p> <p>現行の心情等伝達制度では、心情等を伝達できる相手は保護観察中の加害者に限られているが、心情等伝達制度は犯罪被害者等の基本的人権に由来する制度であることに鑑みると、保護観察中の加害者に限定される理由はなく、受刑中(特に、受刑開始後早期の時期)や保護観察なしの執行猶予期間中の加害者に対しても実施できるように制度を拡充すべきである。</p> <p>そうすることで、仮釈放期間中の保護観察の場合、犯罪被害者等が、事件や裁判からかなり時間が経過してから制度の案内を受けて当惑したり、期間が短いために制度を利用し損なったり、伝えたい心情等を伝えきれなかったりすることを防ぐこともできる。</p>	146	C	法務省	心情等を伝達できる加害者の対象範囲の拡大については、現在、法制審で協議中であることから、見直しの場で検討することは困難である。
325	<p>【加害者に心情等を伝達する際の被害者担当保護司の立会い】</p> <p>犯罪被害者等は、被害者担当の保護観察官や保護司と信頼関係を形成して心情等を伝達するのであり、会ったこともない加害者担当の保護観察官が伝えるのでは、おどろきな伝え方になるのではないかと不安が残る。また、伝達結果の報告に関しても、加害者担当の保護観察官は、その職責上、加害者に対して擁護的になることもあり得るから、心情等を聞いたときの加害者の反応等が正確に報告されるのか疑念を感じざるを得ない。そういった不安や疑念は、例えば、加害者担当の保護観察官が加害者に心情等を伝達する場に被害者担当の保護司が立ち会うことにより、かなり解消することができるので、実務上の運用を原則的にそのようにするべきである。</p>	146	A	法務省	
326	<p>【加害者への伝達事項】</p> <p>心情等伝達制度を利用して、加害者が守られ過ぎているように感じた。伝えることを制限された。加害者の都合に合わせて合わせなければならないことも多かった。被害者等には言いたいことを言う権利があると思う。加害者の処遇に役立つかどうかなど関係なく、被害者等が伝えて欲しいことはそのまま伝えて欲しい。</p>	146	A	法務省	
327	<p>【伝達結果の送付】</p> <p>伝達結果(加害者からの回答)が基本3ヶ月以内は遅い。回答をもらってからでないと次の心情伝達を行うことはできない。数ヶ月しか利用できない上に回答が遅ければ一度利用するのが限界である。</p> <p>心情等の聴取から伝達までのやり取りを保護観察期間中に終わらせなければならないのはとても忙しいし、「保護観察中でなければできない」というのは、被害者等には関係のない都合である。</p>	146	A	法務省	
328	<p>【心情等伝達通知書の記載事項】</p> <p>心情伝達時に対象者が申し述べた内容につき、心情等伝達通知書により通知を受け取ることが、通知書に対象者の発言のみならず、どのような指導監督をしているか、その結果どのような態度をとっているかなども記載するか、犯罪被害者等から要望があれば誠実に説明してほしい。</p>	146	A	法務省	
329	<p>【意見等陳述書における加害者氏名の削除】</p> <p>心情等伝達制度において作成する意見等陳述書に加害者の氏名を被害者が記載する欄があるが、番号等で事足りるのではないかと。差し支えなければ書いてくださいとのことなので、制度を撤廃してほしい。</p>	146	A	法務省	
330	<p>【仮釈放時の被害者の意見聴取】</p> <p>収監された加害者の仮釈放の際の被害者の意見聴取実施を徹底するとともに、制度の周知をお願いしたい。</p>	147	A	法務省	
331	<p>【意見聴取制度の際の付添い制限の解除】</p> <p>意見聴取の付添いについては、パンフレットには一応の記載はされているが、保護観察官から積極的に付添いについて説明を受けることはほとんどないので、口頭でも説明を徹底すべきである。</p> <p>公判から日数が経ち、弁護士を既に解任している場合は相談できない、警察の被害者支援室や民間の被害者支援センター等安心できるところに付添いを依頼できる等記載してほしい。</p>	147	A	法務省	

332	<p>【公益通報者保護制度の見直し】</p> <p>現行の公益通報者保護制度は、企業犯罪や労働関係の問題に重点が置かれ、企業以外の機関・団体が対象として射程に入っていない。また、必ずしも組織構成員の犯罪被害に目を向けられているとも言いがたい。各種虐待防止法も、通報者を不利益処分から保護するために十分な制度整備がなされているとは言えない。被害者が潜在化することを防止するため、現行の公益通報者保護制度を組織内の犯罪被害者を保護するという視点から見直しを図るべきではないかと考える。</p>		C	消費者庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
333	<p>【初動捜査の徹底】</p> <p>私たちにとって、事件の正当な解決は、被害からの回復にとって不可欠なものである。未解決事件の被害者家族を増やさないためにも、初動捜査の徹底をお願いしたい。また、基本計画「5つの重点課題」の3つ目に取り上げられている「刑事手続への関与拡充への取組」を具体的な法制度として実現していただくことを希望する。</p>		C	警察庁 法務省	初動捜査の在り方は、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり捜査手法という機微にわたる事柄にも関わるものであることから、見直しの場で検討することは困難である。なお、捜査機関においては、現時点においても、適時適切に必要な証拠の収集に努めているものと承知。
334	<p>【被害者等による捜査への直接関与】</p> <p>捜査、公訴提起、刑事裁判手続に被害者が直接関与できる制度を整備するとともに、かかる権利の実現に資する制度、例えば、捜査情報の提供を受け捜査に参加する権利の確立や検察審査会の機能と権限の強化等をはかってほしい。</p>		C	警察庁 法務省	<p>犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。</p> <p>警察においては、被害者等について、被害届の提出、供述調書の録取、実況見分等の立会等、捜査の初期段階から被害者の捜査に対する協力が欠かせないことから、必要に応じて情報提供を実施し、捜査に対する協力を求めている。</p> <p>被害者参加制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、同法律附則第9条において、その施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行い、その際、捜査段階における被害者による記録の閲覧等について、捜査の初期段階は、その事件の全体像が必ずしも固まっておらず、犯行状況(被害状況)について被疑者又は被害者等の関係者の供述が異なる場合もあり、捜査機関がいずれか一方のみ関与を深めることは捜査の在り方として適当ではなく、いずれの立場からも一歩引いた形で捜査を行うというのがあるべき姿であるなどの意見もあった。その上で、捜査段階における被害者への捜査情報の提供については、同意意見交換会の議論を踏まえ、法改正を行わないこととしたところであり、現在もそのような事情は変わらないから、見直しの対象とする必要性までは認められない。</p> <p>また、検察審査会法については、起訴議決制度が平成21年に始まって以降、いまだ運用実績も少なく、その動向を注視しているところであり、現段階で法改正の必要はないと考えている。</p>
335	<p>【未解決事件に係る制度の創設】</p> <p>未解決事件につき、犯罪被害者等基本法の所管が警察庁になったのだから、なぜ未解決になったのか、捜査手法に誤りはなかったのか等につき、全国の事例から教訓の導き出し等の都道府県の境を超えた対策を期待するとともに、制度の創設をお願いしたい。また、検討された内容について、説明連絡の制度も合わせて創設してほしい。さらに、SNSなどで犯人逮捕につながる情報チャンネルを創設し、幅広く情報収集の場を設けて欲しい。</p>		C	警察庁	前段の未解決事件の捜査手法に関しては、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。SNS等による情報発信は既に実施していることから、検討の対象外である。
336	<p>【公的懸賞金の一律化について】</p> <p>殺人事件被害者の人間の命に「格差評価」はよくないという思いからすると、懸賞金のつかない多くのポスター被害者の遺族は辛い思いもある。遺族の中には何とか私的懸賞金を準備し、当局に公的懸賞金を付けてもらうため何度もお願いしている方もいる。警察庁の要綱では、制度の対象は「特異な重要事件」と定められているが、遺族にとっては、どれも「特異であり最も重要な事件」である。殺人という事件の情報提供を求めるならば、勇気ある決断と提供後の加害者等からの安全の確保を考慮した場合、社会通念に温度差があるかとも思うが上限3,000万円という公的懸賞金を望む。殺人という凶悪事件の提報に対して、状況によっては、自分の住まいを替えられるという担保を施していただきたい。</p>		C	警察庁	犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

337	【損害賠償請求制度の対象拡大】 性犯罪被害者が刑事による処罰を求めても、刑法強制性交等罪や強制わいせつ罪での起訴が困難で、児童福祉法や条例違反で対応せざるを得ないこともある。その場合には損害賠償命令制度が利用できないので、対象となる罪名を拡大してほしい。		C	法務省	損害賠償命令制度は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律により導入されたものであるところ、その対象犯罪は、制度の円滑な運用の観点から、救済の必要性が強く認められ、かつ、簡易迅速な手続で審理するのが相当と思われる犯罪に限定されたものである。また、同法律附則第9条において、同法律の施行後3年を経過した場合における検討が求められていたことから、法務省において、平成25年1月から平成26年7月まで、被害者関係団体、刑事法研究者、日本弁護士連合会、裁判所、検察庁、法務省の各関係者が出席する「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催し、広く犯罪被害者の意見等を聴いた上で、制度上及び運用上講ずべき措置の要否等について意見交換を行ったところ、同法については、対象事件の範囲も含めて法改正を行わないこととしたところであるから検討の対象外とすべきである。
338	【賠償請求を踏まえた配慮】 刑事手続が、後の賠償問題に密接に関連していることを十二分に配慮して欲しい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
339	【盗撮罪】 私的空間の場での盗撮も処罰されるよう、盗撮罪を新設すべく刑法を改正してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
340	【刑法179条(監護わいせつおよび監護者性交等)の標題の変更】 罪名として、監護者わいせつおよび監護性交罪として表示されている。 監護者性交は、いわゆる親子間における性犯罪を処罰することを対象にしており、裁判所では、被害者を匿名にする関係で被告人も匿名になっており、また裁判所の訴訟指揮においても、被告人の名前などがわからないよう最大限の配慮をしているようだが、マスコミからは、逆に注目をあびる結果になっている。 被害者が特定されないためにどうすればいいのか、ひとつには、罪名の表示のあり方として「監護者」わいせつおよび性交罪の監護という表現について、今一度検討してもらいたい。 そして、かような性犯罪について、被害者が特定されないための訴訟指揮のやり方として、裁判所をいれた協議をする場を設けてもらいたい。また、被害者支援センターとマスコミとの事前協議の場が必要である。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。 なお、訴訟指揮の在り方については、行政機関ではない裁判所の所管の事柄であり、基本計画に盛り込むことは困難である。
341	【自動車運転処罰法の改正】 「自動車運転処罰法」の危険運転致死傷罪等については、目的などの主観的要素の要件を緩和するなど、危険な運転行為一般に適用可能な内容に改正してほしい。 同じく過失運転致死傷罪の最高刑を引き上げてほしい。 死亡事件の最低刑を罰金刑ではなく有期刑とすること。 交通犯罪に対する起訴便宜主義の濫用を避け、起訴率を上げてほしい。自動車運転処罰法第5条の「傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除できる」という「刑の裁量的免除」規定は即刻廃止してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
342	【あおり運転に係る法整備】 悪質なあおり(運転)行為については、道路交通法を改正し、反則金ではなく刑罰を適用できるようにしてほしい。		C	警察庁	犯罪被害者等施策の定義にあてはまらないテーマであることから、当該施策自体は見直しの場で検討するにはそぐわない。なお、現在警察庁においては、いわゆる「あおり運転」厳罰化のための道路交通法改正の検討を進めているところである。
343	【傷害致死等の時効撤廃】 殺人等の死刑を含む罪状につき、公訴時効が撤廃され、9年を経過し、広島の方では14年前の事件の犯人が検挙される等、その意義を高めたところではあるが、他方、傷害致死事件等延長されるにとどまる事案について、人命が失われた事に差異はなく、遺族の望む真実の解明に向け、より一層の撤廃もしくは延長を望む。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

344	【児童ポルノの規制】 先進国日本が他の先進国から指摘されながら、大胆な規制・抑止行動を執らず、児童ポルノを放置し続ける意図が国民として理解できない。着手しない・出来ない理由を公表してほしい。		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
345	【少年審判に係る損害賠償命令制度】 少年審判については、刑事損害賠償命令と被害回復の手続がなく、逆送されるか否かにおいて、損害賠償命令と同様の制度を設けていただきたい。		C	法務省	少年審判手続は、少年の健全な育成を目的とし、刑事訴訟手続のような当事者による対立構造を採らず、家庭裁判所が職権により少年に対する手続を進めていく審問構造を採っていることなどからすると、民事訴訟的性質を有する本制度を少年審判手続に導入することは、少年審判手続の在り方全般にも関わる問題となるため、犯罪被害者等施策の枠内にとどまらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
346	【書面主義及び先例主義】 裁判において、書面主義・先例主義を改める。(特に、原形理由の採用。)		C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
347	【14歳以下の少年に対する審判の実施】 小学校2年生による殺人という史上類を見ない事件の発生に伴い、加害者児童相談所送致直後に子ども家庭支援センターに対し、少年審判の開催をするように意見書を提出したが少年審判は開催されなかった。人を殺そうとしたものが14歳以下というだけで何の咎めもなく一般社会で過ごすというこの現実をそのままにしておくのもよいのか。今でも考えるとあまりに理不尽ではわたが煮えくり返る思いになる。		C	法務省	少年法における触法少年への対応の在り方に関する要望であり、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
348	【教育現場における迅速な通報】 教育や保育の現場では、公的機関であったこととして通報が遅れる。調査にあたった捜査官から「事件当日に通報してくれれば証拠がそろって殺人未遂で送致できたのに」といわれ、証拠不十分で傷害での送致となる。いじめ事件をはじめとする「子どもだから」という理由で矮小化され警察に通報が遅れたり通報自体されない事件はたくさんあると考えられる。被害者の権利を守り加害者を罰し二度と犯罪を犯さないためにも、いついかなる機関でありどのような場合・年齢でも必ず触法行為は警察へ通報するように教育・児童福祉に関する全機関へ通達することも行われるように望む。		C	文科省 厚労省	いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らず、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であると考えており、どのような場合でも触法行為は必ず警察へ通報することとするのは難しいため、本御要望に関して、見直しの場で検討することは困難である。
349	【いじめにおける警察による捜査の実施】 (いじめ被害で重大事態が発生した時点で) 初動捜査のみ警察で実施できることはできないのか。 子どもたちへのアンケートを警察主導で実施し、事実を知ることができれば、その情報をもとに学校や被害者がその後の対応を考えることができると思う。		C	警察庁 文科省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
350	【障害者の被害者認定等】 (障害者のある者が) 犯罪被害者として認定するにおいて、第三者による通報をもって被害者としてされることが進むと良いと思う。特に、本人からの被害の申告が障害の状況によって難しいという方も多いため、第三者による認定という形が進むことが良いのではないかとと思う。 また、証言において、家族や支援者が障がい児者の証言をサポートできる形を整えると良いと思う。		C	警察庁 法務省	(前段) 犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠により判断すべき事柄であるため見直しの場で検討することは困難である。 なお、警察では、被害者本人のみならず、第三者からの通報等も踏まえた被害者の把握を行っている。 (後段) 検察当局では、被害者支援員を配置し、(障害の有無にかかわらず)被害者からの様々な相談の対応のほか、証人出廷に当たった法廷への案内、付添いなどを既に実施しているところであり、要望事項について改めて検討する必要がないため。

第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	関係府省庁	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○とした理由)
351	<p>【市町村(区)に、行政による「被害者総合相談」窓口の設置を】 DVが当事者の任意選択を基にした配偶者間暴力であるのに比して、他の犯罪事件事故被害者は、加害者とは何の面識も関係も無い場合が多く、筆者も含め被害者が「過失ゼロ」である場合が少なくない。 にもかかわらず、DV対策には多くの救済制度や施設等社会資源が多数整備されているのに対し、他の犯罪事件事故の被害者は、市役所に相談窓口すら見つけられない状況である。改善・救済が必要な状態ではないだろうか。 被害者支援センターは公益社団法人とはいえ民間団体であり、その電話相談員養成講座を受講してみたところ、優れた内容の講義もあったが、被害者へのネガティブキャンペーン等不適切な内容があり、名乗らないのが鉄則の無資格相談員など、質的に行政の相談には程遠い。 何より恣意的な団体であり「総合・公平」対応はしておらず過失傷害の被害者は、ほぼ「支援対象外」であったため、全く頼りに出来ない。公費助成は、行政相談窓口設置のための財源へと振替えていただきたい。 また、「身近な場所」に相談場所があることも、大変重要な要素である。被害者には、足を運べない身体被害や、電話代・交通費にすら困窮する経済被害も発生しているからである。 ゆえに、市町村(区)に「被害者総合相談」窓口設置が急務、と切望する。</p>	150	B (総合的対応窓口関係)C	警察庁	全ての市区町村に総合的対応窓口を設置していることからC
352	<p>【総合的対応窓口の委託】 総合的対応窓口の民間支援団体への安易な委託は、他人任せであると感じるのでやめていただきたい。</p>	150	A	警察庁	
353	<p>【総合的対応窓口の周知】 ホームページや無料リーフレット等で、日常的に様々な人が地方公共団体における総合的対応窓口の設置等に関するものを目にできるようになってほしい。</p>	150	A	警察庁	
354	<p>【地域格差の解消】 自治体による支援は、地域格差が大きい。 今後整備を進める自治体に向けて、国や都道府県警が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組んでいただきたい。</p>	150 151	A	警察庁	
355	<p>【罪種による扱いの差】 市町村によっては、交通事故の場合、過失犯の被害者だからという理由で、ぞんざいに扱われるケースが目立つ。どのような危険な運転であっても交通事故は原則過失犯となる。過失犯の被害者であることで一律軽い扱いを受けることは、被害者支援の根本の基本理念に欠けていると言わざるを得ないことから、犯罪の種類で扱いに差をつけないでほしい。</p>	150 151	A	警察庁	
356	<p>【被害者支援の包括支援体制の確立】 現在、少子化の流れのもと、地方公共団体のタテ割り相談窓口では機能しない市町が増加しつつある。障害保健医療福祉分野の施策である我が事ごと施策の流れを参考に、被害者支援分野の体制変更に着手すべきである。地方公共団体における犯罪被害者等総合的対応窓口を「被害者等総合的対応窓口」とし、市区町村の被害者事案(犯罪被害、交通事故、その他事故、子ども虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DV、ハラスメント、火災、被災等)を総合的に取り扱う部署として再編して頂きたい。各根拠法制度が異なる現行法からの再編は時間を要すると思われるが、関係省庁との緊密な連携の下に、ロードマップを作成し段階的に再編を進めることが将来を見据えた良策と考える。 また、市区町村に「被害者等総合的対応窓口」ができた場合、都道府県がバックアップするような広域センターがあるのが望ましい。例えば、川崎市の事件(登戸事件)のような広域で被害者支援を実施しなくてはならない場合もあるので、市区町村だけに窓口ができては事足りない。</p>	150 151	A	警察庁	

357	<p>【各地方公共団体における被害者等支援の統計把握】</p> <p>現状では各地方公共団体における具体的な支援件数やその内容について統一された様式による統計上の把握(数値化)が行われておらず、現状が不明なままと思われる。警察庁から各地方公共団体に、統計上の統一した様式を示し、年度報告を求める等により、各地方公共団体における支援の実態把握が可能になり、より現実に即した施策検討が可能になり、また地方公共団体においても被害者等支援の必要性についての意識化が進むのではないかと思われる。</p>	150 151 153	C	警察庁	本要望については、見直しの場で検討しないものの、警察庁において個別に対応を検討する。
358	<p>【警察庁発行「犯罪被害者等施策の手引き」の改訂】</p> <p>市町村の業務の例示、都道府県と市町村の役割分担の例示などに活用しているが、現状を反映した内容とした方が、都道府県や市町村の実務に役立つ。特に、平成20年の策定時には、総合的対応窓口が市町村に設置されることは想定されておらず、また、日常生活への支援が第3次基本計画から記載されるようになり、地方公共団体に期待される役割をより明確に示せるのではないか。</p>	151	B	警察庁	
359	<p>【地方公共団体における総合的対応窓口等の充実】</p> <p>各自治体に被害者支援担当者は指定されているが、兼務者がほとんどで関係課との連絡調整等の総合的対応窓口とはなり得ていない。被害者支援に特化した市町村条例の制定を働きかけているが、担当者に連絡すれば適切な支援が行われるシステムを構築すべきである。</p>	151	A	警察庁	
360	<p>【地方公共団体における被害者等支援の対象の明確化】</p> <p>各都道府県警察の被害者支援室では、原則として被害事実が客観的に確認できる案件(被害届が受理されているなど)を対象にし、そのうち詐欺などの財産犯罪の被害者等や親族間犯罪の被害者等は除外している。また各地の民間被害者支援団体(早期支援団体)ではより広く支援対象としているものの、実際には殺人や性犯罪、交通事件等の被害者等の支援(とくに付添い支援)が中心であり、それ以外の対象者については対応しきれないとも聞く。</p> <p>各地方公共団体の総合的対応窓口においては、基礎自治体としての特色を活かし、財産犯罪や親族間犯罪の被害者等について、見舞金等の経済的支援対象とすることは困難だとしても、通常の相談支援の枠組において支援対象とするよう、地方公共団体に対し要請していただきたい。</p>	151	A	警察庁	
361	<p>【総合的対応窓口にも異動の少ない職員配置の推進】</p> <p>職員異動によって質が低下することが多いため、非常職職員を含めた長期間支援できる職員の配置を推進していただきたい。</p>	151	A	警察庁	
362	<p>【都道府県および市町村の総合的対応窓口について、好事例や先進的取組の情報提供】</p> <p>都道府県の総合的対応窓口の機能について、多くの都道府県が具体的なイメージや好事例を持ち合わせていない現状がある。また、市町村の総合的対応窓口については、市町村も都道府県も、好事例や先進的取組の情報を求めている。</p>	151	A	警察庁	
363	<p>【犯罪被害者支援窓口の名称の統一】</p> <p>支援担当窓口の名称が、各自治体等によって異なると、被害者はそこにたどり着くだけでも苦労するので、被害者支援をする関係機関の窓口の名称を統一し、利用者にわかりやすいようにしてほしい。</p>	97～103 108 151 181 219	B	内閣府 警察庁 文科省 厚労省	窓口の名称統一は困難であるものの、犯罪被害者支援に関わる機関の職員の被害者に対する理解の促進としてB。

364	<p>【自治体職員、教職員への研修】 被害者の現状についての国民や社会の理解が進んでいるとは感じられない。パンフレットや冊子を配布しても、関係者の手に渡るにとどまり、広く周知されているとは言えない。事件や事故の報道も、その場限りの一時的なものにとどまっており、被害者の現状についての理解には役立っていないと考える。その改善のためにも、各自治体職員、教育機関の教職員への定期的な研修を実施し、職員レベルからの被害者理解を進めることが重要である。</p>	151 154 189 190 219	A B	警察庁 文科省	自治体職員の研修については、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実促進としてA、教育機関の教職員についてはB
365	<p>【被害者等総合的対応窓口職員の人材育成】 各地方公共団体において被害者等支援条例の制定が進み、支援施策の拡充が広まりつつあるが、支援制度の運用において「当事者中心」「被害者等におけるエンパワメント」の視点を持たずに支援を行うことは、二次被害を起すリスクが高く、また被害者等の「生活者」としての側面を損なう可能性がある。各地方公共団体が窓口職員に対してこれらの視点を持てるような研修を行うことを可能にすべく、国が研修パッケージを開発し、提供していただきたい。少なくともこうした研修に関する研究、検討に着手していただきたい。</p>	151 154	A	警察庁	
366	<p>【都道府県による市町村職員研修の実施推進】 市町村職員に対する研修は実務的な内容であることが必須であり、都道府県が直接市町村職員に対し実施する必要がある。研修を民間支援団体に委託するのではなく、都道府県が直接企画・運営することで市町村との連携も取りやすくなる。市独自でやっているところもあるが、市がやるのは難しいので、早期支援団体がやっているボランティア養成講座等を利用したり、近隣で開催する研修に参加できることが望ましい。</p>	151 154	A	警察庁	
367	<p>【地方公共団体における職員研修の必須化のための補助金創設】 犯罪被害者等の生活支援は、経済支援、居住支援、福祉支援、医療支援、教育支援など多岐で各部署が関係するが、専門部署でない部署での無理解や対応状況により、潜在ニーズの発見に結び付かないことや、二次被害を生むことに繋がりがかねない。年に一度は行政職員が犯罪被害者等支援に関する研修受講ができるような仕組みを補助金事業により保証して頂きたい。特に窓口対応者への初任者研修受講(被災・被害者に関わる法制度・トラウマの理解と様々な社会資源・サービス等の理解)の研修受講の財源の確保を御願しいたい。</p>	151 154	A	警察庁	
368	<p>【犯罪被害者支援ハンドブック等を基にした勉強会の開催】 「犯罪被害者支援ハンドブック」の内容が実に豊富で具体的、且つ意義深い。このハンドブックを基に自治体での勉強会開催をしてほしい。</p>	151 154	A	警察庁	
369	<p>【市町村職員の犯罪被害者による講演聴講の推進】 人材育成の第一歩は、被害当事者の生の声を聞くことである。市町村の総合的対応窓口担当者の、各地で実施される講演会等への参加を推進していただきたい。</p>	151 154	B	警察庁	
370	<p>【都道府県の総合的対応窓口について、コーディネーターの配置推進】 都道府県警察や民間支援団体と連携する際、市町村との連携をコーディネートする職員を都道府県に配置することにより、支援経験の少ない市町村職員でも適切、円滑な対応が可能となる。</p>		A	警察庁	
371	<p>【公認心理師の活用】 国会資格である公認心理師ができたため、公認心理師をどのように活用するかという観点の基本計画全体に必要であると考え。公認心理師は5分野(保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働)のすべての分野で被害者等を支援する可能性があり、各分野での公認心理師の役割等を明確にし、支援制度に組み込んでいく必要があると考え。</p>	152	A	内閣府 警察庁 文科省 厚労省	
372	<p>【地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化】 犯罪被害者等の生活問題は、保健や福祉と密接に絡んでおり、様々な社会資源を熟知しコーディネートしていく技術が必要になる。また、現在、地方公共団体に犯罪被害者等が自ら相談する事案は多くはなく、総合的対応窓口開設のみでは支援を必要としている人に支援が行き届かない状況にある。被害直後からのアウトリーチによる支援を展開していく必要があり、そのためには専門性を有した職員配置が欠かせない。地方公共団体の総合的対応窓口を、保健や福祉を担う部署に置き、精神保健福祉士、社会福祉士及び保健師等の専門職を配置することを推進願いたい。</p>	152	A	警察庁	

373	<p>【対人援助専門職の具体的な活用】</p> <p>全国の各地方公共団体の被害者等総合的対応窓口に対人援助専門職(とくに有資格のソーシャルワーカー)が配置されることが望ましいが、費用、人材の確保の両面で困難と思われるため、都道府県の窓口配置することで、都道府県内の各自治体窓口からの相談に応え(コンサルテーション)、また自治体窓口に出向くなどにより連携・協働して支援を行うことができ、人材育成にもつながると思われる。その仕組みの有効性や手立てについて警察庁から各都道府県に示し、勧奨していただきたい。</p>	152	A	警察庁	
374	<p>【都道府県警察における社会福祉士等の配置推進】</p> <p>都道府県警察(犯罪被害者支援室)に臨床心理士の配置は多いが、社会福祉士や精神保健福祉士等を配置することにより、犯罪被害者からの相談に対し、福祉制度の活用や他機関との円滑な連携などが可能となる。</p>	152	A	警察庁	
375	<p>【地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの異なる連携・協力の充実・強化】</p> <p>専門職の活用、連携・協力のさらなる充実・強化が必要である。施策としてあげられているが、その予算措置の不足により、専門職の活用は進んでいない現状がある。被害者の利用しやすい地方公共団体の総合的対応窓口に対応の改善のためには福祉職等の専門家の配置が重要である。精神障害者福祉分野では、都道府県がアドバイザーという形で専門家を派遣し相談支援体制を確立してきた。犯罪被害者支援分野についても、都道府県の地域生活支援事業の予算強化により、都道府県、市町村の窓口における専門職アドバイザー制度の推進が必要である。</p> <p>特に、地方公共団体で「犯罪被害者支援条例」が進められている中で、地域によっては、民間支援団体にコーディネーターを設置するところもある。このような地方公共団体における被害者支援施策の推進には、関連機関の連携が必須である。このような連携機能の充実ではすでに改正児童虐待防止法で強化されたものである。犯罪被害者についても、連携と、人権に配慮した情報の共有を訴えることが必要である。</p>	152	A	警察庁	
376	<p>【アドバイザー派遣事業の活用】</p> <p>地方公共団体の犯罪被害者等支援に専門職を活用することが第3次基本計画で明記されたが、その活用は進展していない。そこで、地方公共団体(都道府県)において、精神保健福祉士、社会福祉士等を、犯罪被害者支援分野で既存の社会制度やサービスのケアマネジメント等を熟知した専門家として派遣し、総合的対応窓口の体制整備及び困難事例等の対応助言に当たってもらう仕組みを創設することを提案する。当該アドバイザー派遣事業は、既に精神障害者の退院促進事業等でも活用されており、地方公共団体の生活困難を有する人々への専門的支援の拡充につながっている。</p>	152	A	警察庁	
377	<p>【地方公共団体における条例・計画制定の促進】</p> <p>犯罪被害者等は、被害直後から医療・福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を必要としており、これに対応すべき最も身近な行政機関である地方公共団体(市・町等)においては、犯罪被害者等が心置きなく支援を受けられるようにするためにも、犯罪被害者に特化した条例の制定が必要である。</p> <p>しかし、未制定の自治体も多く見られることから、引き続き基本計画に条例・計画の制定を促すことを希望する。</p> <p>また、条例等制定に当たったの実務的・事務的支援、助成金・補助金を設ける等の措置をとるべきである。</p>	153	B (特化条例関係) C	警察庁	<p>なお、犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、地方公共団体における犯罪被害者等に特化した条例の整備等について、基本計画の見直しの場で検討することは困難である。</p>
378	<p>【条例における罪種の限定】</p> <p>条例ができることは非常にいいことだと思うが、罪種によって分けるということがあっても困る。市区町村が同じように右に做えの状態、見舞金があるから支援はしないということがないように、計画にうまく取り込んでほしい。</p>	153	C	警察庁	<p>なお、犯罪被害者等基本法において地方公共団体の責務が定められており、地方公共団体の取組の促進を図る必要はあるものの、地方自治の尊重の観点から、地方公共団体における条例の内容等について、基本計画の見直しの場で検討することは困難である。</p>

379	【市町村と都道府県または都道府県警察との連携について、好事例、先進的取組の情報提供】 都道府県と市町村の連携体制の底上げや強化が図られることで、市町村の取組が進むことが期待される。市町村との連携に特化した内容を警察庁においてとりまとめ、都道府県や都道府県警察に情報提供すれば、類似の取組の広がりが期待される。市町村の取組推進や意識向上には、都道府県の果たす役割が大きく、個別事案での市町村と連携した支援は、都道府県警察犯罪被害者支援室が関与することが多い。	154	A	警察庁	
380	【自治体の自覚促進】 被害者等への長期にわたる途切れない支援こそ、自治体の担うところであることを認識するよう国から自治体に働きかけていただきたい。		A	警察庁	
381	【自治体における意見聴取】 自治体による犯罪被害者からの意見聴取を推進してほしい。		B	警察庁	
382	【国、都道府県から市町村に対するもの及び国から都道府県への財政的支援の創設】 性被害は国の交付金があり支援が整備されたが、他の被害について進んでいない現状がある。		B	警察庁	
383	【地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進】 男女共同参画センター等における中長期的なカウンセリング等の性犯罪被害者支援の取組が促進されるよう、予算化を行ってほしい。	155	男女	内閣府 警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
384	【学校関係者への研修の実施】 学校関係者全てが最低でも年に1回は性犯罪に関する研修を受けることが必須になってほしい。	158	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
385	【性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実】 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応にあたっては、子どもの人権を守るという基本姿勢が重要であり、子どもの心理は大人とは違うことを理解した上での対応を行うこと。	158	男女	警察庁 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
386	【性犯罪被害に遭った児童生徒への対応に関するマニュアルの作成】 同じ学校の児童生徒同士が加害者・被害者の場合に対応が非常に難しく、被害児童生徒への対応が遅れたり、被害児童生徒の方が加害児童生徒との接触を避けることができなかつたりするなどの問題も生じがちである。被害児童生徒を守る観点からの対応マニュアルの作成などが必要である。	158	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
387	【性被害に係る連携】 性犯罪だけでなく性被害(加害者が14歳未満で処罰できないとして被害者の心身への負担を考慮し、学校には相談したが警察には相談していない場合等)生徒児童への対応としても、どの程度、関係機関の連携が機能しているのか実態を調べて、検証してほしい。	158 191	男女	内閣府 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
388	【公費によるコーディネーター育成】 コーディネーターの育成につき、スタッフの自費ではなく、公費で行えるようになってほしい。支援に関わる職場ではコーディネーターを設置することを義務化してほしい。	164 221	A	警察庁	

389	【コーディネーターについての明文化】 犯罪被害者等支援に関し、コーディネート役の必要性が全国的に認識されている中、次年度ではその役割の具体的な概念・業務内容・立場等を具体的に詰めて行き、明文化し、養成を始めてほしい。	164 221	A	警察庁	
390	【警察、検察、当事者団体の連携】 警察のみが関わると中長期支援に繋がらないため、警察が検察庁に事件を送った後、速やかに検察庁被害者支援室、被害者支援センター等にバトンを渡す必要があると思われる。また、地域にある当事者団体とも親交を深め、当該被害者に適切な連携先を案内していくことを望む。	166	B	警察庁 法務省	
391	【捜査員と被害者支援担当警察官の連携】 犯罪被害者への支援について、被害者支援担当や経験のある警察官の場合は受けられる支援の情報を提供してもらえることもあるが、捜査部門の警察官の場合は必ずしも被害者支援について情報が十分ではないこともある。捜査部門と被害者支援部門が常に連携できる体制にしてほしい。また、性犯罪被害者には早期にワンストップ支援センターの情報を提供するように、地域課も含めて周知してほしい。	109 166 195	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
392	【警察と民間支援団体の連携】 民間支援団体との連携を強化し、被害届の提出の有無にかかわらず、被害者に様々な選択肢があり、安心して安全な支援が受けられることを周知して欲しい。	166 230	B	警察庁	
393	【日常生活支援に関する連携】 関係機関・団体と連携した、日常生活支援に関する情報提供、手続のサポートを実施してほしい。	166 230	B	内閣府 警察庁 文科省 厚労省 国交省	
394	【関係機関の連携】 各地域で当事者たちの団体が手弁当にて相談や支援をしていることが、いまだに多く、民間団体との連携・協力の強化とされているが、当事者グループは民間に入らない団体なのか。支援を充実するには、警察・支援センター・当事者団体との連携がととも必要不可欠と思う。	166 230	B	警察庁	
395	【関係機関の連携】 自治体に、医療、県の援助センター、学校等と連携を取ってほしい。	166	B	警察庁 文科省 厚労省	
396	【被害者支援連絡協議会への被害者参加等】 既に各都道府県レベルで被害者支援連絡協議会が設置されているが、これは関係機関代表者会議のような位置づけとなっている。また、警察署ごとに被害者支援地域ネットワークは、警察署が中心のため、生活支援に関する機関連携の弱さが課題として挙げられる。児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会(要対協)のような情報の取扱いに関する規定も含むような地域支援協議会の設置の検討を願いたい。広範囲で遭遇する事件発生の際の引き継ぎや連携等についても、機能するようなネットワーク体としての協議会が求められる。 また、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークに参加する委員に、犯罪被害者等の更なる生活再建のためには生活支援の視点が欠かせず、その専門職を入れる意義がある。また、そもそも当事者の視点なくして施策を進めることは問題である。そのため、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図るために、各都道府県の協議会・ネットワークに、最低1名は精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の生活支援の専門職のいずれかが加わるよう推進していただきたい。また当事者(本人、家族、遺族)も最低1名は加わるよう推進していただきたい。	167	A	警察庁	

397	【被害者支援連絡協議会の法的根拠】 連絡協議会は、各県にあり、自治体、警察、弁護士会、被害者支援機関等が加入しており、連携を図る事が協議会の活性化を促進し、被害者遺族等に必要な連携がスムーズに行われるので、被害者支援連絡協議会の法的根拠を持たせ、任務の内容を規定する事で、より積極的な活動を推進することができる。	167	A	警察庁	
398	【事情聴取以外の場面における女性警察官対応】 再現や現場検証に女性の職員がいなかった。性犯罪被害相談だけでなく、他の場面でも女性に対応してほしい。	109 169	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
399	【指定被害者支援員へのケアマネジメント研修の実施】 警察において、指定された警察職員が、事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い、必要な助言、指導、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを実施する「指定被害者支援要員制度」がある。この業務にケアマネジメントの手法が有効と考えられる。指定被害者支援要員のための知識等の研修にソーシャルワークの知見を活用いただき、犯罪被害者等の早期支援の充実を図っていただきたいと考える。	171	B	警察庁	
400	【交通事故相談活動の推進】 交通事故相談活動を強力に推進してほしい。	172	B	警察庁 国交省	
401	【婦人相談所等職員に対する研修の促進】 DV被害者は自身がDV被害者であると認識しづらかったり、加害者の心理的コントロールによって逃げる事が不可能であると思わされていたり、加害者への愛情もあるなど複雑な心理状態の場合もあることをきちんと理解した上での支援が必要である。研修において、被害者心理やDV被害の構造を理解できるような研修を引き続き行うことが求められている。	174	男女	内閣府 警察庁 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、DV被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
402	【ストーカー事案への対策の推進】 ストーカー事案は被害者の安全に関して緊急度も高く、SNSを使った追跡や脅迫など専門的な知識や警察の捜査能力も必要であることから、専門のストーカー相談支援センターが設置されている地域もあるが、専門的で機動的な対応ができる体制が望ましい。	175	男女	警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、ストーカー対策についても検討が進められることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
403	【人身取引被害者の保護の推進】 大学生が若い女性を誘い騙して性風俗店にあっせんするというような形の人身取引において、被害者は自身を被害者だとは認識できず相談にもつながらにくいことも考えられる。被害者に対して相談支援を求めよう丁寧に促す情報提供や支援策が必要である。	177	B	内閣官房	
404	【検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実】 加害者対応では、入口支援として検察庁が弁護士会とともに福祉的支援(更正支援計画)を積極的に推進している。一方で、犯罪被害者等には、その生活再建のための福祉的支援は提供されていない。事件事故後半年の支援がPTSD発症リスクを予防することが知られることから、検察庁においても被害者対応専属の福祉専門職を配置するか、あるいは、外部福祉期間(相談支援事業所等)に委託をして支援を行う体制を構築すべきである。また裁判所に登録される精神保健参与員のように、検察庁に精通福祉専門職が登録される仕組みの導入を検討いただきたい。	178	C	法務省	検察庁に被害者支援員を配置し、犯罪被害者からの相談の対応、法廷への案内、傍聴の付添い等の取組を行っているほか、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っていることと認識している。そのため、現時点において、要望事項に記載されているような仕組みが直ちに必要状況にあるとの判断までには至っていない。

405	<p>【保護観察官と保護司の研修等】</p> <p>担当の保護観察官の異動が多く、担当者によって対応の差がある。被害者担当保護観察官と保護司の支援と研修を充実させ、それを被害者側の保護の充実につなげてほしい。被害者支援についての理解と知識を有する保護観察官と保護司の増員を行うとともに、加害者側の社会復帰サポートのノウハウを被害者支援にも生かし、より被害者の社会復帰を促進するよう、保護観察官と保護司の職掌拡充を図ってほしい。</p>	180 181	A (増員関係)C	法務省	増員については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
406	<p>【担当官の聴取能力の強化と支援制度の拡充】</p> <p>心情等を聴取する被害者担当の保護観察官等は、犯罪被害者等が置かれている状況を十分に把握し、また、犯罪被害者等の心情等に関する専門的知識を身に付けて、犯罪被害者等の心情等を適切に聴取できるよう研鑽を重ねる必要がある。また、犯罪被害者支援員や犯罪被害者支援に精通した弁護士等がこれを支援することも積極的に推奨されるべきであり、これらを支える法制度が用意されるべきである。</p>	180 181	A	法務省	
407	<p>【地域包括支援センターによる支援】</p> <p>第3次基本計画では、高齢者に対する虐待への対応を含む権利擁護のみがとりあげられているが、地域包括支援センターが今後、高齢者虐待だけでなく、障害者虐待から児童虐待にも、包括的にかかわっていく機関になることを踏まえ、地域包括支援センターでの被害者全般への体制整備にも取り組むべきと思われる。地域包括支援センターでは、現在、社会福祉士と保健師がペアで対応しており、保健福祉の視点から被害者に係る事が可能である。地域包括支援センターでは精神保健福祉士が配置されているところもあり、犯罪被害者支援に地域包括支援センターが関わる意義は大きいと言える。</p>	187	C	厚労省	要望事項にある「地域包括支援センターが今後、高齢者虐待だけでなく障害者虐待や児童虐待にも包括的に関わっていく機関になる」というのは事実誤認。地域包括支援センターは、介護保険法において定める事業を行うことを目的としており、犯罪被害者支援に関する施策を実施することを目的とした施設ではない。本要望の実現は地域包括支援センターの本来の設置趣旨を逸脱することになるため、対応を検討することは困難であり、検討の対象外とされたい。
408	<p>【高齢者への支援】</p> <p>高齢者が被害者で判断能力の問題がある場合、成年後見制度の活用や親族への支援、地域包括支援センター等の高齢者専門の相談機関と行政、ワンストップ支援センターなど性暴力被害者専門の相談機関が連携して支援できる体制が重要である。</p>	184 185 187	C	内閣府 法務省 厚労省	要望事項の内容については、支援が必要な高齢者に対し、犯罪被害の有無に関わらずすでに地域包括支援センターの業務として対応しているものであり、検討の必要性はないものと思料。引き続き、関係機関と連携し必要な支援を行ってまいりたい。
409	<p>【学校におけるいじめ抑止】</p> <p>学校レベルで子供の声を積極的に拾い、いじめ察知・抑止につなげてほしい。</p>	189 219	B	文科省	
410	<p>【暴力に対応する人員の確保】</p> <p>学校にて「暴力とは何か、虐待とはなにか」について小学校低学年から学べることは大変重要だと思う。単純にいじめや暴力、性差別はだめだと授業等で教えても、実際に暴力が起きていて、それが放置されている状態ではなんの意味もない。子どもは大人が言うことと現実とは違ふんだと学ぶだけである。現在起きている暴力を止めるには、学習の充実だけでなく、それに実効的に対応できるチームを組織して、教室内での暴力、家庭内での暴力等、学校で察知できるあらゆる暴力に対応できる人員と時間的余裕を保障することが先決と考える。</p>	189 219	B	文科省	

411	<p>【学校・教育委員会との連携】</p> <p>学校・教育委員会とワンストップ支援センターとの連携が必ずしも進んでいないのが現状である。学校で性暴力が起きた場合にどのように対応するのか現場の状況に即したマニュアル作りなどを通して性暴力のトラウマについて理解を深めるなどの取組を進めてほしい。</p>	189～192 219	男女	内閣府 文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
412	<p>【被害児童生徒に対する支援】</p> <p>現在のスクールカウンセラーは、就業要件を大学における心理分野の科目履修のみとしている自治体が多く、能力不足とみられるスクールカウンセラーが散見されることから、公認心理師、臨床心理士、精神科医に限定するなどスクールカウンセラーの有資格化を早急に進めてほしい。学級担任も被害者理解が進んでいないことから、交通安全指導等の定期的に行われる行事の中で、被害者の心理に寄り添う冊子の作成・配布や研修の実施が必要である。</p> <p>また、被害者等である児童生徒には継続的な支援が必要であるが、スクールカウンセラーは中学校にしかないことがあり、小学生がカウンセリングを希望する場合にスクールカウンセラーのいる中学校まで出向く必要がある。被害児童を移動させるのではなく、家族・教師の要望に応じて、小学校や幼稚園等にカウンセラーが移動し、支援することが望ましい。</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校等の側で情報共有を徹底し、全体で被害児童生徒をサポートしてほしい。被害児童生徒の家庭状況や精神状態など子ども達の状況に関する情報を一元化して、保護者・学校・保健室・カウンセラー・被害者窓口や支援団体等関係機関が相互に連携できるよう努めてほしい。</p>	55 190～192	B	文科省	
413	<p>【教育委員会の改善】</p> <p>昨今の性被害に限らず、学校内におけるいじめが減らないのは、児童だけに責任があるのではなく、大人である教員、教育委員会に問題があると言わざるをえない。事故の隠ぺい体質、教育理念の欠如をいかにして改善するかを考えないと問題の本質追求とは言えない。</p>	158 191	C	文科省	学校内におけるいじめが生じることについては、必ずしも教員・教育委員会の対応に起因するとは言えず、また、いじめの認知件数の増加については、学校現場におけるいじめ防止対策推進法の趣旨が浸透し、初期段階のものを含め、いじめの認知、早期対応が進んだものと捉えることもできるため、本御要望に関して、見直しの場で検討することは困難である。
414	<p>【教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実】</p> <p>そもそも教育委員会に問題があるということは広く国民の知るところである。毎日子供たちと向き合っている教師が、本来の教育(未来を背負う子供たちが間違った道を歩むことなく、大人社会に入っていけるように指導すること、親や年配者に対する尊敬の念、恵まれない子供や仲間たちを慈しむ心を醸成し社会に役立つ人間に導くこと)に専念できる環境づくりをするのが肝要である。何か事が起きたときに、自らの失態を隠蔽し自己保身に走る教育委員会の在り方を根本から見直すための検討をお願いしたい。</p>	191	B	文科省	
415	<p>【不登校になった場合の支援】</p> <p>不登校になった場合の継続的支援につき、具体的方法を示してほしい。</p>	192	B	文科省	
416	<p>【警察庁発行「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」の改訂】</p> <p>現在もこのモデル案を踏襲したままハンドブックを作成している地方公共団体が多いが、平成19年の策定以降、総合的対応窓口の市町村への設置をはじめ、法制度改正も多数あるため、現状を反映したモデル案を示した方がよい。</p>	196	B	警察庁	

417	【刑事手続等に関する情報提供の充実】 検察庁発行の「犯罪被害者の方々へ」のパンフレットはわかりやすいので、警察に相談した段階から配布してもよいのではないか。ワンストップ支援センターや日本司法支援センターについても早期に情報提供して、刑事手続等への理解を促進してほしい。	128 130 199 200	B	警察庁 法務省	
418	【警察に相談しづらい被害者に対する支援】 性暴力被害については、7～8割が親族をはじめとする顔見知り加害者であり、被害を申告しても、顔見知りからの被害は「事件性がない」と判断されてしまうことも多く、「犯罪被害者等」の支援の対象となることが難しい場合も多い。警察の判断で支援の対象を決めるのではなく、例えばワンストップ支援センターやDV防止センター、児童相談所に相談していることを条件にするなど、より幅広く対応してほしい。	160 201	A	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	被害が潜在化しやすい被害者への支援としてA なお、基本計画の対象となる「犯罪被害者等」は、警察の判断で決められるものではない。警察が全く認知していない被害者であっても、他の関係機関・団体等において、被害者を認知した際には、関係機関・団体等と連携しつつ、必要な支援がなされている。
419	【性暴力被害専用ダイヤルの導入】 性暴力被害の相談のハードルを下げるために全国共通ダイヤル(3桁)を導入してほしい。	201	男女	内閣府 警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
420	【性犯罪支援に係る情報におけるICTの活用】 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大に関し、紙ベースの資料だけでなくICTの活用も必要ではないか。	201	男女	内閣府 警察庁	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
421	【被害者団体等の紹介の充実】 被害経験者や弁護士と出会うように、被害者団体や自助グループの紹介を充実してほしい。	206	B	警察庁	
422	【自助グループへの支援】 自助グループの実態や効果について、どのような支援が求められているのかなど調査し、自助グループに参加したい被害者がどの地域でも参加できるようになるとよいのではないか。	206	B	警察庁	
423	【被害者団体間のつながり】 警察庁には(被害者)団体を横断的につなげられるよう対応をお願いしたい。		B	警察庁	
424	【犯罪被害者等施策のホームページの充実】 施策の正式名称がわからないと検索がしにくいなどがあるので、わかりやすいホームページを作成してほしい。	207	B	警察庁	
425	【海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等】 海外で性暴力被害にあう場合も多く、被害にあった場合は在外公館に相談すればいいということを周知する必要がある。レイプドラッグの被害もあることから、被害の防止や被害にあった場合にすぐに警察や医療機関に相談する必要があることなど旅行者や旅行予定者への情報提供を行ってほしい。	208	C	警察庁 外務省	犯罪被害に遭った際は警察、医療機関、在外公館に相談すべきことは、渡航前の参考情報として、外務省の海外安全ホームページや在外公館のホームページで周知している。

426	【外国人向け被害者支援制度等の周知】 旅行者及び居住外国人を含めた、全国共通の外国人向けの「被害者支援制度等記載の手引き」及び民間支援団体を含めた各県関係機関等の周知方策の支援充実を要望する。	208	A	警察庁	
427	【海外での犯罪被害者や外国人被害者への支援体制整備】 海外で被害を受けた人の支援や日本国内で被害を受けた外国人に対する支援体制に力を入れるべきである。	208	(海外での犯罪被害者)B (外国人被害者)A	警察庁 外務省	
428	【在住外国人被害者等のための通訳者の育成、研修】 一般の通訳者では法律用語などの専門用語の通訳が難しいことが多い。被害者支援関連知識を持つ通訳者の育成、研修を行ってほしい。	208	A	警察庁	
429	【子ども・若年被害者への支援】 未就学児童の被害は密室で繰り返し行われる。時に愛情表現であると加害者から言われることにより混乱しているため相談できない。未就学児童に係る関係者は虐待対応スキル研修を必須とし、適切な対応が求められる。児童相談所において性暴力被害のトラウマケアができる職員を配置することが必要である。	209 220 242	B	内閣府 厚労省	主として子ども・若年被害者の支援における適切な対応や体制の整備を行うものとしてB
430	【障害児者への対応に関する研修等】 障害児者の性暴力被害、加害の事例も多く、被害申告の難しさや事例への対応において関係機関が障害の特性の理解が不可欠であるが、必ずしも情報が共有されておらず、専門的な研修も不十分である。実態を調査した上で、実態に基づいた支援策、研修等の施策が求められている。	209	A (弁護士関係)C	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省	「関係機関」にあげられる機関が必ずしも明確ではないが、「日本弁護士連合会」や「弁護士会」など弁護士自治が認められている機関に対しては、行政機関において実態調査の実施や実態調査に基づいた支援策、研修等の施策を講じることは困難である。
431	【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進】 性犯罪被害や児童虐待の最初の発見者としては、保育士、幼稚園教諭及び養護教諭の役割が重要である。これらの職種が適切に対応するとともに必要な助言を受けることが被害の潜在化を防ぐことに寄与するため、保育士、幼稚園教諭及び養護教諭に対する犯罪被害者の対応要領の研修を充実することが求められる。	209 220	B	内閣府 文科省 厚労省	
432	【潜在化しやすい犯罪被害者等への交通犯罪被害者の追加】 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に交通犯罪被害者も含めて欲しい。	209 242	C	警察庁 法務省 国交省	発生そのものが発覚しにくい性犯罪の被害者等と、交通犯罪被害者とは対策が異なり、一元化は困難と考えられる。 なお、交通被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進に関する施策については、別施策(168及び257)において対応することとしている。

433	【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進】 性暴力被害について理解の促進を図る際には人権教育、ジェンダー平等の視点を持ったものにしてほしい。	209 242	男女 A	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
434	【性暴力被害者の暗数把握】 暗数をどこまで拾おうと努めるのかで状況把握の内容はかなり変わってくると思う。暗数の把握は性暴力被害に関しては非常に大切なことだと思う。	210	男女	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
435	【障害児者に関する調査】 障害児者における犯罪被害実態調査を実施してほしい。	210	A	警察庁 法務省 厚労省	
436	【調査研究の推進等】 米国におけるACE研究: Adverse childhood experiences(逆境の小児期体験) 1995年から実施された大規模疫学調査などのような調査を行い、施策に活かしてほしい。 性暴力、セクシュアルハラスメントの全国的な実態調査を実施し、被害の状況や心身への影響などをきちんと把握した上で、施策に活かすほか、研修などにも活用してほしい。	210	男女	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
437	【犯罪被害者等の状況把握等のための調査】 第3次基本計画でも声なき声にどう耳を傾けたのかが明らかにされておらず、今後どのように聞き取っていくのかが、調査研究の推進等で警察庁において調査を実施する方向で検討するとしながら、どのような方法で、どういった調査をするのか、その具体性に欠けている。	210	C	警察庁	今後の参考としたい。
438	【性暴力加害者に関する調査】 性暴力の加害者にボルノの影響などの調査を行い、それらをもとに処遇プログラムを作成し、教育・啓発を行う。	212	C	法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
439	【犯罪被害者のメンタルヘルスに関する研究】 犯罪被害者のメンタルヘルスについては、実証的な研究成果がまだ乏しい現状にある。有効な施策の実施の上でも、メンタルヘルスの実態、リスク要因、PTSDや複雑性悲嘆等回復に資する治療技法などの研究を進めていくことは重要である。厚生労働科学研究、AMED等において犯罪被害者の支援・メンタルヘルス関連の課題を取り上げていただくことは極めて重要であると考え。また、メンタルヘルスの回復だけでなく、司法との関連において、子どもの被害者の適切な面接や、虐待事実の証拠となる負傷の確認に必要なデータの蓄積を含む研究なども必要とされているところであり、学会等への助成を望む。	213	B	厚労省	
440	【犯罪被害者等の精神的健康の回復に関する調査結果】 犯罪被害者等の精神的健康の回復に資する地域における犯罪被害者等に対する支援のモデルの研究等の心の健康づくりを推進する研究は素晴らしい取組だと思う。研究報告などがどのような形でなされているかを知りたい。	213	C	厚労省	研究に関する報告は既に研究報告書として公表されているものであり、改めて見直しの場で検討するものではない。

441	【民間の団体の研修に対する支援】 民間団体における研修において、ケース検討、スーパービジョンなどの実践的なものや当事者の話を聞く、連携を広げるための研修等が全国的に行えるとよいのではないかと。	222 224	A	警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	
442	【被害者支援センターの研修の見直し】 どの被害者支援センターも人材育成、世代交代が出来てなくスキルの低さを感じている。研修内容を再度見直す必要があるのではないかと。	222 224	B	警察庁	個々の研修内容については、犯罪被害者等早期援助団体ごとの事情に応じて判断されているが、研修に対する支援を行う観点からB。
443	【支援団体における公認心理師の配置】 犯罪被害者支援において民間団体はその存在感が高まるとともに、必要不可欠な存在となった。 しかし、その活動の実態は、ボランティアに頼る活動となっている。 被害者参加やワンストップ活動など、専門的知識と経験が必要になる支援においてさえボランティア頼みの活動となっている。 そこで、活動の質を高め、どの地域の犯罪被害者に対しても同等の支援が実施されるよう、全国各地の民間団体に常勤の公認心理師などを配置することが必要である。	224	C	警察庁	職員の配置等の個々の体制に関する事項については、犯罪被害者等早期援助団体ごとの事情に応じて判断されている。
444	【当事者団体におけるカウンセラーの整備】 公的機関のカウンセラーや支援者のノウハウを、被害者支援団体に共有するプログラムとして公費で国主導で行うことも可能であることから、被害当事者で運営されている団体に対するカウンセラー等によるサポート体制を整備してほしい。	224	C	警察庁	警察や地方公共団体等において民間被害者支援団体との連携・協力の強化を図っており、引き続きこれを進めていく。
445	【民間の団体への支援充実】 犯罪被害相談員及び直接支援員は、犯罪被害者等の支援活動を非常勤又はボランティア等で行っている。近年、検察の捜査、裁判への付添いが増加し、相談員の旅費・日当及び宿泊負担が民間被害者支援団体の財政を逼迫させている。中でも裁判へ付添いに係る相談員の旅費、日当及び宿泊費を要望する。また、犯罪被害者等の二次的被害の防止のため付添い支援に係る研修は欠かすことができないのでその費用を併せて要望する。	224	C	警察庁	裁判への付添い及びその研修等の直接支援業務に要する経費については、警察において予算措置を講じている。
446	【支援センターの相談員の有償雇用】 被害者支援センターの相談員の待遇がボランティアではなく、有償とし、責任を伴う職員を配備してほしい。	224	B	警察庁	職員の待遇等の個々の運営に関する事項については、犯罪被害者等早期援助団体ごとの事情に応じて判断されているが、その前提となる財源に関する問題としてB。
447	【犯罪被害者等電話サポートセンターへの支援】 第3次犯罪被害者等基本計画の重点課題「支援のための体制整備への取組」において表記された「犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手相談ができ・・・」に対応するためには、相談窓口の継続的な広報のほか、盤石な相談受理体制の確立が求められるところ、各支援団体それぞれが自前で夜間・休日体制を確立することは人的・財政的にも大きな負担となり、ひいては本来注力すべき事案に対して、支援が行き届かない事態もまねきかねない。 その一方で新たに開設されたナビダイヤルであれば、全国統一となる電話番号のもと、相談を求める者に対して、合理的な対応が可能であることから、制度に対する預保納付金等による公的な財政支援を求める。	18 224 226 231	(預保納付金 関係)C A	警察庁 財務省 金融庁	預保納付金は、「犯罪利用口座等に係る資金による被害回復分配金の支払い等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令」に基づき、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体も支出の対象とされており、平成25年度以降、実際に民間団体に対し助成が行われているところである。

448	<p>【寄附の文化により被害者支援を向上させるための税制措置の見直し】</p> <p>日本の各種の寄附額は、国際的には低い方である。欧米並みに寄附の文化を醸成させるため、とりわけ、犯罪被害者支援団体の活動の財源は、主に各種団体、個人からの会員会費、賛助会費、寄附金等で構成されている。公益財団へ寄附金等については、団体と個人を問わず税法(法人税、所得税法)において、優遇措置の見直しとあわせて、税制上の優遇措置については、広く、国民に周知徹底し、大規模災害に対する寄附金等様に税制上の優遇措置を得られる旨、広く国民に広報することを要望する。</p>	228 229 249	B (税制の優遇措置関係)C	内閣府 警察庁	税制の優遇措置の見直しについては、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
449	<p>【企業や個人による寄付に対する税軽減制度の検討】</p> <p>京都アニメーション放火殺人事件を契機に、同社への寄付に関する税の軽減措置が経済産業省で検討されているようだが、同社だけを特例とするのではなく、他の事件でも適用できるよう制度の検討を継続していただきたい。</p>	229	A	内閣府	
450	<p>【被害者支援団体による支援の実態調査】</p> <p>警察庁において、全国の被害者支援団体の支援の質について実態調査を行い、各団体の実績を公表するとともに、地域によって支援に不公平な事態が生じないよう適切な指導監督をしてほしい。</p>	230 231	B	警察庁	「警察における民間の団体との連携・協力の強化」及び「犯罪被害者等早期援助団体に対する指導」としてB
451	<p>【被害者支援センターにおける支援の充実】</p> <p>各自治体の被害者支援センターを、被害者や遺族の声を十分に聞き、その声を理解した上で活動し、真に被害者に寄り添うことができる組織に立て直してほしい。</p>	230 231	B	警察庁	相談員の技能の向上のための研修等については、犯罪被害者等早期援助団体ごとの事情に応じて実施されているが、研修に対する支援を行う観点からB。
452	<p>【被害者支援センターの土日・夜間対応】</p> <p>通勤通学に支障をきたさず通えるように土日や夜間にも被害者支援センターを開所してほしい。</p>	230 231	C	警察庁	運営時間等については、犯罪被害者等早期援助団体ごとの事情に応じて判断されている。
453	<p>【早期援助団体の支援体制に関する把握、公表】</p> <p>各早期援助団体について、支援内容、人材や財政の状況などの支援体制の現状につき、調査してほしい。傘団体の全国被害者支援ネットワークが公表していないため、国が全早期支援団体について把握し、被害者にもわかりやすく公表していただきたい。自治体の多くは早期援助団体による支援に頼っているが、受け皿として十分な支援を行える体制にあるのかを評価する材料が乏しい。</p>	230 231	B	警察庁	全国被害者支援ネットワークにおいて、適切な現状の把握がなされるよう、引き続き連携を図っていく観点からB
454	<p>【支援対象犯罪の整理】</p> <p>基本計画では、「犯罪被害者等」について「基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪被害者等の国籍の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。」とある。しかし、犯罪被害者等早期援助団体が行う支援対象犯罪は、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則における「犯罪被害者等」であり、基本法の「犯罪被害者等」の定義と異なっている。犯罪被害者等早期援助団体が行う支援対象犯罪は、理念的には基本法の定義が正しいと思われるので、整理が必要と思われる。</p>	231	C	警察庁	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の規定により、犯罪被害者等早期援助団体の行う支援事業は、いずれも同法に規定される犯罪被害又は犯罪被害者等が対象とされているが、犯罪被害者等早期援助団体においては、同法が対象としない被害についても必要に応じて支援が行われている。

455	<p>【犯罪被害者等支援庁(仮称)の創設について】</p> <p>現在、犯罪被害者等対策については、各府省庁の所掌事務と権限に基づき行われているが、最近の犯罪被害者等をめぐる環境は国際的、広域的当ボーダーレスになっているのが現状であり、各府省庁の権限等を横断的に連携しなければ対応が困難となりつつある。</p> <p>初期対応、応急対応、行動支援、救済支援等を総合的、機能的に行使できる独立した府省庁が必要となってきたことから、犯罪被害者等支援庁を創設してほしい。</p>		C		<p>新たな行政機関の創設は現状では困難である。</p>
456	<p>【被害者等総合相談対応センターの創設】</p> <p>地方公共団体のうち、都道府県及び政令指定都市には、「被害者等総合相談対応センター」機能を設置して頂きたい(例えば、精神保健福祉センターなどに機能設置しても良い)。当該センターでは、被害者事案(犯罪被害、交通事故、その他事故、子ども虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DV、ハラスメント、火災、被災等)を総合的に取り扱うこととし、対人援助職に関わる専門職(福祉職、医療職もしくは心理職、法律家等)を専従職員として3名以上の配置が望ましい。当該センターの機能を基幹型として、市町村の総合窓口や民間団体支援窓口等への助言指導や連携を行うことを進め、市町村の機能向上を図る。</p> <p>なお、被害者等総合相談対応センターの創設を先行する場合、被害者支援の包括支援の体制を整備できる規模の市町村をバックアップしていくべきであろう。</p>		A	警察庁 厚労省	
457	<p>【犯罪被害者等の生活支援のための既存制度の対象拡大】</p> <p>障害者福祉分野や高齢者福祉分野では、支援の根拠となる障害者総合支援法や介護保険法によって、市区町村でケアマネージャー(相談支援専門員や介護支援専門員)がケアマネジメントを公的に実施するために方針会議を開催することが定められ、多機関連携による具体的介入のための方針会議が開催され、中長期型の支援が実施されている。犯罪被害者支援においては、多機関連携が必須であるにも関わらず、具体的介入に欠ける状況にある。計画相談等のケアマネジメントサービスや生活支援が公的に即時に提供される仕組みとして、犯罪被害者等を対象としたケアマネジメントの仕組みを新規に導入する、あるいは、障害者総合支援法若しくは介護保険法のケアマネジメントの対象拡大により支援の拡充を図ることを提案する。実際、障害者総合支援法においては、2013年に難病患者が、2014年に矯正施設の退所者にもサービスが提供され始め、生活課題や地域移行が進んでいる。特に、犯罪被害者等においては、事件事後早期からのホームヘルプサービス(居宅介護)や同行援護が早急に制度設計されるべきと考える。</p>		C	警察庁 厚労省	<p>障害者総合支援法は、障害者基本法の基本的理念に則り、障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付等を行うこととしている。</p> <p>障害者総合支援法第4条第1項において、障害者の範囲を定義しており、障害福祉サービスは同法に定義する身体障害者、知的障害者、精神障害者及び厚生労働大臣が定める特殊の疾病に罹患されている方に対し提供されるものである。</p> <p>障害者に対する障害福祉サービスと同様の支援が必要であるという理由をもって、障害者総合支援法の対象者に犯罪被害者等を追加することは困難である。</p> <p>介護保険法における介護支援専門員のケアマネジメントにおいては、要介護者等に対するアセスメントやモニタリング等、個々の心身の状態等を踏まえた支援を行っており、仮に要介護者等が犯罪被害者等だった場合においては、その方の意向等を踏まえた上で、犯罪被害に遭われた支援の相談先などにつなぐ仕組みとしている。</p> <p>なお、「犯罪被害者等を対象としたケアマネジメントの仕組みの新規導入」を含め犯罪被害者等の生活支援のための他機関連携の在り方については、地方公共団体における犯罪被害者支援の充実推進(生活支援専門職の活用等)の論点に含まれる。</p>

458	<p>【国内でおきたテロ事件の被害者等への支援】</p> <p>2007年9月の経済的支援のための検討会の最終取りまとめでは、テロ事件に関し、「テロ事件の被害者等に対する特例的措置について、対象となるテロ事件の定義付けは困難である上、テロ事件の態様は様々であるから、一般の犯罪被害者等とは別に特別の救済策をとることをあらかじめ包括的に定めておくことは困難である。ただし、国家または社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合には、国は、迅速に、当該テロ事件を指定して特別措置法を制定するなどにより、当該テロ事件に対する国の対処方針を決定し、そのなかで、被害者等に対する医療、カウンセリング等の早期支援の実施を定めるとともに、社会の連帯共助の精神に基づく「基金」を設置するなどにより、事案に即した被害者等の経済的救済を図る措置を明確に示すべきである。」とあり、その後、何も変更されていない。</p> <p>テロ事件の被害者等の支援は、迅速な安全確保と正確な情報提供、適切な医療の提供、直後に入用な資金援助を必要としている。</p> <p>また、身体的精神的被害に関しては労災保険のアフターケア制度の対象になるが、被害者全員が労災保険の対象者とは限らない。</p> <p>さらに、テロ事件の被害者等の支援ができる支援者の養成が望まれる。</p> <p>サリンや爆発物等によるテロを前提として訓練等を実施しているにも拘わらず、付随する死亡者、負傷者、その家族、目撃者の支援策が犯罪被害者等基本計画には規定されていない。</p> <p>テロ事件の被害者対策がしっかりしていることは、対外的にもテロの攻撃を受けにくくし、例えば被害者が出たとしても、国連のテロ対策の被害者に関するテーマでもある「レジリエンス」を高め、被害からの立ち直りを早めることに役立つ。</p>		C	警察庁	<p>現行の犯罪被害者支援においては、テロ行為によるものか否かを区別しているものではない。</p>
459	<p>【危機管理としての被害者支援の在り方】</p> <p>テロや無差別殺傷事件のように被害者が多数に上る事件・事故においては、地域社会に大きな不安を与えたとともに、国民の強い関心を喚起する。こうした事件事故においては、被害者やその家族も広域に所在し、場合によっては外国在住の者も含まれる。こうした事件への対処には、危機管理の一貫として、迅速・効果的な被害者支援の展開が望まれる。しかし、警察は、捜査や事案処理のため多忙を極め、特に小規模警察においては被害者支援体制を確立することには相当の困難を伴うものと思われる。そこで、こうした事件事故の発生に備えて自治体や民間団体等を含めた被害者支援体制の確立のための訓練、研修、協定の締結(条例化)等に取り組む必要があると考える。</p>		A	警察庁 法務省	
460	<p>【支援等のための体制整備への取組】</p> <p>東海道新幹線車内殺傷事件(2018年)や京都アニメーション放火事件のように、一の事件の被害者の方々の居住地が複数の都道府県に跨る場合に、関係都道府県間の情報共有と支援に係る調整を、警察庁又は管区警察局が主体的に行う体制を整え、その旨を記載すべきである。</p>		C	警察庁	<p>複数の都道府県にまたがる大規模殺傷事案などが発生した場合には、警察庁又は管区警察局が関係都道府県間の連絡調整を行っている。</p>
461	<p>【支援における時期別の役割分担】</p> <p>京都アニメーション放火事件のように、同時に多数の被害者が生じる事件であればある程、初期の被害者支援は警察組織の人的資源を以ってしなければ対応できないのが現実である。また、捜査上の情報管理の必要性からも初期支援に当たるのは警察であるのが望ましい面があるものと推察する。</p> <p>そこで、初期支援は警察、中長期的な支援は都道府県知事部局や市町村、そして、その間、途切れることなく繋いでいくものが早期援助団体であるという基本的な役割分担を明確にし、基本計画にもその旨を記載しておくべきと考える。</p>		A	警察庁	

462	<p>【広域にわたる犯罪等に備えた訓練の実施】</p> <p>犯罪被害者に関する法律や施策は多岐にわたっている。様々な施策が国として推進されるようになったことは望ましいことだが、犯罪の発生する状況や被害者の状況は多様であり、その多様性に対応するためには、地域においてあるいは地域を超えた被害者支援機関の連携が必要である。</p> <p>具体的には、近年増加している深刻な児童虐待への対応にあたっては、背景にある配偶者・パートナー暴力の理解と対応が必須であり、児童相談所だけでなく、配偶者暴力相談支援センター、警察との連携が必要となる。また、被害者が広域における犯罪（秋葉原殺傷事件や、京都アニメーション放火殺傷事件等）においては、被害発生地域以外の被害者やその家族、遺族の、在住地域における被害者支援機関や行政機関、医療機関の連携が重要である。このような広域のネットワークは事件毎では間に合わないことから、平時より想定事例等でシミュレーション等を行うなどの準備が必要と考えられる。特に2020年の東京オリンピック時に当たっては、国内におけるテロ事件の発生や、それに伴う海外の被害者を想定することも必要であると考えられる。</p>		A	内閣府 警察庁 総務省 法務省 厚労省	
463	<p>【被害者ノートの活用】</p> <p>犯罪被害者支援団体はもちろんのこと、自治体、司法機関、医療機関、教育機関等々において犯罪被害者支援に携わる担当者（支援担当者、検察官、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー、カウンセラー、スクールカウンセラー、養護教諭）に「被害者ノート」の存在を周知徹底してほしい。特に各警察署においては、公費で、事件直後の段階から支援担当者の手によって「被害者ノート」を被害者に手渡すように徹底してほしい。また犯罪被害者支援団体が「被害者ノート」を作成する際は、補助金などのサポートを行えるようにしてほしい。</p>		B (弁護士関係) C	警察庁 法務省 文科省 厚労省	民間団体との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実としてB なお、弁護士については、弁護士自治が認められているため、行政機関において周知徹底をすることは困難である。
464	<p>【未知の犯罪被害に関する対策について】</p> <p>電磁波を利用した犯罪や「恋愛感情等」に基づかないストーカーにつき、実態調査を行ってほしい。</p>		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
465	<p>【被害後の家族関係】</p> <p>被害後の家族関係の悪化についての、理解を促進してほしい。</p>		B		
466	<p>【死亡直後の遺族の支援強化】</p> <p>交通事故被害者も含め、病院から連れて帰る際や、告別式の準備など、遺族はまったくわからず、相談先を必要としている。</p>		B	警察庁	
467	<p>【社会福祉協議会とのつながり】</p> <p>犯罪被害者等に対する生活支援について、自治体と社会福祉協議会とのつながりを活用し、身の回りのケアを開始したが、これが全国的に広まればよい。</p>		B	警察庁 厚労省	
468	<p>【介護休業制度についての情報提供】</p> <p>介護休業制度について警察、行政等から教えてほしい。</p>		B	警察庁 厚労省	
469	<p>【つきまとい等】</p> <p>ストーカー規制法の改正等により、「恋愛感情」以外のつきまとい等についても規制対象とし、対応窓口の設置等の支援、広報啓発等をしてほしい。</p>		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	関係府省庁	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○Cとした理由)
470	【性暴力やいじめがなくなるための人権教育及び性教育】 性は最もプライベートなことで、愛しく大切な相手と育むものであり、他人の性を勝手に侵してはならないこと(人権教育)、といった最低かつ基本的な教育が浸透していないことが性暴力多発の原因である。我々が社会で他人と共存して生きていくための基本的かつ普遍的な教育をきちんと行って欲しい。	232 233 235	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
471	【年齢等に応じた性教育】 年齢・発達段階に応じた性教育が性暴力の加害・被害の防止において不可欠である。自分のからだは自分のものであり、大切にされる、いやなことをいやと感じていい、いやとっていいこと、いやなことがあったらその場から離れてもいい、誰かに話を聞いてほしいなどの基本的なことを小さい頃から身近な大人が伝えて行く必要がある。保育所、小学校、中学校、高校であり、保護者や地域社会の責務だと思ふ。人権教育、健康教育、生涯教育の一環として性教育を位置づけてほしい。 また、親や知的障害を有する子どもにも性教育をきちんと実施してほしい。	232 233 235	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
472	【大学教育における性教育】 義務教育期間だけではなく、大学教育等でも、加害者にも被害者にもならないよう、あるいは加害が行われそうな場面で適切な対応が取れるよう、性的同意についてや、飲酒に伴う性暴力やデートDVなどの注意喚起をしてほしい。	232 233 235	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
473	【小中学生へのDV教育】 小中学生に対し、DV教育が実施されていないので、米国など進んだ国と同様に教育を充実する必要がある。	232 233 235	男女	文科省	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
474	【国民の理解と協力のアピール】 警察庁が全国規模で2010年度に始めた「命の大切さを学ぶ教室」は2017年度までに約250万人の中・高校生が受講し、現在は学校側からの開催要請が増えていると聞く。開始から20年間経てば約714万人が受講し、さらにダルマ式に増えていく。交通事故を含む犯罪被害者のうち、主に遺族の語りに生徒達は真剣に耳を傾け目を凝らす。やがて今生きている自分の命、生まれて来た意味、家族のこと、悲しみを繰り返さないために自分にできることは何かと考え出す。同教室に触れた中高生達は10年経ち、実際に家裁で働いたり、警察官になったりする。 犯罪被害者等基本法が謳う国・地方自治体・国民の各責務の中、国と地方自治体は着実に動き出し、今後の課題は国民の責務を分かり易く周知することとなる。犯罪被害当事者・遺族・家族等への地域での共感や見守る姿勢、学校の先生方による心ある言葉がけ、被害者の兄弟姉妹が級友達と普通に過ごせる日が来るよう、具体的に本腰を入れ推進して頂きたい。	232～238 239	B	内閣府 総務省 警察庁 法務省 文科省 厚労省	
475	【道徳における被害者の講演】 小中高での道徳、社会、人権の授業で被害者の講演を必須にして欲しい。命の授業の感想文の多くに子ども達が、「この話を多くの人に聞いて欲しい」と書いてくれた。被害者への理解を深めるだけではなく、いじめ防止や防犯活動にもなると思う。	232～238	C	警察庁 文科省	授業でどのような題材を取り上げるかについては、各学校が判断するため、検討の対象外である。

476	<p>【学校における生命(いのち)のメッセージ展の開催】 小学校・中学校・高等学校での道徳教育の中に、「生命(いのち)のメッセージ展」のパネル展示を組み入れてほしい。 そのパネル展示と並行して、教職員や生徒・保護者に、参加遺族の生の声を聴いてもらう機会を道徳教育の中に組み入れてほしい。 公立の小学校・中学校・高等学校の各校に、最低でも2～3年に1回は「生命(いのち)のメッセージ展」の巡回展示が来るようにスケジュールを設定し、生徒は在校時に1回は展示に接することができるようなプログラムを構築してほしい。</p>	232～238	C	警察庁 文科省	授業でどのような題材を取り上げるかについては、各学校が判断するため、検討の対象外である。
477	<p>【学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進】 犯罪被害者等が学校において行う「命の授業」で、多数の子ども達が「多くの人達に聞いて欲しい」と感想を記すほどに、人生の初期に被害者への理解を深める授業を執り行うことは意味があり、防犯にもつながると実感している。小中高での道徳あるいは社会、人権の授業で被害者の講演を必須にしてほしい。</p>	232～238	B	警察庁 文科省	
478	<p>【教職員への人権教育】 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育はとても必要なことだと思う。そのためにはまず教職員への深い人権教育研修が必要だと思う。学校以外でも、国民全体に対して、被害者を侮辱する、嘲うことはやってはならないということを知徹底してほしい。</p>	233	B	文科省	
479	<p>【子どもへの暴力抑止のための参加型学習への取組】 子どもがいじめ・虐待・暴力行為・性暴力等の被害にあった場合の対応について主体的に学ぶよう、地域の実情に応じた取組がなされるように教育委員会に促してほしい。</p>	235	B	文科省	
480	<p>【民間企業における啓発】 民間企業での理解が進んでいないため、企業内での被害者等が不当な扱いを受けないよう、企業に対する啓発を実施し、理解を促進してほしい。</p>		B	厚労省	
481	<p>【学校における犯罪被害者等に関する学習の充実】 いのちを大切に作る教室は、平成24年10月から県警察の委託事業として、県下の中学・高校生に対して推進し成果を上げている。教師や生徒への意識改革も徐々に浸透してきており継続推進の必要性を実感している。 なお、一部の現場からは、小学高学年にも対象を広げたらとの意見もあることから、中学直前の小学高学年生への本教室の拡充も意義あるものと思う。</p>	237	B	警察庁 文科省	
482	<p>【一般国民に対する効果的な広報啓発の実施】 「犯罪被害者支援」について、まだ国民に広く浸透しきれておらず、認知度が決して高いとは言えない現状である。全国被害者支援ネットワークの広報啓発活動のみならず、国や地方公共団体は、機会あるごとに国民に対して広く広報啓発活動を行うよう強く要望したい。</p>	238 239 240 241 244 245 246 247 248 249 250 251 252	B	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	

483	【全国「犯罪被害者週間」運動の実施】 広報・啓発活動として犯罪被害者支援を国民・県民に浸透させるため、全国運動として「犯罪被害者週間」を統一的に展開していく必要がある。各県においても官民が一体となった県民運動として活動することが必要で、予算的な裏付けがあってもいいはずである。	239	B	警察庁	
484	【世界道路交通犠牲者の日における啓蒙活動】 11月第3日曜日に世界中で取り組まれる「世界道路交通犠牲者の日」の行事も国として取り上げてほしい。	239	B	内閣府	政府においては、長年春・秋の全国交通安全運動を実施しており、国民の間にも広く定着しているところである。また、交通安全関連行事の中で黙とうを行うなど、交通事故被害者へ哀悼の意を示しているところである。 世界道路交通被害者の日に国レベルで更に啓蒙活動を行うことは困難であるが、複数の交通事故被害者等の団体において、世界道路交通犠牲者の日にちなんだ取組が行われていることも承知しており、その内容等について所要の検討を行ったうえで、必要に応じて協力して参りたい。
485	【「社会をあかるくする運動」と同規模の地域を巻き込んだ啓発活動の実施】 加害者のことばかり目を向けず、被害者のことにも目を向けて欲しいと被害者は感じているため、同規模で実施してほしい。	241	B	警察庁	
486	【犯罪被害者月間の制定】 犯罪被害者支援を促進する機運をより一層盛り上げるため、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)を中心に、11月を「犯罪被害者月間」と位置付け、国・地方公共団体が中心となり多様な広報媒体を利用して、関係機関と連携した大々的な国民運動を展開する。	241	B	警察庁	
487	【一般国民に対する効果的な広報啓発の実施】 オレンジリボンやピンクリボン活動の様に犯罪被害撲滅活動としてリボン活動での啓発活動をしていただきたい。リボン活動をする事で多くの人へアピールしやすくなり、被害者への支援や犯罪被害撲滅意識を高めることに寄与できると考える。色は【スカイブルーリボン】を希望する。	241	B	警察庁	
488	【犯罪被害者週間における標語募集の2本立て】 被害者の置かれている立場、状況等に対する国民の理解は、広く浸透したとは言い難いため、現在、「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に合わせて、標語を募集しているが、この標語を一般向けと青少年向けの2本立てとして、次代を担う、青少年層に理解を得、安全な社会づくりのため、国・地方公共団体・企業・各種団体等が連携した大々的な「国民運動」を展開することを要望する。	241	B	警察庁	
489	【国民の理解の増進】 各地の被害者支援センターが独自で広報するには、予算的にも人的にも限界がある。政府広報で取り上げたり、学校の道徳教育にカリキュラムを入れ込むなどの国民全体に及ぼす広報が望まれる。若年層には、広報媒体としてSNSを活用した情報提供も考慮すべきである。	228 249	B	警察庁	
490	【子ども・若年被害者への支援】 子ども、若年被害者の被害が多いが、相談につながりにくい現状がある。SNS等を活用したわかりやすい情報発信やSNS相談の活用などで相談のハードルを下げる取り組みが重要である。	228 249	B	内閣府 警察庁 文科省	
491	【講演会等の周知活動】 被害者支援についての講演会等の周知活動に力を入れてほしい。	253 257	B	警察庁 法務省 厚労省	

492	【関係機関の職員等への当事者による講演会】 当事者の講演会は一般の方々へよりも、支援をする方や関係者等に対応する方がもと聞いて、現状を知り、様々な改善が必要であるのではないと思う。	253	B	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省	
493	【身体損傷に関する記載】 交通事故に係る身体損傷について、文章でも良いからもっと具体的に表記してほしい。	257～259	C	警察庁	掲載する媒体や訴求対象に応じた適切な表現となるよう配慮している。 なお、警察庁では、毎年、交通事故による損傷主部位別・状態別死傷者数等の身体損傷に関するデータについて取りまとめた上、広報しており、同データについては、警察庁ウェブサイト及びe-Stat(政府統計の総合窓口)によるインターネット上のほか、全国の警察情報公開室で冊子「交通統計」を置いて公開されている。
494	【交通事故被害者に関する統計の周知】 最近の統計は過去10年位からしか遡らない。昭和21年度からの厚労省統計や、30日以内死者数も、警察庁が統計を取るようになってからのものは必ず載せてほしい。	260 261	B	内閣府 警察庁	30日以内死者数の状況については、警察庁ウェブサイト及びe-Stat(政府統計の総合窓口)においてインターネット上で公表しているほか、犯罪被害者白書に掲載しているところであるが、今後可能な範囲で警察庁が統計を取り始めた平成5年からの掲載を検討する。
495	【犯罪被害類型マップの累計年度掲載】 各都道府県警察本部により、HP上に各種犯罪発生マップが掲載されているが、単年度資料に加え、累積年度の図も表示してほしい。		C	警察庁	各都道府県警察のシステム設計によるものであり、全国的に統一された表示とすることは困難であるが、本要望については今後の参考としたい。 (累計年で表示される設計となっている都道府県警察もある。)
496	【男性や性的少数者(LGBT)の性暴力被害に関する広報啓発の実施】 男性や性的少数者(LGBT)の性暴力被害について、偏見が根強いいため、幅広い広報啓発が必要である。		A	内閣府 警察庁 法務省	
497	【男性の性暴力被害者が相談しやすい広報】 性被害ワンストップ支援センターは、女性の被害者をイメージした広報が多いため、性暴力被害に遭った男性も相談できるかどうか判断としない。		男女	内閣府	男女共同参画基本計画の見直しの中で、性犯罪被害者の支援の充実についても検討が進められていることから、同計画の見直しの検討結果を踏まえて、必要な記述を行う予定である。
498	【若者等に対する法律の教育】 子供・若者が、身近な法律に関し無知過ぎる。無知による犯罪が増えつつある昨今、学校教育の中で具体的な法律を教育してほしい。		C	文科省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
499	【犯罪被害に関する運動の促進】 「Me too!」運動を性被害のみでなく他の犯罪被害での活用を推進し、広がりを促してほしい。		C		民間による運動であり、基本計画の中に記載するのは適切ではない。
500	【ネット社会の危険性等に関する教育】 SNSを使った犯罪や性暴力被害に安易に巻き込まれる未成年者が後を絶たない。今までとは違うスピードで、犯罪や性暴力被害に巻き込まれている。小・中学校の授業で、ネット社会の危険性や性被害について、守るべき基本を教えて欲しい。		C	文科省	児童生徒が情報化社会によるトラブルや犯罪被害を含む危険を回避するなど、情報を安全に活用できるようにするため「情報モラル」の指導を行っているが、授業における情報モラルの指導は学習指導要領に記載されている内容を基に行われているため。
501	【被害者遺児のイベントへの招待】 警視庁では犯罪被害者支援の中で、(交通事故で子を失った交通事故の遺族が)犯罪被害者遺児の家庭にイベントで招待を受けている。こういうイベントによって一歩を踏み出せるような、社会に一歩出ていけるような、そういうものになっていくと思っているので、警視庁の例をしっかりと各都道府県が知っていたら、全国的に展開していくような方向になっていただければありがたい。		B	警察庁	

○ その他の要望事項

要望番号	要望事項	関連する現行施策	整理案	関係府省庁	備考 (○同一要望内にBとCが混在する場合の内訳 ○とした理由)
502	<p>【被害者支援に係る予算】 昨今、加害者の再犯防止についての施策が活発に見受けられるが、被害者支援の施策と両輪で行われるべきもので、それによりこれまでの被害者支援の予算が削減されることはあってはならない。</p>		B	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	
503	<p>【被害者権利に関する理不尽さ】 情報不開示によって対話センターで事情聴取から受けなければならない、審判が開かれないため一から民事事件で争わなければならない高い弁護士費用がかかる、自治体の犯罪被害者給付金の手続に手間や時間がかかる等あります。また警察の記者会見ではなく自治体の記者会見となる。そのため不正確な情報を世間に流されたり、事実を矮小化される。加害者が少年というだけで他の被害者よりも情報がもらえずお金や時間がかかることが警察はなく自治体が記者会見することに非常に理不尽さを感じる。少年法があって加害者側が成人と少年で違うところまでは理解できても被害者側まで違うということに関しては到底理解しかねる。被害者の権利に関する部分は成人の事件同様守っていただくよう変えてほしい。</p>		B	警察庁 文科省	
504	<p>【被害者の生死による捜査の差等】 犯罪によって重篤な障害が残り、しかし、そのことで事件が未遂として取り扱われ、それによって時効が設定され、その後の捜査に差が出ている。 殺人事件は既遂でも未遂でもそれを罰するとしながら、捜査の段階で差が生まれている。 被害者の生死は事件の凶悪、重大性には何ら関係ないと思う。 被害者の生死で時効の取り扱いが違って、重篤な障害に苦しんでいる被害者がいる事件でも、時効になったら犯人はもうその事件で罪に問われることなく自由を手にする。一方、被害者は重篤な障害が残った体に一生苦しめられる。 これは、被害者等の個人の尊厳が重んぜられるとする「犯罪被害者等基本法」がある中で、被害者側に対する不当な扱いではないか。 また、日本は障害者権利条約に批准しながら、障害のある人の公訴時効の扱いについてその当事者である障害が残った被害者の生の声をしっかり聴くことなく決めてしまったことが、条約違反に当たるのではないか。</p>		C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
505	<p>【公立病院医師の、営利民間企業・保険会社・従事許可の規制】 身体損傷を受けた被害者は、重傷であればあるほど、その地域の中核医療機関たる公立病院の医療を受けることが多く、裁判所も公立病院医師の意見書を偏重する。 被害者が、加害者(保険会社)へ、利益供与をはかられた、癒着している、と疑わざるを得ない状況は「誘発」されるべきでない。また、公立病院担当医が保険会社と雇用関係にあったという証拠を得た例は極めて稀で、水面下には同様の事例がかなり潜んでいると考えられる。 よって、被害者に、公正中立な医療と正当な損害賠償請求を確保するため、行政機関が、公務員医師へ「保険会社」従事許可を出している現状は、改善が必要と考える。 「禁止事項」として、明記・新設、または厳に通達が図られるべきである。</p>		C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

506	【犯罪抑止に向けた対応】 現状の日本は犯罪全般に関し、「何か起きてから」しか動こうとしない。危険と判断出来るにも関わらず、国の各機関の後手姿勢は国そのものへの不信感となる。犯罪抑止に向け、真摯に細やかに行動出来るよう見直ししてほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
507	【「家庭内幼児虐待」の呼称を、「家庭内幼児拷問」へと置き換えてほしい。】 家庭内幼児虐待が顕在化するたび、児童相談所の責任逃れ及び迅速な対応逃れが露見する。虐待の文言が現実には起きている事件の実態を察知する力を弱める要因となっているのではないか。「家庭内幼児拷問」と聞いても尚、児童相談所が放置するのか。また虐待を続ける家庭内の大人達も自らの行動が、幼児に対する拷問であると認識するために「家庭内幼児虐待」→「家庭内幼児拷問」と変更する意義がある。		C	厚労省	「家庭内幼児虐待」の定義が必ずしも明らかではないが、「虐待」という文言は児童虐待防止法に定められたものである上、一般に浸透し社会問題として認識されているものであることから、現時点で文言を変更する必要性は認められないため。
508	【閉鎖的な組織の検証】 情報公開に関し閉鎖性のある組織等(企業・自治体・学校関連・家庭・地域etc.)を列挙し、なぜ閉鎖がちなになるか理由を示し、犯罪防止・抑止のために情報公開の必要性を組織・国民が意識し学べるようにしてほしい。犯罪防止・抑止のために声を挙げた者が潰される組織は安全・安心社会を作って行かない。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
509	【内部告発に関する取り組み】 有害物質などを不当に処分又は売却し、国民の健康を阻害する行為を社員が内部告発した事件の立証し、企業の反社会行為を指示した人物の取り組みを確実に関係省庁と共同して行って欲しい。		C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
510	【法務省が公表する犯罪白書で捜査対象外の事件の刑事事件対応】 警察官人員が少ないのであれば、増員して対応部署を設けて対応してほしい。		C	警察庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
511	【個人情報閲覧可能期間の延長】 5年から30年程度まで記録の保管期間を延長してほしい。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
512	【監察事案に対する他県警による調査】 警察の不祥事は各県で対応するのではなく、他県の警察が介入し捜査するように改めて欲しい。		C	警察庁	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
513	【国際的な犯罪被害者支援組織との連携の推進】 今年結成された「被害者支援アジア(Victim Support Asia)」には、アジア地域だけでなく、世界の支援関係者が参加しているにもかかわらず、日本の被害者支援組織は全く関係しなかった。被害者支援団体の国際的連携組織として、従来、「被害者支援ヨーロッパ(VSE)」と「国際被害者援助機構(IOVA)」があったが、同様に、日本はそれらにも関わってこなかった。被害者支援は“trans-national”と言われているように、被害は国境を越えて起き、かつ、支援も国境を越えて行わなければならない時代にある。日本も、国際的な組織との連携を行うべきである。		C	警察庁	民間団体の国際的な連携については各団体の意志に委ねられていることから、検討の対象外である。
514	【胎児の人権】 交通犯罪・事故の被害に遭った胎児の人権を認め、加害者の刑事罰、損害賠償および保険制度において、胎児を人と扱うための法改正をしてほしい。		C	法務省 国交省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。

515	【捜査を監督する組織の設立】 県警、地方検察庁の捜査を監督する全国統一の組織を設け、捜査に対する不信感を抱いた被害者遺族が相談できるようにしてほしい。		C	警察庁 法務省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
516	【生活保護受給者の車両保有】 経済的困窮により生活保護受給となり、車を手放さなければならなくなったが、通院や外出には必要である。障害者手帳を得ないと車の保有が認められないのはおかしい。		C	厚労省	犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
517	【被害者による救済策の判断】 被害者に救済策を振り分けるのではなく、よく聞いて、何が必要かを状況に応じて判断してゆくシステムにしてほしい。		B	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	
518	【基本法の見直し課題】 多様で複合的な課題を抱えて「制度の狭間」に陥りがちな犯罪被害者等への包括的支援を実現する方策を実現できる検討の機会や見直しを求めたい。ただし、生活支援施策の充実強化という目的は各施策に共通するが、犯罪被害という特性上、個人情報の扱いに関しては慎重な仕組みが必要なのは言うまでもない。		B	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	
519	【超党派による犯罪被害者支援を応援する議員連盟の設置】 犯罪被害者の置かれている立場は、法で擁護された、加害者処遇とは、著しい隔たりがあり、被害者等の人権擁護等をするためには、どうしても立法との関わりあいが必要であり、新たな犯罪被害支援庁の設置な、政治力によるところが必要不可欠であり、また、刑の厳罰化等の法律の改正にも立法府である政治力が必要となるので、全国ネットが元立ちとなって設置を願いたい。 勿論、地方議員には、当該センターで促進を図ることとしたい。		C		国会及び地方議会は行政機関ではなく、国会及び地方議会に係る事項について基本計画に盛り込むことは困難である。
520	【生活支援の際の申請主義】 各種生活支援につき、申請主義を改める。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
521	【教育的でない性情報氾濫増加一方の現状を抑止すべく即刻取組んでほしい。】 教育的でない、欲望的・扇情的性情報の氾濫増加と放置が性犯罪増加へと繋がる。子供・女性の人権が守られていない。		C		犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難である。
522	【「二次的被害」ではなく「二次被害」という用語の統一】 二次被害は、世界的に使われている“secondary victimization”の日本語訳であり、学界では「二次被害」が定訳となっている。しかし、一部で「二次的被害」という表現が使われているが、基本計画では、正しく「二次被害」としていただきたい。		B	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	
523	【「交通事故」に名称を統一】 犯罪被害者等支援の場では、「交通事故」に関して「交通事故」という名称にしていただきたい。		C	警察庁 法務省 国交省	一般に「交通事故」の名称が用いられてきていることなどから、用語を「交通事故」に統一することは、その指し示すものについて誤解を招くおそれがあり、対応困難である。

524	【基本計画見直しに関する意見・要望募集の周知】 見直しに係る要望・意見聴取の募集につき周知不足である。		C	警察庁	今後の参考としたい。
525	【基本計画見直しに関する要望・意見聴取会の土日開催】 要望・意見聴取会の日程に土曜日・日曜日の設定も設けてほしい。		C	警察庁	今後の参考としたい。
526	【要望・意見内容の国民への開示】 同数の意見要望がどの程度あるのか知りたいので、分類した統計データを開示して欲しい。		B	警察庁	